

重要文化財

黒田家住宅長屋門修理工事報告書

昭和五十一年十二月

重要文化財
黒田家住宅長屋門修理工事報告書

重要文化財
黒田家住宅長屋門修理工事報告書

序 文

当長屋門は、黒田家主屋の南面に建つが、黒田家は江戸時代、旗本本多日向守の代官を勤めた家柄で、広大な屋敷の周囲には濠が回りその格式にふさわしい門である。

建物の創立は、主屋よりやや古く十八世紀の中頃で、当地方の代官住宅として貴重な遺構であるところから、主屋と共に昭和四十八年六月二日、重要文化財に指定された。

しかし長屋門は、安政、昭和と二度も大地震を受け、また屋根も昭和十二年春、手許材料によって葺きかえたが、その後、葺材茅の入手難からその耐用年限は遠く過ぎ腐朽甚だしく、各所に雨漏りが生じ、西端室の一部はすでに倒壊するなど破損の度は大きく、現状維持は憂慮された。そこで所有者と地元関係者相諮り、文化庁指導のもとに修理設計をたて、国並びに県及び小笠町より多額の補助金を受けると共に修理委員会を設けて、昭和五十年十二月から工事に着手した。

工事は解体修理工事、総事業費二千九百五十万円余り、期間十三ヶ月の計画であつたが、途中、調査資料に基づき、国の許可を得て一部の現状変更をなした。

今回ここに滞りなく完了、住時を偲ぶお代官の長屋門の竣工を見るに至つたので、この文化財を広く世に紹介すると共に後世に伝える資料として各界に利すること多きを期待するものである。

おわりに終始専門的立場からご指導を賜つた文化庁担当官並びに県、町ご当局、また工事の設計

監理とこの報告書の編集に当られた財団法人文化財建造物保存技術協会、更に何彼とご協力下さった関係各位に対して心から感謝申し上げます。

昭和五十二年一月

重要文化財黒田家住宅長屋門修理委員会

委員長 赤堀 正治

例言

- 一、この報告書は、当黒田家住宅長屋門修理に関する国庫補助事業の一部として刊行されたものである。
- 二、編集に当っては、今回の工事の概要のほか、工事中の調査事項、発見物、およびこの建物に関する各種参考史料等を纏めた。
- 三、図面および写真については、工事中作製または撮影した多数のうちから、図面については、記録保存図（原図は文化庁に提出、同庁保管）とその他の説明図を、写真については、修理前後並びに工事中の記録と各種資料写真の主要なものを掲載することとした。
- 四、本文、図面とも表示寸法は「メートル」によつたが、必要に応じて「尺」を併記した。
- 五、本書の編集および担当は左記による

編集 財団法人文化財建造物保存技術協会

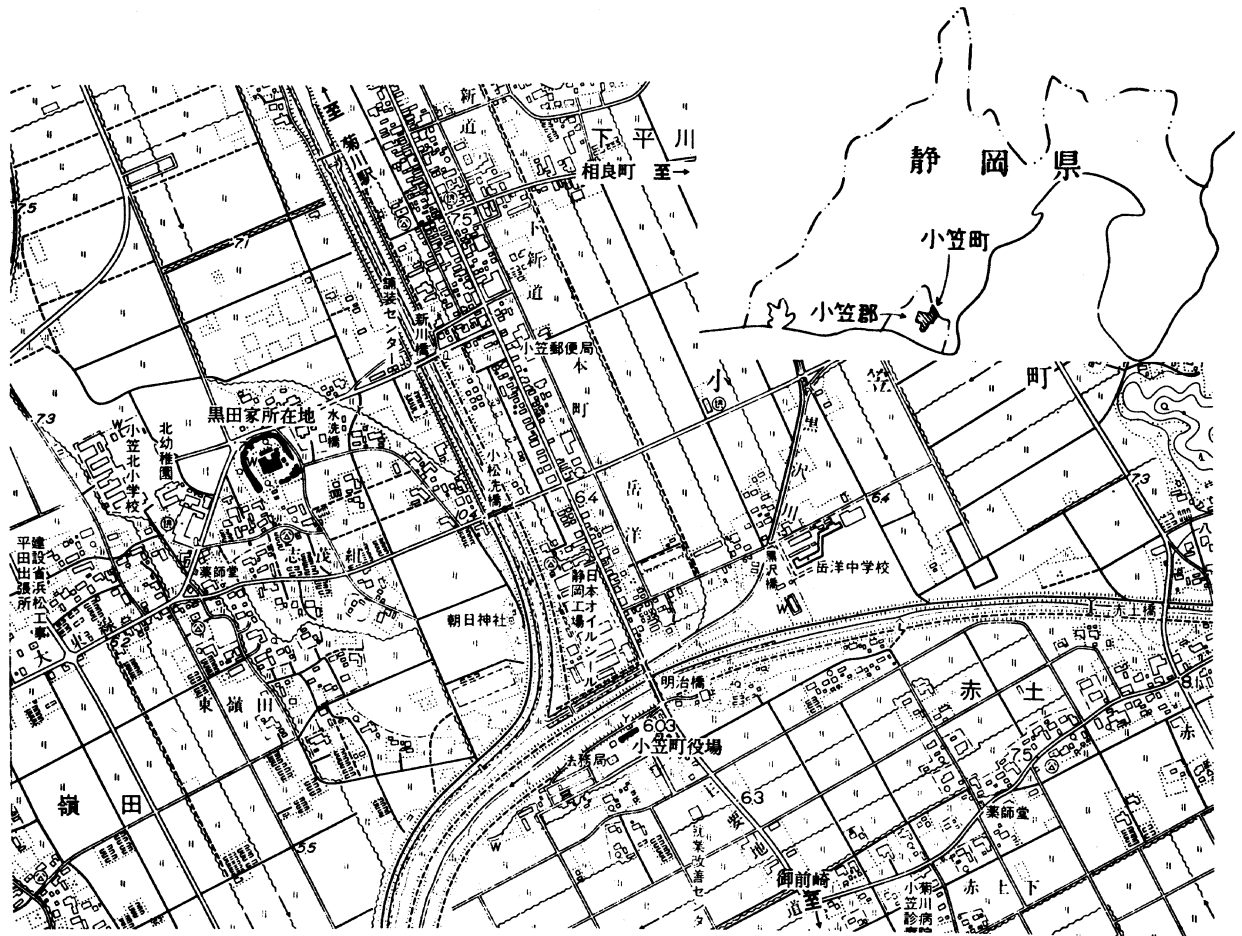
総括編集 工事監督 廣瀬 湧

本文執筆 工事主任 畠山 好三

図面作成 主任補佐 今井 成享

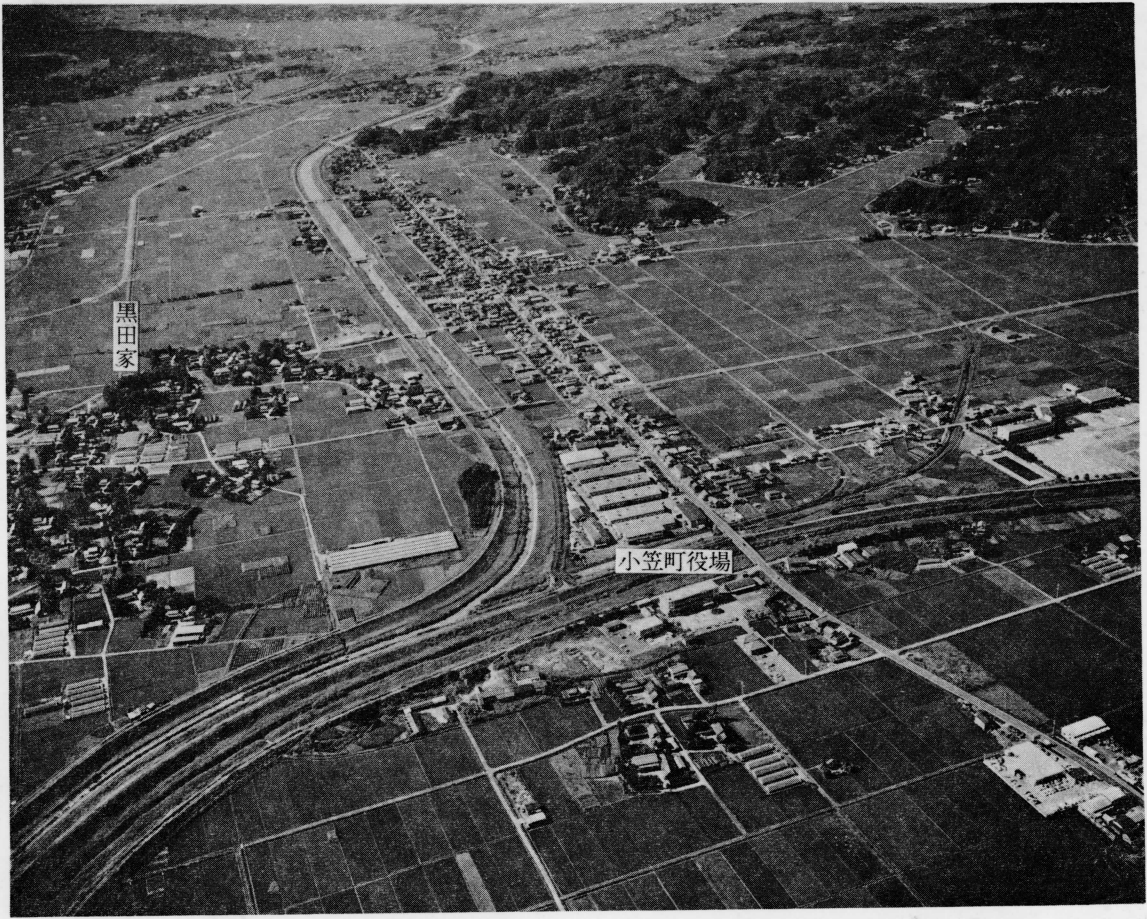
写真撮影 工事中 今井 成享

竣工 野本 行衛



黒田家位置図

黒田家付近航空写真



黒田家配置図



竣工 黒田家長屋門

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書 目次

巻頭 黒田家位地図

黒田家付近航空写真

黒田家配置図

第一章 概 説

第一節 建造物の概要…………… 1

一、指定告示…………… 1

二、規 模…………… 1

三、構造形式…………… 1

四、創立沿革…………… 2

第二節 工事の概要…………… 5

一、工事に至る経過…………… 5

二、工事方針…………… 5

三、工事経過…………… 5

四、工事組織…………… 5

第二章 調査

第一節 破損状況……………7

第二節 後世の改変と当初への復原考察……………7

一、後世の補修及び形式の変更……………7

二、古文書……………14

三、発見墨書……………16

第三章 施工

第一節 現状変更……………19

第二節 工事実施仕様……………22

第三節 工事費精算……………37

第四節 工事工程表……………41

挿図目次

第一 図	安政大地震後に再建された主屋平面図	3
第二 図	当初平面図	8
第三 図	嘉永三年の平面図	8
第四 図	文久元年の平面図	8
第五 図	明治中期頃の平面図	9
第六 図	明治三十五年頃の平面図	9
第七 図	大正年間の平面図	9
第八 図	現状平面図	9
第九 図	嘉永三年の家相図	14
第十 図	文久元年の家相図	14
第十一 図	明治二十年頃の銅版画	15
第十二 図	銅版画(長屋門拡大)	15
第十三 図	古番付	16
第十四 図	礎石に書かれた墨書	16
第十五 図	全 右	16
第十六 図	長屋通り天井根太上端の墨書	17
第十七 図	祈禱札	17
第十八 図	修理前平面図	21
第十九 図	竣工平面図	21
第二十 図	架構図	21
第二十一 図	礎石据付完了	22
第二十二 図	柱配置図	24
第二十三 図	桁梁配置図	24

写真目次

第一 図	竣工	正面
第二 図	"	正面
第三 図	"	背東側面
第四 図	"	背面
第五 図	"	西側面
第六 図	"	門番部屋
第七 図	"	長屋通り正面
第八 図	"	長屋通り背面
第九 図	"	下郎部屋南面
第十 図	"	下郎部屋北面
第十一 図	"	前倉南面
第十二 図	"	前倉北面
第十三 図	"	男部屋南面
第十四 図	"	男部屋北面
第十五 図	"	小屋裏
第十六 図	修理前	正面
第十七 図	"	背面
第十八 図	"	東側面
第十九 図	"	西妻側
第二十 図	"	門番部屋間仕切
第二十一 図	"	長屋通り
第二十二 図	破損状況	背面通り
第二十三 図	"	"

図面目次

第二十四図	破損状況	長屋通り西側	第四十九図	基礎	正面エスロンパイプ排水		
第二十五図	"	背面屋根	第五十図	軸組	(一)		
第二十六図	"	東南隅の屋根	第五十一図	"	(二)	第一図	竣工 平面図
第二十七図	"	背面屋根	第五十二図	"	(三)	第二図	" 正面図
第二十八図	"	男部屋(西端)	第五十三図	"	(四)	第三図	" 背面図
第二十九図	"	下郎部屋	第五十四図	"	(五)	第四図	" 側面図
第三十図	"	長屋通り天井	第五十五図	"	(六)	第五図	" 桁行断面図
第三十一図	現状変更	要旨一の(一)	第五十六図	屋根	野地拵え	第六図	" 梁行断面図
第三十二図	"	全	第五十七図	"	全	第七図	" 見上図
第三十三図	"	要旨一の(二)	第五十八図	"	全	第八図	" 詳細図(一)
第三十四図	"	要旨一の(三)	第五十九図	"	全	第九図	" (二)
第三十五図	"	全	第六十図	"	野地完了	第十図	修理前 平面図
第三十六図	"	要旨一の(二)	第六十一図	"	平葺	第十一図	" 正面図
第三十七図	"	要旨一の(四)	第六十二図	"	平葺完了	第十二図	" 背面図
第三十八図	"	要旨四	第六十三図	"	棟積完了	第十三図	" 側面図 梁行断面図
第三十九図	"	要旨二(別表)	第六十四図	"	完了	第十四図	" 桁行断面図
第四十図	"	全	第六十五図	壁工事	壁土練込み		
第四十一図	"	全	第六十六図	"	小舞掻き		
第四十二図	解体	正面西側	第六十七図	"	荒壁塗		
第四十三図	"	小屋	第六十八図	"	貫伏せ		
第四十四図	"	軸部	第六十九図	"	中塗		
第四十五図	基礎	柱礎石据付					
第四十六図	"	礎石据付完了					
第四十七図	"	長屋通りコンクリート叩					
第四十八図	"	背面U字溝排水					

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書

第一章 概 説

第一節 建造物の概要

一、指 定 告 示

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、昭和四十八年六月二日、文部省告示第一〇三号をもって重要文化財に指定された。

名称	長屋門
員数	
構造及び形式	桁行二一、五メートル、 梁間五、二メートル、 寄棟造、茅葺 附 家相図 二枚 嘉永三戌癸春日 の記があるもの一 文久元酉歳暮春 吉晨の記がある もの 一 絵図 一枚
所有者	黒田節三
所有者の場所	静岡県小笠郡 小笠町下平川 八六二
所在の場所	静岡県小笠郡 小笠町下平川 八六二

二、規 模

区分	摘 要	寸 法
桁行	桁行両端柱間 真々	二〇、六四メートル
梁間	梁間両端柱間 真々	四、七六メートル
軒の出	側柱真より茅負竹上（又は広小舞外下角）まで	〇、四二メートル
軒高	柱礎石上端より茅負竹下まで	二、九五メートル
棟高	柱礎石上端より棟頂上まで	五、八六メートル
平面積	側柱内側面積	六、四〇平方メートル
軒面積	茅負竹外内側面積	一〇、三〇平方メートル
屋根面積		三三、五〇平方メートル

三、構 造 形 式

左表の通りである。

区分	竣 工
規模	桁行二〇、六〇四メートル 梁間四、七二八メートル 木造平屋建、長屋門、主屋の南前面に南面して建つ。

平面	基礎	軸部	小屋組	野地	屋根	外装	内装	建具
屋根寄棟茅葺。 東端より西へ、東の間（土間）、長屋通り（土間）、中央引分け大板戸東脇間潜戸。げろうべや（下郎部屋）床板張り、室中央に間仕切りを設け二室に分つ。まえぐら（前蔵）床板張り。西端の室おとこべや（男衆部屋）床板張り、げろうべやと同様間仕切り二室に分つ、を設ける。	礎石玉石をコンクリート地業の後据える。長屋通りと軒下犬走りはコンクリート叩梨地仕上。その他土間はいづれも三和土叩き仕上げ。	柱、角柱（但し長屋通り出入口両脇柱は平角）、礎石建、貫四通り、足固貫以外は桁行梁行貫下端揃え、但し貫檼は桁行上、梁行下締め、大引は梁行、床板は桁行足固貫にのる、軒桁京呂組。	東西両端梁間は追又首組、他は柱通りに平又首組。	又首と屋中竹、屋中竹と種竹いづれも藁縄縛り、種竹と茅負竹のみ棕梠縄縛り。	茅葺、棟は棟楯上に杉皮葺をなし小舞いで押え、千木を置く、なお東西両妻に木製の小棟を付す。	南面と東西両側面大壁白漆喰塗り、腰彫子下見板張り、北面真壁白漆喰塗り、なお南面に三ヶ所与力窓を付す。	まえぐら内壁のみ壁板張り、他の室は真壁漆喰塗り。 天井は、まえぐら、長屋通りが目板付根天井、げろうべや、おとこべや竹簧の子天井。	床は、まえぐらのみ目板付拭板張り、げろうべや、おとこべや拭板張。 長屋通り大板戸引分け、潜戸板戸肘壺釣り内開き。げろうべや、おとこべや出入口腰板付壁格子戸片引き。まえぐら板戸片引き。

四、創立沿革

黒田家は代々武家で、後示略歴の第八代九郎大輔義則の代永録年間現在地へ移り、江戸時代には四千石の旗本本多日向守の代官であったという。

屋敷は正面に大規模な長屋門を構え周囲には堀をめぐらした広大（一〇、〇〇㎡）なものである。（巻頭配置図参照）

現在の主屋は安政の大地震後に再建されたもので、文久元年（一八六一）記銘の家相図（註一）が残されており、これとよく一致するので、この頃竣工したものであろう。

構造は床上部において棟通りをはさんで四尺巾二列に柱を立て、それらの柱列から前後各二間半を上屋とし、四周に一間巾の下屋をまわす、小屋組は和小屋で寄棟造、棧瓦葺とし、下屋部分は一段低く屋根をかける。背面下屋のうち、「つし」のある二間分はさらに一段下げて明取りの窓を開いている。

平面は床上部が前側に四室、後ろ側に三室を配し、土間は下手一通りに上屋柱が立ち、板床を張って物置などを設けている。居室はすべて畳敷で竿縁天井を張り、土間上にもすのこ天井を設ける。

この住宅は柱、梁及び指物など太い木割であるが、部屋割りがこまかいため豪壮さをやや減じている。しかし、代官の住宅にふさわしく良質で、仕上げもていねいである。又建設年代は下るが、明らかであり、改造が少く、保存が良い点など重要な遺構である。（挿第一図参照）

長屋門は主屋より古く、十八世紀中頃とみられる。寄棟造、茅葺で桁行六十八尺の大規模な門である。

安政被災前の屋敷構えを示す古図（嘉永三年記銘）（註二）から判断すると、扉口西方の三室のうち、西端室は文久の主屋再建時に拡張されて、全面的に改造された。

ほかにも改造されたところが多く、また破損も大きいのが、大規模で質のよい長屋門である。

（註一）家相図（附指定）

図に左の記がある。

遠州下平川村、黒田氏吉相之家図、以曲尺八分換一間而造家図定方位辨吉凶也、維時、文久元辛酉、歳暮吉晨、東易館、六戸頼母、勝富隣、撰図。

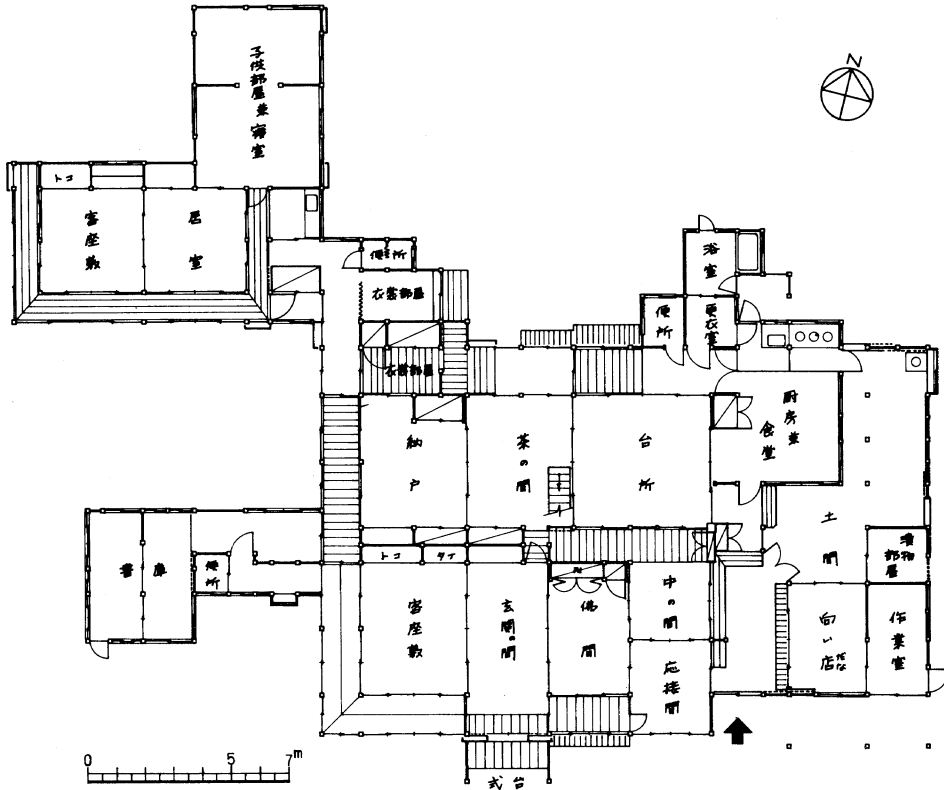
（註二）家相図（附指定）

図に左の記がある。

嘉永三戊季春日 克之翁主人改焉

二、修理の経過

家蔵の古図（附指定）で文久元年に、西端室の西及び北面を約半間拡張、廊下を付し、室内が改造された。その後の大きい改造は、東端室「門番部屋」の附属下屋を撤去通用門を新設し、「門番部屋」北側を六〇センチメートル拡げて



第1図、安政大地震後に再建された主屋平面図

いる。その他「下郎部屋」室内の間仕切の撤去と出入口のそれまでの大戸形式を半間の片引戸に、また「前倉」北側土間を全面床張りとし、出入口高を変更する等、各年代の使用上により小改造がなされている。

近年では昭和十二年頃屋根全面葺替えがなされ、又昭和十九年の東南海地震により建物が傾斜したため筋違を入れる等補強がなされ現在に至っている。

黒田家略歴表

- 初代 黒田義次下野守越前の国（福井県）黒田の荘を領し土地の名をもって黒田の性に改めた。それまでは足利性を使っていたらしい。
- 二代 義次の子日向守（名前が不明）紀州牟婁郡（和歌山県）に居住（紀元一二五〇年頃即ち鎌倉時代の末頃で今から七二〇年位以前）
- 三代 義理式部少輔と称し、城飼郡を領す。
- 四代 義理の四男義重監物の亮、平川村を領す、紀州熊野権現を勧請し「産土神とし朝日神社という、神田拾町歩を寄進し祭祀及神社修復の料に充つ、現在神社の西に上神田、下神田と称する字あり。
- 五代 名乗、業績等判然としない。
- 六代 全右
- 七代 全右
- 八代 九郎太輔義則……紀元一五五八年永禄年間現在地（現地に居住の初代）に屋敷どりをして居住。当時の建造物としては唯一つ門だけが残存しているが現在は修理復元材料の入手不可能のため自然の腐朽に任してある……昭和十九年の大震にも耐えた。門以外の建物は紀元一八五五年安政二年十月の大震災によって倒壊し現在の母屋、土蔵其他の建物は其後の建物で母屋等は一一〇年前のもので耐震のため強

鞠な松材を使用し中心部に特に近接して二本の柱を東西に使つてある……昭和十九年の大震災にも大した被害はなかつた。

義則は初め今川義元勢に属したが永録十二年（一五六九年）今川氏實掛川を去り北條氏康に拠るに当り近傍諸豪と共に徳川に属す家康命じて小笠原与八郎清繼の組付とす。

元龜二年三九八年前（一五七一年）武田信玄遠江国に入るや義則その子玄忠義得と共に高天神城（現在城東村に城跡あり）に拠り部将齊藤宗林の麾下に属し隊長池田縫平、大須賀五郎左衛門、粕谷善右衛門等と共に手兵をもつて城砦を守り同年三月信玄牙旗を塩買坂に樹て兵を河東（現在小笠町南山附近）に進むるや義則小笠原氏義に従い歩騎五〇〇をもつて甲斐の先鋒（武田勢の先陣）内藤修理を国安川（現在の菊川下流）に拒ぎ、奮戦数次に及び退いて城を守る。信玄進んでこれを包囲したが攻め落すことが出来なかつた。

其の後天正二年（一五七四年）六月武田勝頼高天神城を囲み日夜攻撃を加え七月終の西の丸が敵手中に落ちた。

当時徳川家康浜松におつたが来援しなかつた。

小笠原与八郎清繼は城を守りぬくことの不可能なことを知り勝頼と和睦して城を明け渡したので義則、義得の親子は郷里平川村に帰つた。

義則は慶安三年（一六五〇年）八月四日卒。

（現地居住の二代目）玄忠義得、上記々録の他不明。

九代

十代

十一代

十二代

十三代

この間は比較的平穩無事に過ぎた模様であるが旗本（徳川時代將軍家直參の士で知行一万石以下のもの）本多日向守の代官（下平川村、

十四代（嶺田村の一部、三沢村計四、〇〇〇石を管轄した）となつたがいつ頃からか判然としない。

十五代

十六代

十七代

十八代

十九代

（十一代目）大郎左衛門義一
本多日向守の代官をつとめた。特に弓術に長じ其指導能力は卓抜だったので静岡県下、愛知県下にも門弟があり其数約三〇〇名。
（十二代目）源五郎義彰
天保七年（一八三六年）出生、明治四十一年死去七五才（一九一一年）

義一と共に弓術を得意とし東は伊豆方面から西は愛知県に亘る間三〇〇名の門弟があつた。

慶応三年六月迄本多日向守の代官職

二十代

（十三代目）
定七郎（幼名武之助）徳川慶喜公が幼名竹之助で呼び方が同じな為改名した由。

昭和六年一月二十日（一九三一年）死去。

附記

二十一代

（十四代目）当主節三

一、黒田家屋敷取りは昔の城廊の型をとつたものである。

二、表門の西端にある楠樹は、当時の家格を表示していたと言ひ伝えられてゐる。

三、門外の広場（現在畑となつてゐる所）はその昔馬場として使用したものである。

四、仏間の西の内玄関は昔の白洲（法庭）の跡……代官は司法行政の

権能をもっていた。

五、仏間と内玄関の間から門に至る間の竹垣は昔は土塀であったが昭和十九年（一九四四年）の東南海大震災で倒壊した跡え造られたものである。

第二節 工事の概要

一、工事に至る経過

黒田家長屋門は学識者により我国の古建築長屋門として早くより取り上げられて来た門であり昭和四十六年より四十七年にかけての民家緊急調査により指定申請候補の建物となり昭和四十八年六月二日主家と門、古図二枚が同時に重要文化財の指定を受けた、この門は指定の当時すでに相当に破損が進んでいたが、種々の理由から早急な修理実施には至らなかったが、昭和五十年に至り更に破損が進行し放置し得ない状況となったため、関係者の間に早急な保存修理を望む声が起こり、文化庁、静岡県教育委員会の指導を得て、計画が漸く具体化し、昭和五十年、五十一年度に渡る継続工事として文化庁の文化財補助事業計画に組入れられることとなった。昭和五十年八月その内示をうけ地元小笠町教育委員会は所有者の委任をうけて実施のための修理委員会の組織に着手する一方、財団法人文化財建造物保存技術協会に修理設計を委託、別記方針と内容の基本設計書を調整するとともに国庫補助申請手続をとり、これが受理され昭和五十年十二月工事着手の運びとなった。

二、工事方針

解体工事、建物を一旦全部解体し、その間当初の形式技法、および後世に増改変された西端室下屋、各室間仕切り等の痕跡調査を行ない資料の確実なもの

は文化庁の現状変更の許可を得て復原し、また腐朽箇所は繕い或いは部材を取替へ補修し、基礎から根本修理をすることとし、これに要する期間は十二ヶ月間、総額二九、五〇万円の計画であった。

三、工事経過

工事は初年度、先づ仮設、解体を地元業者の指名入札により決定ついで木工事の一部を同様発注施工し、次年度は同一業者と随意契約により施工した。一方工事実施中に綿密な調査記録をなし、復原資料を纏め、外壁下見抜、西端室の復原等の現状変更の申請をなし、昭和五十一年七月十六日付で其の許可を得て実施した。

一方東端室の床張りを土間に、また「下郎屋部」「男部屋」等の内部堅抜張りの撤去等により予想した取替木材量の減と単価減又は節約等により長屋門の予算を約九〇万円減ずるとに依り、主屋下屋瓦葺屋根より雨漏れが生じたので総事業費に増減を来さない範囲でこの際補修することとし、これ等の実施設計をたて、文化庁の許可を得て実施した。

なを現地変更については第三章第一節をまた予算関係は同第二節を参照されたい。

四、工事組織

1 組織

修理工事着手にあたり所有者は地元関係者に依る、重要文化財黒田家長屋門修理委員会を組織、工事執行をこの委員会に委託、委員会は事務局を小笠町教育委員会内に設置すると共に設計監理業務は財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、文化庁並びに静岡県及び小笠町の指導のもとに運営した。

実施に当っては、経理等に関しては文化財保護法、補助金等に係る予算の執行に関する法律、および同法施行会をはじめ小笠町の諸条令、或いは関係法規を順守して処理し、技術等に関しては、現場事務所にて、財団法人、文化財建造物保存技術協会の技術職員が常駐し、修理設計、諸調査の記録と施工監督等を行ない工事を推進した。

2、工事関係者

1 委員会

委員長 (町議会副議長)	赤堀 正治
副委員長 (町会議員)	黒田 仁平
監事 (教育委員長)	斉能 龍雄
同 (文化財委員)	竹内 悦男
委員 (町会議長)	曾根 正治
同 (文教委員長)	袴田 敏男
同 (前文教委員長)	森下 辻夫
同 (文化財審議委員)	宮城 孝平
同 (所有者)	黒田 節三
事務局 (町長)	赤堀 猪太郎
同 (助役)	梶 清
事務局 (収入役)	野口 嗣謙
同 (教育長)	松山 昌宏
同 (教委事務局長)	横田 松治
同 (教委係長)	松下 保
同 (教委施設係長)	岡田 皓夫

2 設計監理業務

財団法人 文化財建造物保存技術協会 (理事長) 有光 次郎

3 工事施工者

工事監督 (参与)	広瀬 沸
工事主任 技術職員	畠山 好三
前工事主任 同	高 原 孝
補佐 同	今井 成享
現場書記	松 下 美鳥
請負者 黒田工務店 (小笠町)	黒田 泰吉
大工	松 本 良平
"	相 羽 秋次
"	相 羽 春一
人夫	黒田 信夫
"	牧 野 三平
"	曾 根 益治
薦工	森 下 良夫
木材納入 (櫛平田木材)	鎌 田 喜作
茅 納入 御殿場	長 田 新作
左官工事 小笠町	横 山 芳太郎
屋根葺工 "	大 石 正己
" 浜岡町	繁 田 和夫
" "	松 下 昇

第二章 調査

第一節 破損状況

一、基礎

地盤は東北隅が一番高く、西南隅が約五、六センチメートル低くなっていた、各柱礎石は不同沈下し、南東面の雨落石積みも不陸や乱れが多く、一部は欠失していた。また背面の東端から「前倉」までの軒下犬走りと「長屋通り」上間はコンクリート叩きになっていたが礎石狭間石の一部はコンクリート下に隠蔽されていた。床下は中古の床張替えの際に、根太東石等が移動され粘土叩きは荒廃し、西端室などは二メートル余りの高さの草竹が生育していた。

二、軸部

全体に腐朽と蟻害により破損は甚大で、建物は西北方向へ大きく傾斜し、柱も西側、背面西寄りはずでに腐朽欠失、その他も辛じて立っているのみで、貫、桁も朽ち一部は落下していた、特に西端室は中古に、西、北、矩折れに下屋が増築され、更に明治に改造されたが、隣接して楠の巨木が繁茂し日陰となり、腐朽、倒壊、土台も土中に埋まり、辛じて南面側壁と、部材のうち西北隅柱と、雨戸敷鴨居等が散在残存していたのみで、当初の規模すら不明な程の荒廃状態であった。

三、床廻り

各室とも根太、床板とも腐朽蟻害又は欠失し、室内に入れないほどの荒廃ぶりであった。

四、小屋

雨漏れによって背面、西面の叉首はほとんど腐朽していた。

五、屋根

葺材の茅は腐朽下地竹まで欠失、各所に大穴が生じ、軒付けは抜け落ち、棟は馬乗せが昭和に新補はされていたがそれも腐朽、しかも品軒付の脱落により大きく乱れていた。

六、雑作

前面外部彫子下見板も板の厚さが薄く、風蝕、腐朽が著しく、破損が生じた土壁の一部は剝落、下地小舞竹が露出していた、特に背面は破損がひどく小舞竹も腐朽、一部欠失していた。

天井は「長屋通り」と「前倉」の板類が雨漏れと蟻害とで大きく破損、また簀の子天井の竹も一部腐朽欠失していた。

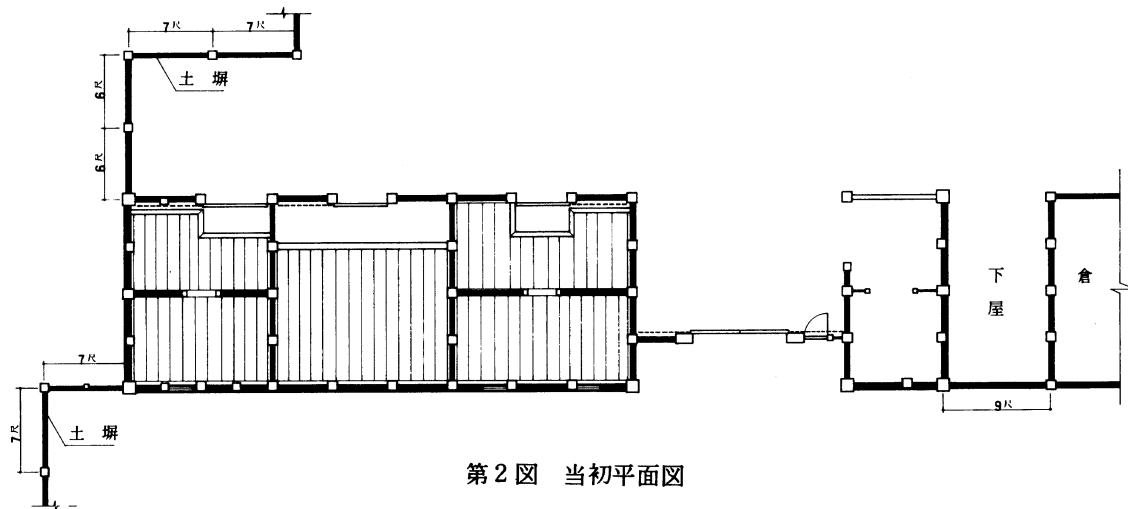
各室内部は羽目板張りであったが、貫、胴縁は蟻害を受け、又壁板も剝落している箇所が多かった。

建具は「長屋通り」の大戸は付敷居の分離移動により開閉不可能となっていたが建具はたいして破損していなかった。しかし「下郎部屋」「前倉」の出入口の片引戸と格子戸は下部が腐朽消滅、分解寸前であった。

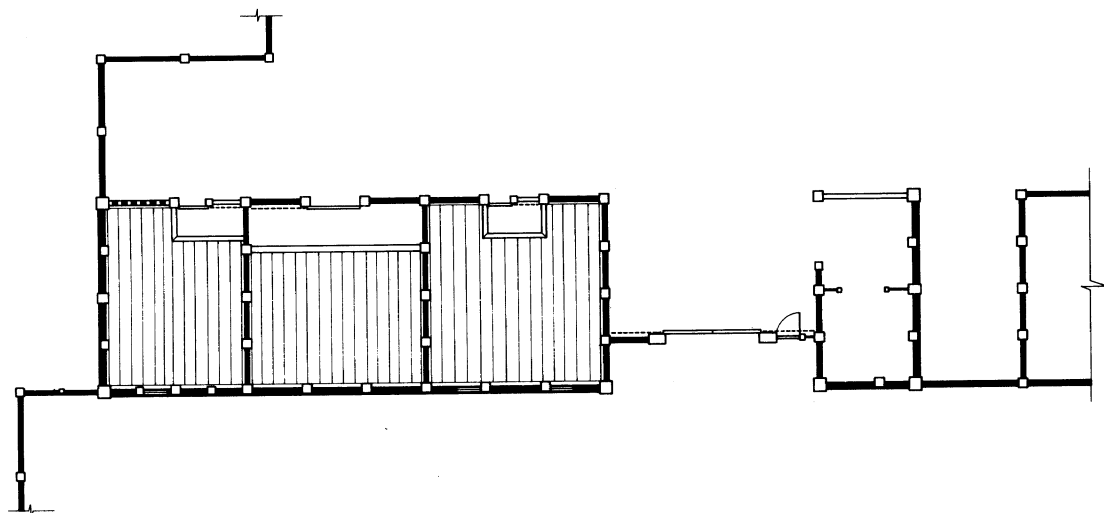
第二節 後世の改変と当初への復原考察

一、後世の補修及び形式の変更

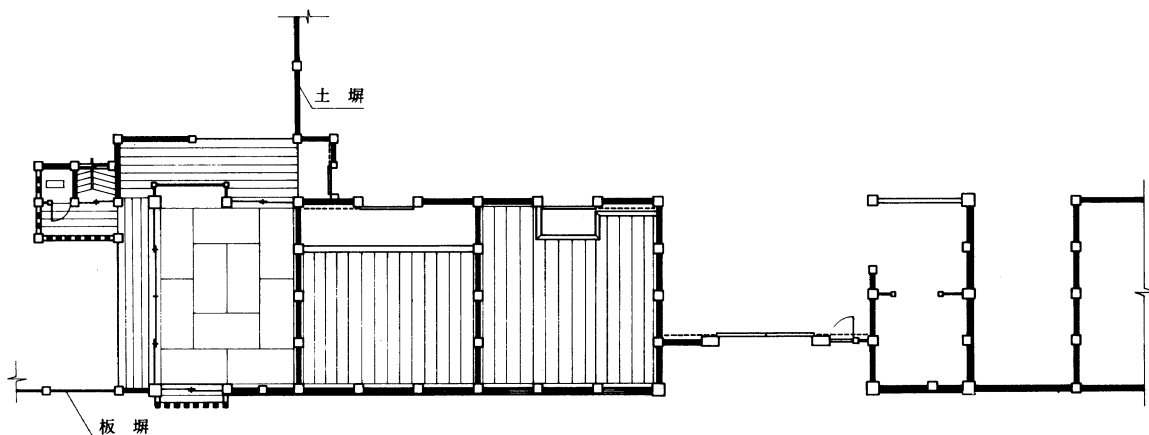
今回の解体工事中の調査ならびに家蔵の家相図、所有者の記憶等から、挿図



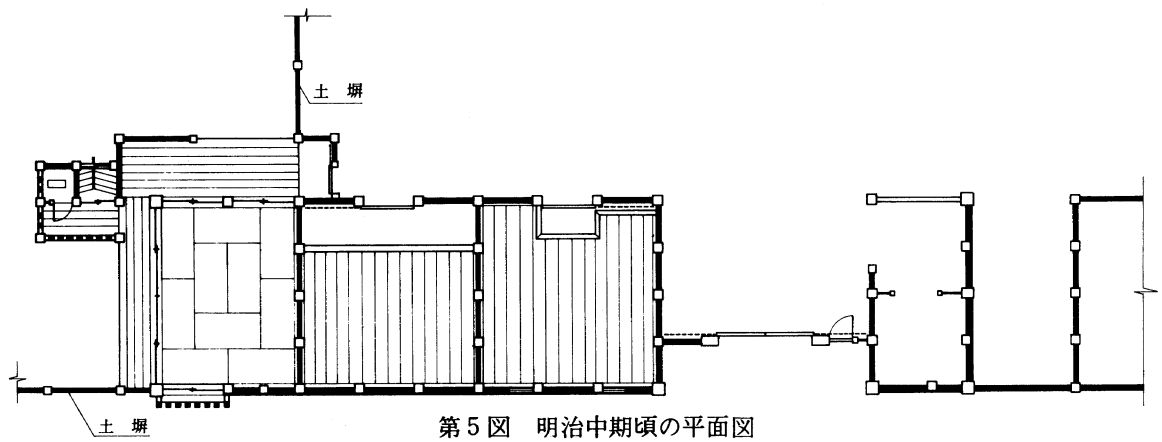
第2図 当初平面図



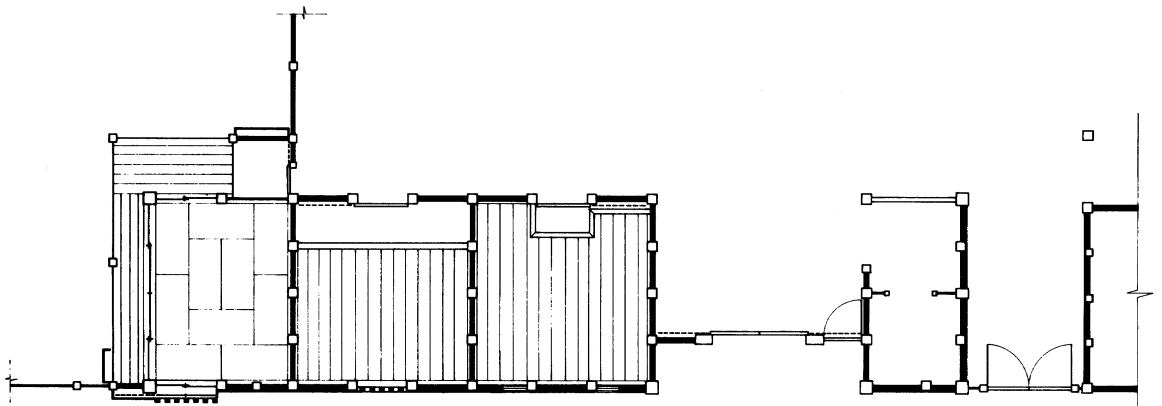
第3図 嘉永三年の平面図



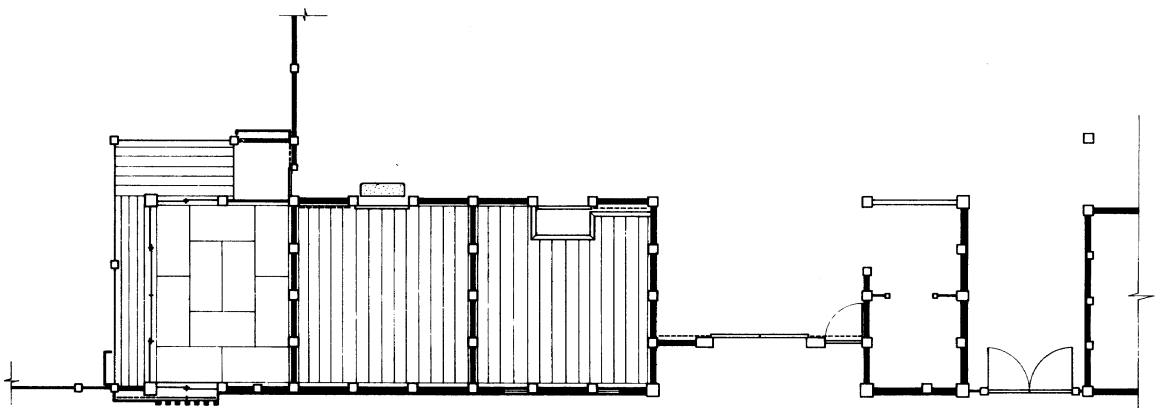
第4図 文久元年の平面図



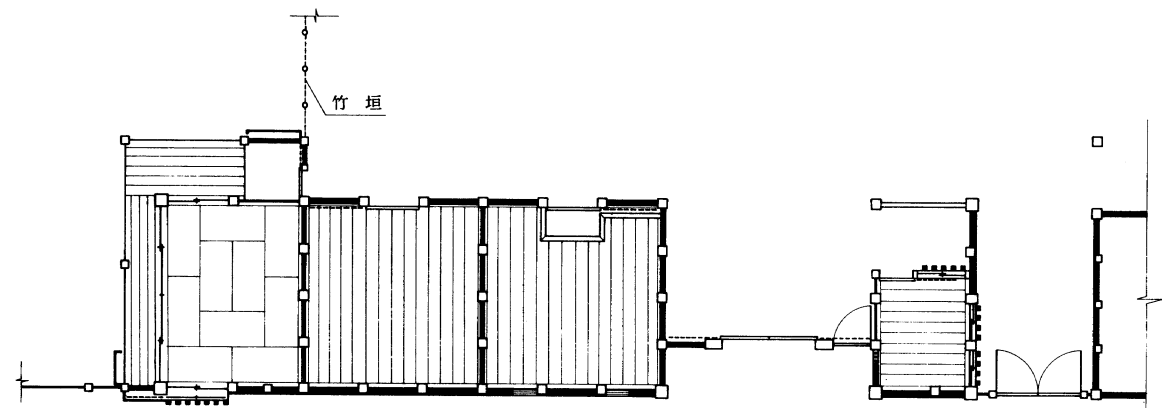
第5図 明治中期頃の平面図



第6図 明治35年頃の平面図



第7図 大正年間の平面図



第8図 現状平面図

第二図(第八図)に示すように平面の変遷が、七様に分類出来ることがわかった。時代別には、当初。嘉永三年。文久元年。明治二十二年頃。明治三十五年頃。

年頃。大正年間。昭和(現在)と大別できるので、その平面の変遷について調査した結果を記す。

男 部 屋		前 倉	下 郎 部 屋		長 屋 通	東 の 間		区 分	年 代 別
北 側	柱 通	南 床	間 仕 切	北 側 通 出 入 口	潜 戸	間 仕 切	東 妻		
東 間	西 間	北 塀	無 し	棟 通 り 中 央 開 放 東 西 眞 壁	片 引 大 戸	潜 戸 脇 袖 板 壁	棟 通 り 左 右 に 袖 板 壁	下 屋 が 付 随	当 初 (十八世紀中頃)
片引大戸	眞壁	西北隅柱より北へ上塀が延びる 註二十四	北一間を上間	撤去 註二十一	東半分を眞壁西半分を片引戸 註十九	註十六	註十二	註五	嘉永三年 (二八五〇〇) 註一
東半分を眞壁、西半分を片引戸 註三十	窓を設置 註二十八				片引大戸に戻す 註二十	註十七	註十三	註六	文久元年 (二八六二) 註二
引違障子 註三十一	引違障子	註二十五					註十四	註七	明治二十年頃 (但し明治二十二年以降) 註三
	廊下に突出する棚を造る 註二十九	註二十六						註八	明治三十五年 (二九〇二) 註四
板壁	引違障子	設置 註二十三			楣位置を上げ、柱間一杯の大きな潜戸にした 註十八			下屋を撤去し通用門を設ける 註九	大正年間
			全面を板敷にし楣位置を上げた 註二十二					通用門を改修し、棟を上げ、下見板を高く張替える 註十	昭和
		竹垣 註二十七					二尺北に間仕切を設け天井と床を張る 註十五	二ヶ所に格子窓を設ける 註十一	和

片引戸を設けた一時期があり、再び板壁で塞いだ(三一二)(三一二又)柱西面に鶺鴒居の首切跡が(内法五寸五分)が残っている。

註十六 家相図には既に柱間一杯の大きな潜戸に描いているが、細い点線なので表示が行届いているとは考え難い。

註十七 家相図には、大きな潜戸(西に開く)が描かれているが、「長屋通り」は表示が繪様化していて信憑性が薄い。

註十八 大凡この頃の改造と思われるが定かでない。

註十九 (八一四)柱西面楯下に、小舞穴、胴縁穴痕が有る。家相図にも、西半分を出入口に描いている。

註二十 家相図には、柱間一杯を開放に描いているので、この時再び、片引大戸に戻した。

註二十一 間仕切を撤去して、一室の大部屋に改めると同時に、出入口を小さくしたと思われる。尙家相図には間仕切はない。

註二十二 年代は明確でないが、楯取付に洋釘を使用しているので、此處では一應この頃と推定した。

註二十三 (十一一〇)(十二一〇)柱向合せ面に上下窓枠取付柄穴(床より三尺四寸七分高、内法二尺三寸四分)が有る。同向柱向合せ面には、壁塗直しの際の木舞穴が、窓内法間に有り、亦銅板面に窓が無いので、この頃設置され、その後、大正の壁塗直しの際撤去されたと考えられる

註二十四 (十五一四)柱北面に、棟木、腕木、貫の各々取付仕口痕、及び小舞穴痕が有る嘉永の家相図に依ると、北へ六尺二間(十二尺)延び、而して東へ七尺二間(十四尺)延び、更に北へ延びて途中「御成門」を開き、母屋に結ぶ、その後もう一組の小舞穴が有るので壁を塗り直したものだと思はれる。

註二十五 下屋を廻した為、塀も改造を受けた。家相図には(十二)(十三)通間

が(十三)通からかは明確でないが、北へ直ぐ主屋に結び、途中にはやはり門を開く。

註二十六 銅板面に土塀が眞壁で腰に堅板張が描かれている。

註二十七 昭和十九年の東南海地震で倒壊し、竹垣に改めた。

註二十八 (十四一四)(十五一四)柱向合せ面に、上框、下框の取付仕口跡(礎石上端より四尺五寸八分高、内法一尺五寸八分)

註二十九 大凡この頃(十四一四)(十五一四)柱の北面に、上框、下框、取付仕口跡、板溝及び胴縁穴跡が有るので、棚の様なものが北廊下に出出していたのではないかと思はれる。尙、下框下端は床板上端に揃ひ、内法四尺六寸三分。

註三十 家相図に依ると、「下郎部屋」同様西半分を出入口に描いており、(十四一四)柱西面楯下に小舞穴が有る。

註三十一 下屋設置に伴ひ、引違戸を入れたと思はれる。(十四一四)柱東面に鶺鴒取付柄穴(床板上端より内法六尺一寸三分)及び(十三一四)柱西面に同じ高さに釘が残存している。敷居取付跡は柱が腐朽の為不明。

註三十二 北背面同様下見板を張らず眞壁であった事も考へ得るが、修理は東妻に倣い棟通り柱のみを外に出した大壁とし下見板を張った。又(十五一〇)柱北面(十五一四)柱南面に二種の小舞穴跡が有るので、文久元年の下屋新設迄に一度壁を小舞より塗直した。

註三十三 (十五一〇)(十五一四)柱の向合せ面に差鴨居取付仕口痕、及び差鴨居(材一尺一寸五分、巾四寸、下端に二本溝)が一部残存していた。

註三十四 家相図に依ると、廊下は、西妻側三尺、北側五尺二寸五分の幅に描かれ、西北には風呂、便所(桁行六尺六寸、梁間六尺)が設けられていた様である。又出入口が明確に描かれていないので、明治三十五年の改造時の出入口に倣い(十三)通より東へ土間を設け、片引戸を考へた。

註三十五 新婚夫婦居住の為、再び下屋を全面的に改修し、西妻側三尺、北側五尺の

幅に廊下を廻した。又、側通りに雨戸及び戸袋を設け、而して、出入口は（十三）通の南半分を、片引戸にし、五尺×五尺の土間を設けた。土台、柱、雨戸敷鴨居の一部が残存していた。尚家相図に描かれていた便所、風呂場はこの時に撤去した。

註三十六 家相図に間仕切は描かれておらず、「下郎部屋」の間仕切撤去時に同じく撤去されたと思はれる。

註三十七 「下郎部屋」同様、窓が有ったものと思はれる。

又、南正面大壁に就ては、南側柱通の平柱東西両面に小舞穴及び、隅柱（一〇〇）（三〇〇）（七〇〇）（一五〇〇）柱向合せ面に其々二種の小舞穴痕が残りに（一五〇〇）柱東面には、出格子窓の取付位置の間は小舞穴痕がないので、文久元年の出格子窓が出来た以前に、壁が小舞から塗直された、亦（一五〇〇）柱北面に二種の小舞穴が有り、文久の下屋設置以前に壁塗直しが有った事と一致する。其の後、再び大正期に壁塗直しがあつたが、南正面大壁では、再び蒔掛刻に間渡竹を掛けて小舞を掻いた。

註三十八 （一五〇〇）柱南面と、（一四〇〇）柱南面に打ち付けた添木南面に、上框、下框取付仕口痕、横棧取付穴痕及び堅格子當り痕が有る。下屋改修の際に、小さな与力窓から大きな出格子窓に改められたと思はれる。床上端より九寸、内法五尺一寸三分。

註三十九 銅板画には、戸袋が無いので現状の格子窓とは異なると思はれるが、出格子窓には描かれていない。

註四十 再度の下屋改修時に、再び窓も改造され、引違障子、雨戸及び戸袋が設けられた。

註四十一 （一五〇〇）柱西面に、棟木、腕木、貫の各々取付仕口痕及び、小舞穴が有る。嘉永の家相図に依ると、西へ七尺（一間）（中央に間柱有り）延び（西端にはさらに二尺突出する）而して南に折れ、七尺（二間）六尺（二

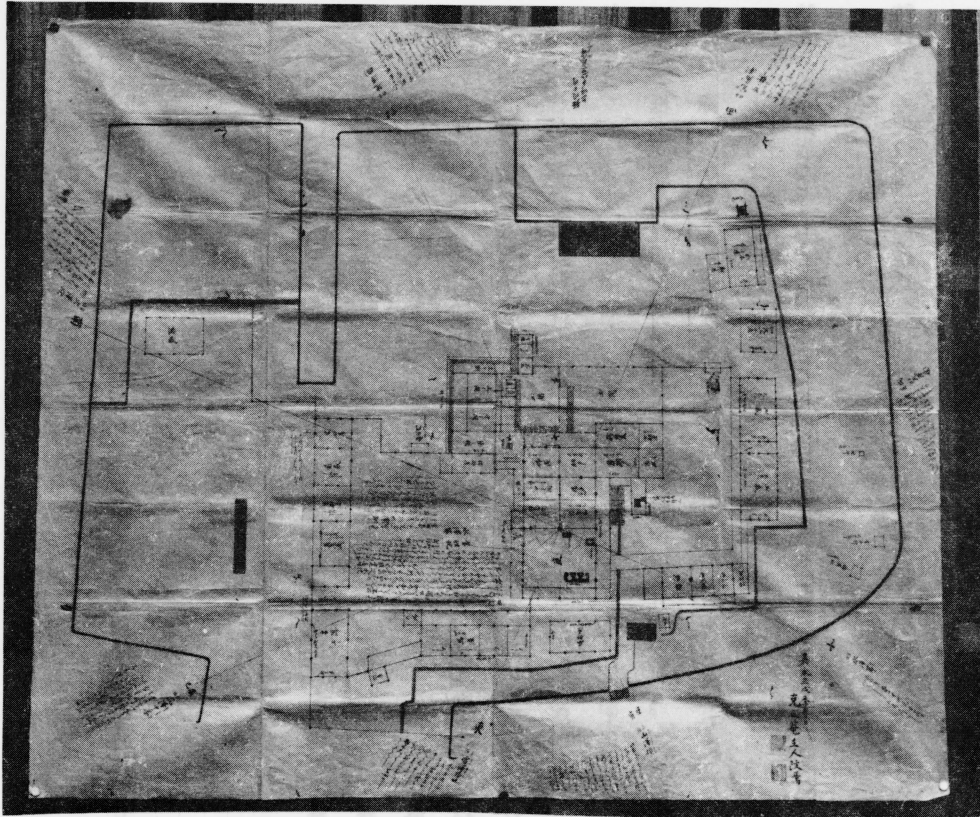
間）計二十六尺、南へ延びる。更に、西へは柵と思われものが続く。

註四十二 家相図には、土塀が描かれているが、南西隅下屋柱より西へ十二尺程行った堀の前で止まっている。

註四十三 銅板画に依ると、板塀が南西隅柱より西へ延び、堀の中迄続いている。現在でも堀の中には土台下の杭が残っている。

二、古 文 書

(イ) 嘉永三年の家相図(附指定)

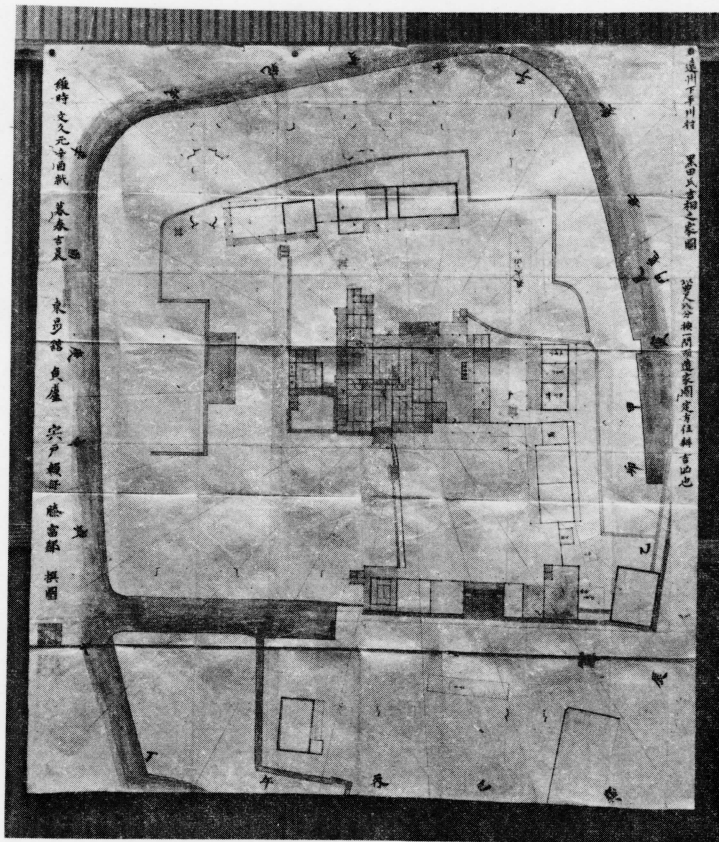


第9図 家相図(嘉永三年)

嘉永三戌季春日

克之庵主人改正馬

(ロ) 文久元年の家相図(附指定)

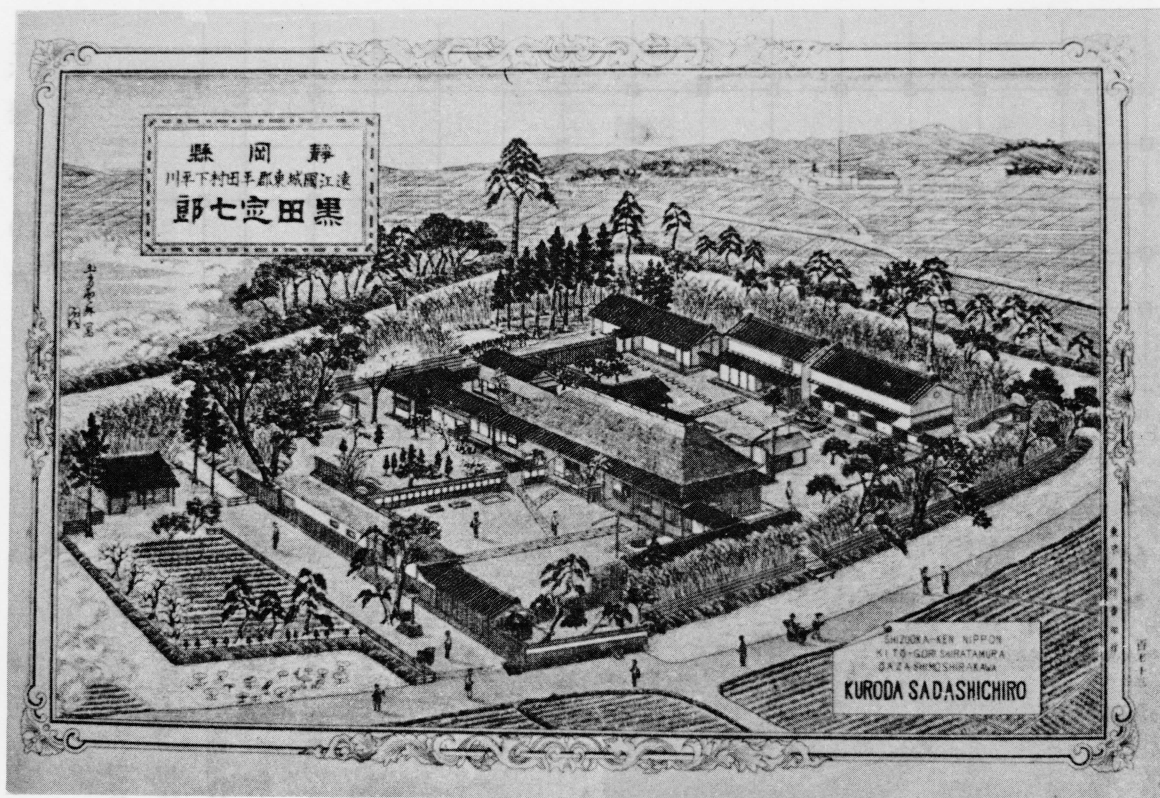


第10図 家相図(文久元年)

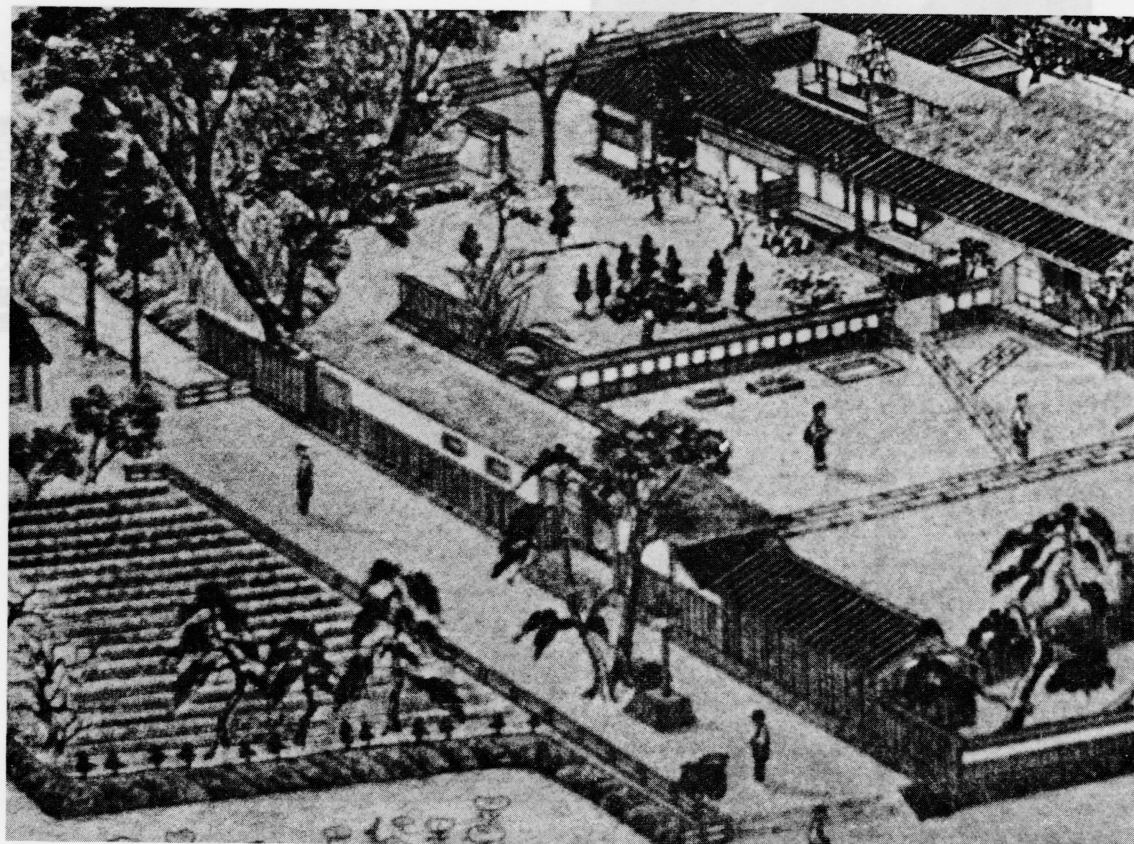
遠州下平川村、黒田氏吉相之家図
以曲尺八分換一間而造家図定方位
辨吉凶也

維時 文久元辛酉或暮春吉辰
東易館 貞慮 突戸頼母
勝富隣 撰図

(イ) 明治二十年頃の銅版画



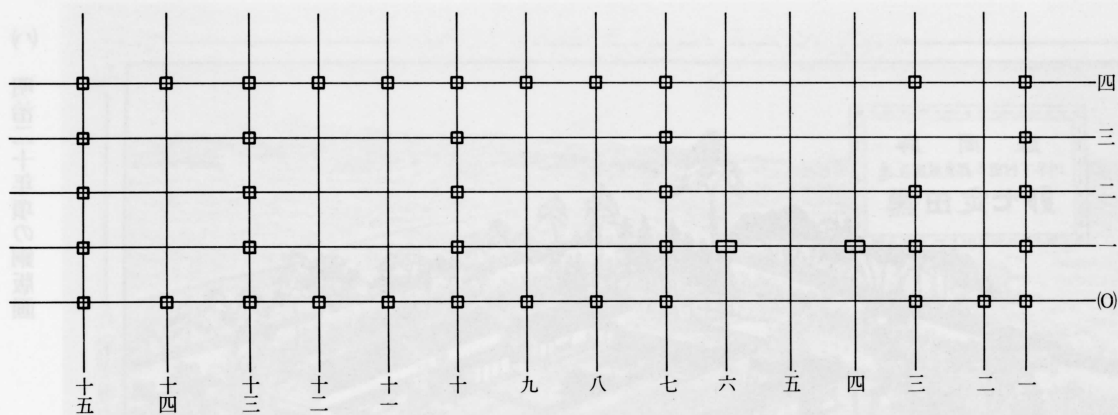
第11図 銅版画 (明治20年頃)



銅版画 (長屋門拡大)

第12図 銅版画 (長屋門拡大)

三、発見墨書
(イ) 古番付



第13図 古番付

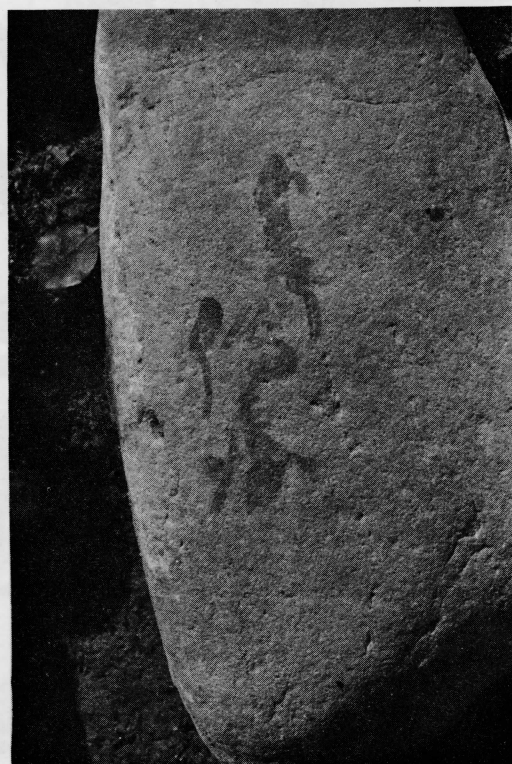
墨書は古番付が、礎石上端の一部と、染下端、桁仕口、貫は柱真、大引両端柱際に(第十三図)に示すような古番付が、桁行、染行の文点番であった事を明らかにした。



平川 傳左衛門

第15図 礎石墨書

(ロ) 礎石に書かれた墨書



第14図 礎石墨書

助五郎
傳左衛門

柱礎石四六個のうち四個に墨書発見、傳左衛門は当地方の大庄屋宮城傳左衛門(享保十年生、寛政十年没)宮城家過去帳に依ると、当墨田家とはその項姻戚関係であった。

(ハ) 長屋通り天井根太上端の墨書



第16図

大工、川上村 山下喜八郎

川上村は小笠町内にあり、山下家は代々棟梁である。喜八郎については、同町内にある元文四年建立の善勝寺棟札に山下喜左エ門同喜八の名があり、喜八と喜八郎が同一人物ならば建設年代の傍証となる。

(ニ) 祈 禱 札

長屋通り正面通路部上部楯に一四四枚打付けてあった。年代は文化元年～安政四年迄、社寺別に分類すると、左記の通りである。



高野山五之室 中祥院

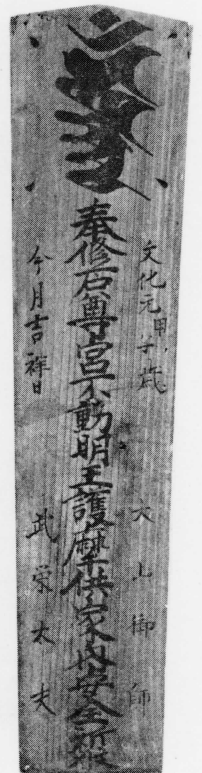
二枚



高野山五之室 彌勒院

三十一枚

第17回 祈禱札 (13枚)



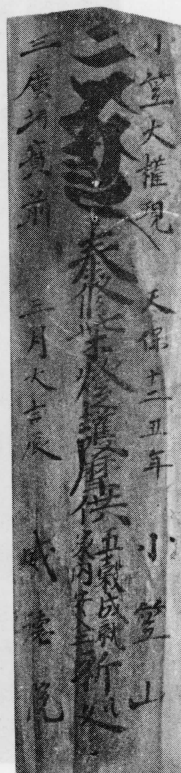
大山御師 武榮大夫

四十九枚



金峯山 南之防

三十五枚



小笠山 威徳院

九枚



當入峯 貴寶院

(文政元年)

一枚



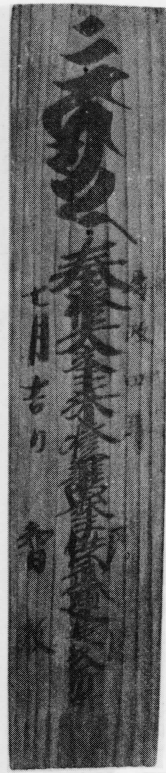
當入峯 西寶院

(天保十四年)

一枚



阿闍梨 實相院 (文政十一年) 一枚



阿闍梨 智教院 (安政四年) 一枚

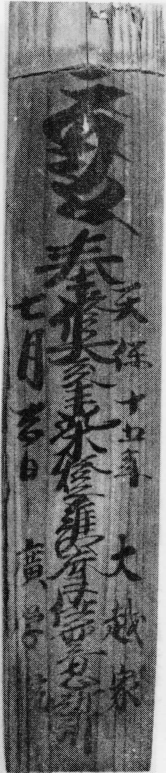


権大僧都 清達院 (文化二年) 一枚

此の文は、山手書立の書物に於て、山手書立の
型である。書入横ゴでアア、開内ゴ
山手書立小立内ゴあり、山手書立の
大立、山手書立、山手書立



大越家 寶善院 (文化十三年) 一枚



大越家 廣学院 (弘化元年) 一枚



大越家 貴教院 延應院 (天保十三年) 一枚

大山書立 九筆大夫 四十六

第三章 施工

第一節 現状変更

現状変更要旨（昭和五十一年七月十六日許可）

一、後補の間仕切等を撤去して柱を旧に建て間取を旧規に復した。

(一)「門番部屋」の間仕切、床及び天井を撤去して土間に復し、棟通り左右の板袖壁を復した。

(二)「下郎部屋」内側の腰板張を撤去し、棟通り左右に真壁の間仕切を設け南北二室に分けた。

(三)「前倉」の北半間通りの板床を撤去して土間に復した。

二、内外の柱間装置を別表のように復旧整備した。

三、南正面の簷子下見板を約三〇センチメートル下の旧位置に復し、東西両側面も同形式に整備し。また背面と通路部後補の腰板を撤去した。

四、通路部南面桁下に楣梁を復した。

現状変更説明

黒田家は永祿年間この地に移り、江戸時代には旗本、本多日何守（四千石）の代官であったという。広大な屋敷地には門の他に、江戸末期建設の主屋（重文）が遺存している。長屋門は桁行二〇、六メートル（六八尺）に及び質も良い。建設年代を明らかにする資料は発見されていないが十八世紀中項の建設とみられる（注）

建物はかなり破損し、土間に床を張り間仕切を撤去するなどの改変を受けているが、今回の修理工事により、ほぼ旧状を明らかにしえたので可及的に当初

の姿に復旧整備した。

（注）通路部天井根太墨書

大工 川上村 山下喜八郎

川上村は小笠町内にあり、山下家は代々棟梁である。喜八郎については、同町内にある元文四年建立の善勝寺棟札に山下喜左エ門、同喜八の名があり、喜八と喜八郎が同一人物ならば建設年代の傍証となる。

一、後補の間仕切床等を撤去して柱を旧位置に建て間取を旧規に復した。

(一)「門番部屋」の間仕切、床及び天井を撤去して土間に復し、棟通り左右の板袖壁を復した。

「門番部屋」の間仕切は半柱を壁貫に針止するなど姑息的な仕事によっており、床は柱の不同沈下後に張られ、天井材と共に転用が多い、よってこれらを撤去した。棟通り柱の対応面には楣仕口と胴縁穴がある。また床材に転用されていたこの通りの旧楣材が発見され、これに方立柱跡が二カ所ある。これらによつて棟通り左右に板袖壁の間仕切を復した。（注）

（注）楣の高さからみても「門番部屋」は土間である。

(二)「下郎部屋」内側の腰板張を撤去し、棟通り左右に真壁の間仕切を設け南北二室に分けた。

「下郎部屋」の内側の腰板は材が新しく、板裏の壁が板のない上部と同じ中塗仕上になつており、後補とみられるので撤去した。棟通り柱の向合せ面には貫小舞穴があり、棟通り梁の下端には柱の圧痕が二カ所と、この圧痕から梁の端部にかけて木舞穴と土壁跡があり、また柱の圧痕の直下の根太に柱柄の切断片も残る。以上により棟通り左右に真壁間仕切を設け南北

二室に復した。

(三)「前倉」の北半間通りの板床を撤去して土間に復した。

「前倉」は現在全面に板床が張られている。北より半間の南の東西通りに
 框が残っているが、この框は上面がけずられ、南側に板受決り、目板掘り
 とみられる痕跡があり、北側には何も無い、旧は北半間通りが土間であつ
 たと推定されるので旧状に復した(注)

(注)「前倉」の当初入口は内法が現在より約四〇センチメートル低く、全
 面板床にした際高めたものであろう、(要旨一別表4参照)

(四)「男部屋」内側の壁板を撤去し、西面に柱三本を復し、棟通り左右に真壁
 の間仕切を設け、南北二室に分けた。

「男部屋」は破損がはなはだしく、西面は南、北両端柱以外旧材がない。
 この部分の柱の建ち方を直接示す資料はないが、この建物は東側面、通路
 部及び部屋境とも梁行四等分に柱を建てているので、これにならつて柱三
 本を建て、両端柱対応面の大壁痕跡により各間大壁に復旧整備した。また
 内側の板壁は「下郎部屋」同様後補であり撤去した。

東西棟通りの柱西面には棟通り梁の仕口と貫、木舞穴があり、部屋中央
 の梁行梁下端にも棟通り梁との仕口が残る。棟通り西端の柱は失なわれて
 いるが、これら痕跡と「下郎部屋」南北室境にはなお、「男部屋」の北面
 から西面にかけて曲折りの庇があるが(但し修理前大破して始んど形骸を
 なしていなかった)これを撤去した。

二、内外の柱間装置を別表のように復旧整備した。

三、南正面の簷子下見腰板を約三〇センチメートル下の旧位置に復し、東西両
 側面も同形式に整備した。また背面と通路部後補の腰板を撤去した。

南正面の現簷子下見板は材質新しく洋釘止で、後補が明らかである。現在
 の下見板上胴縁より約三十四センチメートル下つて当初とみられる胴縁取付

穴と釘跡、柱根に地覆取付痕があるので、腰板張の高さを旧規に復し、細部
 は門外通路部の当初腰板張に倣う。

また、背面と門内通路部腰板は土壁剝落防止のため後世に付けられたもの
 であり、これらを撤去した。

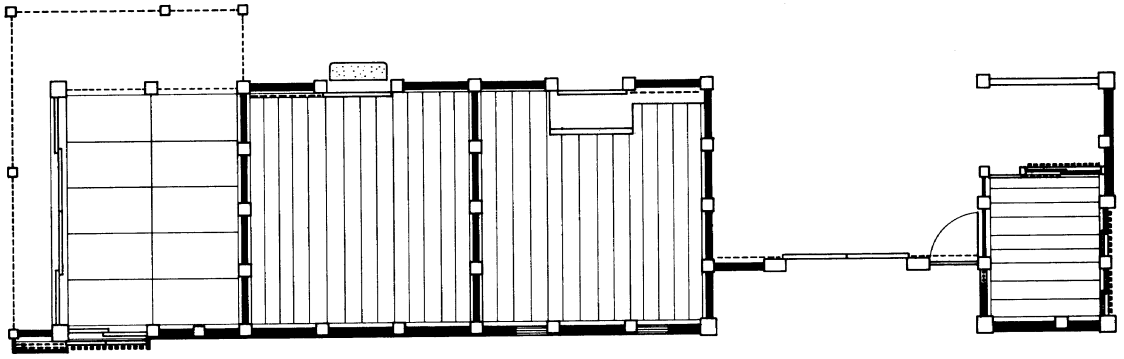
四、通路部南面桁下に楣梁を復した。

通路部南面東西の柱対応面には桁下端より約四十センチメートル下に成約
 四〇センチメートルの楣取付仕口があり、背面と同じ構造であったことが判
 るので、楣梁を復した。(注)

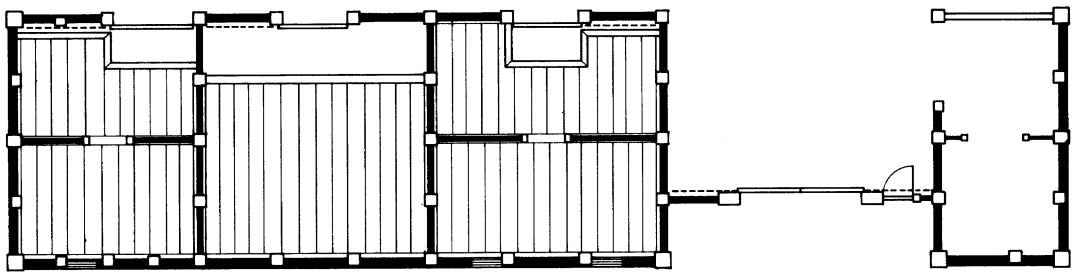
(注)西側には楣梁の柄(鼻栓とも)が残されていた。

五、黒田家住宅長屋門 要旨一別表

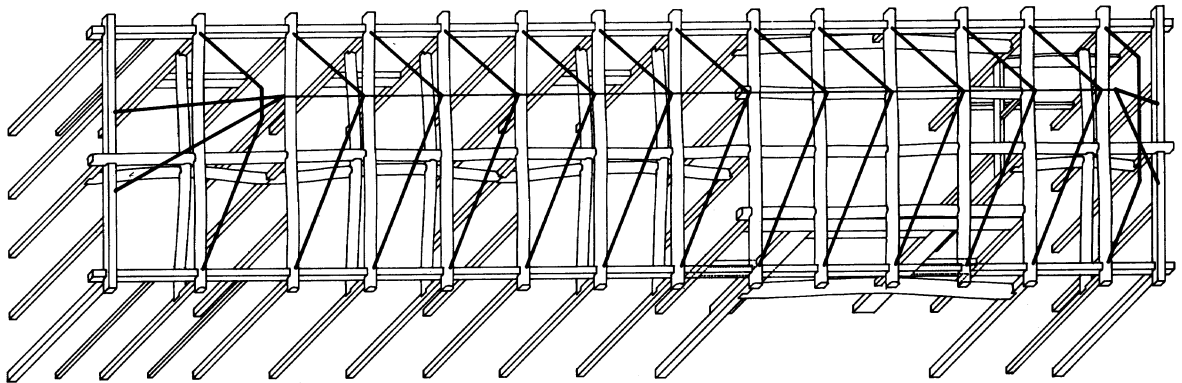
番号	1	2	3	4	5	6	7	8
位置	東面南より 第一、二間	西側南より 第二、三間	東の間	北面中央間	西面	南面西端間	北面西端間	東端間
現状	各間窓	各間板壁	潜戸	片引戸	開放	格子窓	開放	同右
変更	各間真壁	同右	楣を約六〇センチメ ートル下げ西の間に揃 え脇壁付の潜戸	楣と敷居を約四〇セ ンチメートル下げた 片引戸	柱三本を建て各間 大壁	間柱を建て西の間大 壁、東の間与力窓	間柱を建て、各間真 壁、	片引戸
資料	柱対応面に木舞穴、 窓部上胴縁下端に簷 子切断片残る。	柱対応面に木舞穴	柱対応面に楣跡、東 柱西面に板溝と胴縁	柱対応面に楣跡	西端柱対応面大壁痕、 他は整備	柱に大壁痕、窓は整 備、	柱対応面に貫、木舞 穴、	柱対応面に旧楣仕口、



第18图 修理前平面图



第19图 竣工 平面图



第20图 架構图

第二節 工事実施仕様

一、仮設工事

工作、保存小屋、桁行一四、五四メートル、梁間五、四五メートル、軒高三、六メートル、平面積一五六、六平方メートル、切妻造、屋根亜鉛鍍鉄板葺、周囲波形鉄板張り、出入口二ヶ所扉付、建地杉丸太据立、合掌、布、筋違共一〇井鉄線がらみ。

職工休憩所、桁行三、六四メートル、梁間二、七三メートル、既設の建物を改修して使用した。

工事事務所、木造平家建て、桁行七、二八メートル、梁間四、五五メートル、平面積三三三平方メートル、屋根、外壁亜鉛引波形鉄板、内壁、天井合板張り、窓、出入口ガラス戸建、内部に事務室、暗室、休護室、湯沸場、便所を設け、水道を設置した。

境界柵、高さ一、五メートル、延長一〇メートル、柱掘建、胴縁四段、堅格子板張、出入口扉二ヶ所設置。

防火設備、防火用水用としてドラム缶二ヶ、消火器三ヶ、バケツ等を設置して防火対策を施した。

二、解体工事

イ 準備

解体前すべての部材に番号札を付し、必要な諸調査、実測、写真撮影を行った。

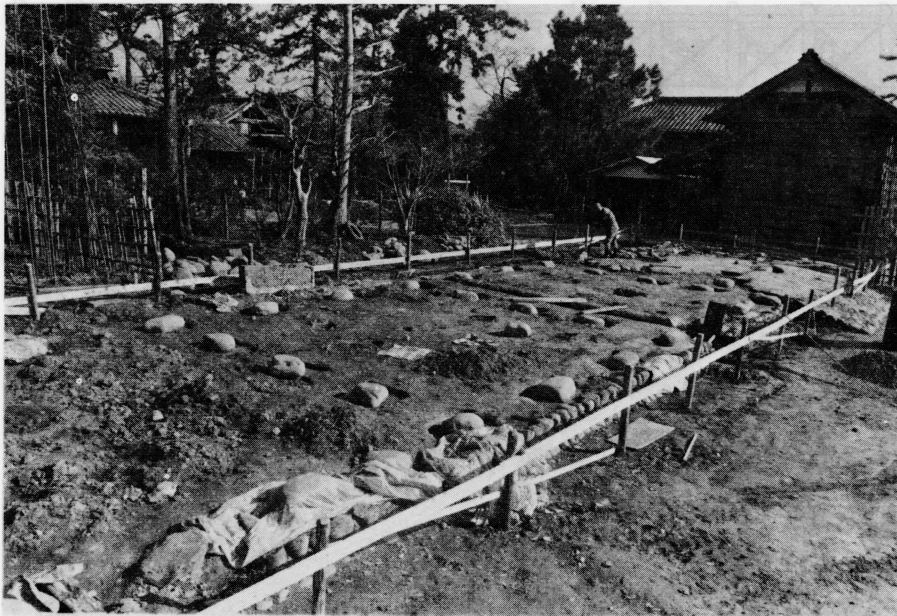
ロ 解体

建物解体中は痕跡、各部の仕様等必要な諸記録をとり、解体部材はすべて釘仕舞をしつつ再用、繕い、取替え予定等に区分し、同種材毎に汚損、

三、基礎工事

破損等の生じないよう養生を施して格納した。

旧基礎の柱礎石は使用出来得るものは総て再用した。柱礎は最高五センチメートル前後の沈下がみられたが、各面にわたって不同沈下があつたが、比較的沈下の少ない東北隅柱の礎石を基準にして据直した。



第21図 礎石据付完了

五、床下叩き

床下は、粘土、砂、石灰をよく混ぜ合せ、塩水を入れ固練したものを、厚さ約一〇センチメートルに敷き、よく搗き固めた。

六、軒下、通路部コンクリート叩き

栗石地業の上にコンクリート打込み、生乾きの内にモルタル（石灰少量入）を塗りつけ、乾燥しないうちに川砂を撒き、梨地仕上げとした。

七、排水工事

背面及西側はU字溝（径二四センチメートル）を埋設した。正面側には雨落下に（エスロンパイプ）径十センチメートルを埋設排水した。

四、木 工 事

一、再用材

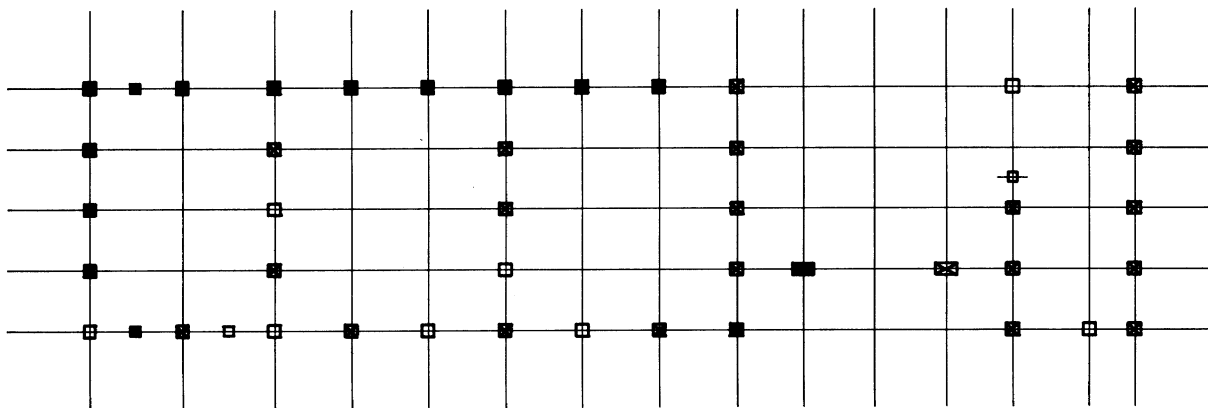
当初材は将来の保存に支障のない限り、つとめて再用した。

二、繕 い

不用の穴、及び仕口、腐朽部等は埋木、剝木等により繕い、接着剤はボンド、を使用した。

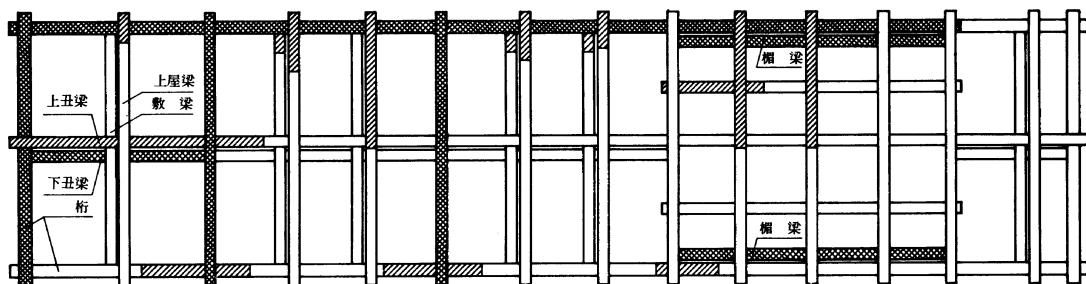
三、取替材

腐朽破損の甚だしいもの或は現状変更等の事由により取替又は新補した材は原則として旧形、旧工法を踏襲した。なお使用した取替材は存来品種と同等とした。なお新補、継足、再用の軸部材については左表の通りである。



第22図 新補根継等表示図

凡 例
 □ 当初柱
 ◻ 継柱
 ■ 取替柱



第23図 全 上

凡 例
 — 当初材
 ◻ 継材
 ◻ 取替材

名称	時代別	材種	継手	仕口	表面加工	工法		
						取合せ及び取付	実施の工法	
楯 楯 (長屋通り潜り)	当	松		蔭入柄屋、一方大入	鉋		現状変更により新補(椎材納付大入込栓、鉋仕上、下端に方立柄穴)	同上
楯 楯 (下郎部屋)	当	松		目違付柄差、鼻栓止	鉋	内面：付鴨居取付寄蟻柄穴	現状変更により撤去	同上
地 覆 (東の間背面)	当	椎		蔭入蟻柄	鉋	内面：付鴨居止取付寄蟻柄穴	現状変更により撤去	同上
腰板笠木 (東の間)	当	椎		箱目違付柄差	鉋	上端：鑄付、下端板溝		同上
梁 (東の間北側)	当	松		柄差込栓	大鼓落	上端：束柄穴		同上
束 (東の間北側梁上)	当	松		柄差	鉋	貫穴、梁取付柄穴		同上
梁 (束の間西側)	当	松		柄差鼻栓止	鉋	上端：束柄穴 下端：柱柄穴		同上
束 (東の間西側梁上)	当	松		柄差	鉋	貫穴		同上
楯 (長屋通り大戸上)	当	松		蔭入柄差	鉋	内横面：付鴨居止取付寄蟻柄穴		同上
冠木下脇楯	当	松		柄差	鉋	内横面：付鴨居止取付柄穴		同上
冠木	当	松		柄差楔止	鉋	下端：柱柄穴 上端：太柄穴		同上
桁	当	松	腰掛両目 渡 臑		鉋	上端：上屋梁取付渡臑 下端：柱柄穴、小舞穴		同上

下見板張 上胴縁 (南面東妻)	下見板張 上胴縁 (長屋通り)	下見板張 地 覆 (長屋通り)	下見板張 簷 子 (南面東妻)	下見板張 簷 子 (長屋通り)	棟 木	又 首	束 (長屋通楯上)	楯 梁 (長屋通り)	上屋梁	敷 梁	上丑梁	下丑梁
㊦	当	当	㊦	当	当	当	当	当	当	当	当	当
杉	杉	椎	杉	椎	杉	松	松	松	松	松	松	松
金 輪	"	"	"	"	釘殺継止	"	"	"	"	"	腰掛両目 違鎌	
			蟻 柄	柄 差	両妻端は追又首と丸込栓 一方は傾柄差	長柄差(追又首棟木と丸込栓) 一方は傾柄差	柄 差	目地付柄差二本鼻栓	渡 臬	柄差込栓止	渡 臬	柄差鼻栓止又は込栓止
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	丸太		鉋	鉋	瓜皮剝	瓜皮剝	瓜皮剝	瓜皮剝
下端…簷子取付蟻柄穴	下端…簷子取付柄穴柱に釘止	上端…簷子取付柄穴柱に釘止	裏面に下見板取付羽刻み	裏面に下見板付羽刻み		上端…屋中竹掛刻み		上端…束立柄穴	上端…又首傾柄穴 下端…柱柄穴又は上梁丑との渡臬	上端…上屋梁との渡臬 下端…下丑梁との渡臬	上端…敷梁柱との渡臬	上端…敷梁との渡臬
現状変更により撤去	現状変更により、南面、東西両妻にこの在来の工法で設ける	現状変更により、南面、東西両妻にこの在来の工法で設ける	現状変更により撤去	にこの在来の工法で設ける	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

大東の 曳間	棟 添子取付横棧	小棟 棟木	棟 添子	棟 風返し	棟 押之縁	千棟 棟木	横 与力窓 棧	額 与力窓 縁	水切り 下見板張 (南面東妻)	水切り 下見板張 (長屋通り)	下見板張 下見板 (南面東妻)	下見板張 下見板 (長屋通)
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	当	当	ⓑ	当	ⓑ	当
松	松	松	松	松	杉	杉	松	松	杉	杉	杉	杉
					千本下で 突付				突付			
	風返し小棟に突付釘止	風返しに突付釘止	留	見面留、一枚柄車知桧締		相欠丸込桧	額縁に大入	相欠				
鋸引	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋
下端…束納穴		下端…添子拌み峯形欠き	風返しに釘止	棟押之縁に釘止	千本木下端に釘止	下端…棟押之縁取付欠き		大壁の堅胴縁横面に釘止	上胴縁に釘止	上胴縁に釘止	箆子に釘止	箆子に釘止
現状変更により撤去	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同上(杉を栗材)	同 上	同 上	現状変更により撤去	この在来の工法で設ける	現状変更により撤去	この在来の工法で設ける
在来の工法通り	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

東の 縁間	東の 腰壁 板間	東の 格子 窓間	東の 格子 窓子	東の 障鴨 居子	東の 半間 仕切 柱	東の 廻り 縁間	東の 天井 根太	東の 天井 板間	東の 壁板 の間	東の 床板 の間	東の 根太 の間	東の 束の 間
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松
突 付	突 付			柄 差			柱に大入	突 付	突 付	突 付		柄 差
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋 引	
半柱に釘止	胴縁に釘止	格子、半柱に釘止	敷鴨居横面に釘止	上端(下端)：二本溝	貫に釘止 天井廻縁、根太に釘止、他一本は	柱に釘止		天井根太に釘止	貫に釘止	根太に釘止	大曳に釘止	上端：大曳に柄差 下端：石据
現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去
在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り

東の間 東格子窓	東の間 敷鴨居	東の間 東格子窓 格子	東の間 水切り	東の間 東の間 間仕切 楣	東の間 方立	東の間 袖壁板	東の間 東の間 胴縁	東の間 東の間 地覆	東の間 腰羽目板 (背面)	東の間 胴縁 (背面)	長屋通り 付敷居	長屋通り 付鴨居
◎	◎	◎	◎	当					当	当	当	当
松	松	松	松	松					松	松	椎	松
大入	大入	納差		大入					突付	遺返し		
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋					鉋	鉋	鉋	鉋
上端：(下端)：一本溝 格子取付納穴			箆子上木口に釘止	内横面、下端：方立 取付蟻納穴					笠木下端、地覆上端の板溝入れ、 貫胴縁に釘止		横面：付敷居取付納穴 上端：打出鉄製レール釘止	付鴨居止取付納穴
現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	天井根太に転用されていたものを、現状変更により、当初位置に戻す	現状変更により加入 (椎材上端：蟻納、下端：石据) 鉋仕上横面に胴縁地覆取付納穴	現状変更により加入 松材鉋仕上、突付胴縁に釘止	現状変更により加入 (松材、鉋仕上柱方立に大入楔止)	現状変更により加入 (椎材、鉋仕上柱方立に納差)	同 上	同 上	同 上	同 上
在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り (天井根太)	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	同 上	同 上	同 上	同 上

踏込土間 地覆	下郎部屋 踏込土間	束 下郎部屋 上り框	下郎部屋 壁板裏	下郎部屋 壁板	下郎部屋 床板	下郎部屋 根太	下郎部屋 壁腰板	長屋通り 下郎部屋境	長屋通り 胴縁 (西楣下)	長屋通り 羽目板 (西楣下)	長屋通り 天井根太	長屋通り 天井板
Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	当	当	Ⓐ	当	当	当	当	当
松	松	椎	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松
蟻 納	地覆取付蟻納穴 上端：柵屋、下端：右掘			突 付	突 付				相 決			(1)通を境として 南側：突付 北側：化粧目板付
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋 太鼓落引	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋
上端：羽目板溝	横面：羽目板溝	下端：羽目板溝 束納穴 上端：床板決り	柱に釘止	胴縁に釘止	根太に釘止	大曳、貫に釘止	貫に釘止	柱横面に遣返し	楣下端、地覆上端、柱横面の板溝 入れ、胴縁に釘止	梁横面に遣返し	(1)通より南側は梁横面の板溝入れ	天井根太に釘止
同 上	同 上	同 上	現状変更により撤去	現状変更により撤去	同 上	同 上	現状変更により撤去	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

付前 鴨居 藏	付前 敷居 藏	壁前 板藏	床前 板藏	根前 太藏	上り 前 框 藏	差雨 鴨居 西下 戸屋	鴨雨 居戸 西下 屋	敷雨 居戸 西下 屋	付下 鴨居 郎部 屋	付下 敷居 郎部 屋	羽下 目板 郎部 屋
㊦		当	一 部 ㊦当	一 部 ㊦当	当	㊦	㊦	㊦	当	欠失し て不明	欠失し て不明
松		松	松	松	椎	松	松	松	松		
		突 付	突 付		納 差	目違納差	腐朽により不明	腐朽により不明			
鉋		鉋	鉋	B 鋸 引 当 鋸 引 太 鼓 落	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋		
横面…付鴨居止の納穴		貫に釘止	根太上り框に釘止	上端に目板決り 大曳貫に釘止	上端…床板決り (現状は上端がはつられていた) 下端…東立納穴 横面…大曳取付納穴	下端…二本溝	下端…一本溝	上端…一本レール	横面…付鴨居止の納穴		
す 現状変更により当初の位置に戻す	現状変更により加入、椎材、鉋仕上、横面に付敷居止の納穴	同 上	同 上	復す 現状変更により、当初の工法に	同 上	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	同 上	鉋仕上 椎材、横面に付敷居止め納穴、	松材、突付、鉋仕上、上り框下端地覆上端、東横面板溝入れ
同 上	同 上	同 上	同 上	在来の工法通り	同 上		同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

敷鴨居	南格子窓	男部屋	羽目板	男部屋	地覆	男部屋	束	男部屋	上り	男部屋	付鴨居	男部屋	付敷居	男部屋	壁板	男部屋	床板	男部屋	根太	男部屋	天井根太	前蔵	天井板	前蔵
	①													①	①	①	①	①	①	当	当	当	当	当
	松													松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松
	突付													突付	突付									突付化粧目板付
	鉋													鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋
	上端(下端)に二本溝													貫に釘止	根太に釘止	大曳、貫に釘止	梁横面に遣返し	天井根太に釘止						
	現状変更により撤去	現状変更により加入 松材、鉋仕上、突付	現状変更により加入 松材、鉋仕上、蟻枘 上端に羽目板溝	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、蟻枘	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、上端は杢差下端 は石据、横面に羽目板溝	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、上端に床 板決り、下端に束杢穴羽目板溝	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付鴨居止 の杢穴	現状変更により加入 松材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴	現状変更により加入 椎材、鉋仕上、横面に付敷居止 の杢穴
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	在来の工法通り	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

鉄材

一筋敷金物	釘	区分		在	来	の	工	法	実施の工法	当初設計の工法
		当	初							
敷金物 出入口一筋、敷金物	角板、壁板、釘、建具	CA	時代別	摘	補	要	要	要	角板、釘、床壁、壁板、建具	実施の工法通り
敷金物	角板、釘	CA	時代別	摘	補	要	要	要	角板、釘、床壁、壁板、建具	実施の工法通り
敷金物	角板、釘	CA	時代別	摘	補	要	要	要	角板、釘、床壁、壁板、建具	実施の工法通り

水男 部切 屋	戸男 見部 板袋 屋	横男 部 棧屋	格男 部 子屋	敷男 鴨部 居 (雨 戸)
①	①	①	①	①
松	松	松	松	松
		大 入	半 欠 き 釘 止	半 欠 き 釘 止
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋
鴨居上端に釘止	框に釘止	格子内横面に釘止	内横面：横棧取付欠き	上端…(下端)…一本溝
現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去
同上	同上	同上	同上	同上

五、屋根工事

一、材料

秋刈りの十分乾燥した長さ一、五メートル以上の腐れのない富士山麓産の良質山茅、榎竹、屋中竹は径六〇七センチメートルの冬切りの物を使用した。又押木竹は径三センチメートル内外長さ二メートルのもの、軒付用棕椶縄、銅線（一八#）藁縄を使用した。其の外に棟覆い用杉皮、冬伐りの皮。

二、下拵え

軒付用茅は下葉をすぐり、径一二〜一五程度にたばねた。

三、工法

下地、屋中竹を側桁上に一通りに扱首上端欠込み（約四二センチメートル）に継手やり違いに片側七段縄がらみとした。榎竹は約二十五センチメートル間隔とし、隅は扇状に配し、軒先にはこみ榎竹を入れて屋中竹に縄がらみとした。縄がらみは素縄三巻の鼓縄に結び締め、榎上には、小舞竹を約一二センチメートル間隔に素縄にてがらみつけ、軒先には榎がらみを榎先端より約一〇センチメートルの所に棕椶縄にて通しからつけとした。

軒付、軒付は上質の茅をよくすぐり径一〇センチメートル位にたばねて敷き並べ、押鉾竹を二通り並べて素縄にて締めつけ、これを数回繰返して所定の厚さに葺上げた。軒上最上部には特に良質の茅を用い、落ち込みには十分にのべ茅を補充した。

平葺、平葺は厚平均六五センチメートルとし、茅の厚薄のないよう配りつけ、奥には要所のべ茅を置き、登り四五センチメートル〜六〇センチメートル毎に押鉾竹を当て針縄ふみしめ葺き登り棟際は切茅で葺きつめ、向ふ前の茅を三つあみとし叩き締めた。

棟、品軒は厚さ平均一二センチメートルに切茅で葺上げ、その上に杉皮三枚重ね葺きとし、棟押へは置干木型式に整えた。

刈込み、軒付所定の返し勾配に、また隅水返りのないよう、通りよく刈込み葺登り隅登り隅丸、平葺とも地に不陸のないよう、形よく鉄刈り仕上げとした。

養生、防腐、耐水のため葺き上り完了後キシラモン液の噴霧吹付けを行った。

区分	在来の工法（昭和十二年葺替）	実施の工法	当初設計の工法
一、材料	山茅 ϕ 一、五m内外の腐れのないもの 杉皮 ϕ 七五cm内外の節穴のないもの 押鉾竹 ϕ 二cm内外の冬伐りのもの 屋中竹 ϕ 七cm内外の真竹材 榎竹 ϕ 四五cm内外の真竹材（冬伐り） 小舞竹 割竹 ϕ 二、五cm内外のもの 縄、藁縄 ϕ 八 $\frac{1}{2}$ cm内外 しゆる縄 ϕ 三 $\frac{1}{2}$ cm内外	在来の工法 通りのもの 使用	実施の工法通り
軒付	軒先の出 すぐ茅を敷き並べ押鉾竹にしゆる縄に締めつけ更に軒付茅を同様の工法により所定の厚さに葺上げた。	在来の工法 通り	実施の工法通り
平葺	葺厚六〇cm内外 葺上り要所にのべ茅をおき登り四五cm内外に押鉾竹を入れ榎竹と踏みしめ所定の厚さに葺上げた。棟際は切り茅にて葺きつめ三つあみとし叩き締めた。	在来の工法 通り	実施の工法通り
ぐし棟	厚み巾共所定の寸法同様折返し押鉾竹二通りで締めつけその上に杉皮三枚重ねの水切りとし茅切口より一、五cmに切そろえおさえ板を銅線止めとした。	在来の工法 通り	実施の工法通り

六、壁 工 事

- 一、下地、間渡し真竹の割竹、木舞竹、篠竹、こまい縄（細い素縄）
- 二、工法、間渡し竹は縦横とも間渡穴に深く差込んだ。こまい竹は縦横とも約五センチメートル間隔に、間渡し竹との交点はこまい縄で千鳥掛けにかきつけ、通し貫当りは釘打ちとした。

三、木舞壁塗

材料、荒壁土は粘性のつよい粘土、中途用の土は市販の中途用土を、
は荒壁用は藁苧、中途用はもみ苧を、上塗用は石床、つのまた、
上塗用苧を使用した。

- 四、工法、荒壁土は粘土に藁苧を切込み良く切り返して二ヶ月間位ねかしておき、使用前に再度藁苧を入れ、充分練り返したものを使用した。荒壁は指定の厚さによく木舞に上記土を摺り込み塗り上げ、同日中に裏壁を鏝などで返し、小舞になじませ、乾燥をまつて裏返塗を行った。

中途は粘土と砂をよく混ぜ合せもみ苧を入れて塗り上げた。

上塗はのりに（つのまた）をよくとかし篩通しものを用い、石灰と苧を入れてよく練り返したものを鏝仕上げした。

七、建 具 工 事

一、材 料

木材（框材）は桧無節材を板材は杉無節材の乾燥したものを使用した。

鉄釘、鍛鉄製和釘を調製使用した。

工法、寸法、組手、仕口等、何れも旧来の工法に倣い、馴染よく狂いのないよう仕上げた。

- 一、古色塗、取替又は新規補足木材には、丹土、松煙、茶粉、弁柄等を用いて周囲と調和させるよう古色を施した。古材はすすを拭き取った。

- 二、防蟻処理、床下はメルドリン液による土壌処理を行い、木材はキシラモシ液を刷毛にて塗付けた。

- 三、烙印押、取替え及び新補材にはすべて見え隠れに（昭和五十一年度修補）の烙印を押した。

- 四、跡片付、諸工事完了後工事地域内の不要物を取り除き、清掃を行った。

八、雑 工 事

基礎工事	水盛遺形、根伐、埋戻、栗石地業、コンクリート地業、礎石補足礎石据付、雨落石据直し、排水溝、土間コンクリート叩き、犬走りコンクリート叩き、土間コンクリート撤去、砂利敷き、床下、土間叩き、	一 式	一、一四四、六八〇円	水盛遺形 根伐 一四三、七五〇円 埋戻 三、七五〇円 栗石地業 二二、八〇〇円 コンクリート地業 四〇、〇二〇円 礎石補足 五一、〇〇〇円 礎石据付 九〇、〇〇〇円 正面石敷直し 三三、〇〇〇円 雨落石据直し 四五、〇〇〇円 排水溝 二二、九〇〇円 土間コンクリート叩 一七八、一四九円 犬走りコンクリート叩 一六五、八五一円 土間コンクリート撤去 三六、〇〇〇円 砂利敷き 一〇二、六〇〇円 床下、土間叩き 八五、三〇五円
木工事	補足木材、金属類、雑資材、防腐剤、器具損料、大工、人夫、蔦工、	一 式	八、〇九八、二〇四円	補足木材 四、四〇七、八〇四円 金属類 一〇六、四〇〇円 雑資材 三〇、〇〇〇円 防腐剤 八四、〇〇〇円 器具損料 八〇、〇〇〇円 大工 二、五五〇、〇〇〇円 人夫 七五〇、〇〇〇円 蔦工 七〇、〇〇〇円
屋根工事	山茅、屋中竹、檜竹、下地竹、押鉾竹、杉皮、銅線繩、シユロ繩、葺工、人夫、棟造り、防腐処理、	一 式	三、二一九、六五〇円	山茅 九八三、八五〇円 屋中竹 三九、〇〇〇円 檜竹 七二、〇〇〇円 下地竹 六、〇〇〇円 押鉾竹 一八、〇〇〇円 杉皮 六二、四〇〇円 銅線繩 一四、四〇〇円 繩 四二、〇〇〇円 棕繩 四、五〇〇円 葺工 九八〇、〇〇〇円 人夫 五七二、〇〇〇円

		委託料	指導旅費	所費							事務費
設計監理費	委託料	指導旅費	雑役務費	借料・損料	賃金	印刷製本費	通信運搬費	光熱水費	消耗品費	会議費	旅費
財団法人文化財建造物保存技術協会委託	竣工写真撮影料	文化庁技官指導	工事中写真、青写真、その他、	事務用家具用具	事務用具貸金	工事報告書	電話料、はがき、切手、	電気料、灯油、L、P、G、	文具、用紙、写真用品、製図用品、	会議用、茶菓	打合せ、調査
	一式	一式		一式			一式			一式	一式
六、四二八、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	六、四九三、〇〇〇円	二七、九六〇円	八六、六三五円	九〇、〇〇〇円	七五三、六〇〇円	一一三、一二九円	四六、四一九円	一三三、五〇五円	二、三九二、二八八円	二、四八二、二八八円
財団法人文化財建造物保存技術協会、委託料 協会規定料率第一種 二八パーセント	竣工写真十組	現場指導	現像、焼付 引伸 その他	事務用家具 その他	事務用具	工事報告書	電話料 切手、はがき	灯油 L、P、G 電気料	事務用品 製図用品 写真用品 雑器	茶菓代	打合せ、調査
	六五、〇〇〇円	二七、九六〇円	六四、七三五円 四、四〇〇円 一七、五〇〇円	七二、〇〇〇円 一八、〇〇〇円	七五三、六〇〇円	一一三、一二九円 一一、〇〇〇円	一〇一、一二九円 一一、〇〇〇円	一六、二六〇円 一五、四〇二円 一四、七五七円	六四、六六七円 一八、〇〇〇円 三二、六三五円 一七、二九三円	二〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

第四節 工事工程表

起 工 式	昭和五十年十二月二十三日	
上 棟 式	昭和五十一年六月十日	
竣 工 式	昭和五十一年十二月十一日	
着手準備	昭和五十年十二月十二日	昭和五十年十二月二十八日
実測調査	昭和五十年十二月十二日	昭和五十一年三月十日
仮設工事	昭和五十年十二月二十三日	昭和五十一年一月十二日
解体工事	昭和五十一年一月十二日	昭和五十一年二月六日
基礎工事	昭和五十一年二月二日	昭和五十一年九月十八日
木 工 事	昭和五十一年三月十三日	昭和五十一年十月二十八日
屋根工事	昭和五十一年六月十二日	昭和五十一年七月二十三日
壁 工 事	昭和五十一年七月二十九日	昭和五十一年十一月二十三日
建具工事	昭和五十一年十月二十日	昭和五十一年十一月三十日
防蟻工事	昭和五十一年二月五日	昭和五十一年九月十八日
主屋底工事	昭和五十一年十月十日	昭和五十一年十一月二十五日

附記

伝左衛門と喜八郎について

小笠町文化財保護委員 宮城 孝 平 誌

此度長屋門修復工事に当って、同建造解体作業中、基礎柱礎石五個に墨書が発見された。内四個には平川伝左衛門、他の一個には平川(地名)の代りに助五郎、伝左衛門の記名が読みとれた。

同時に長屋通り天井棹上端に川上、大工、喜八郎の文字が認められたので以上二人の人物を中心に調べを進めた。

伝左衛門の先祖宮城新左エ門の平川居住は古く菩提寺青龍院の過去帳によれば、初代新左エ門は、大覺院正蓮賢道居士、大永元年辛巳十月八日寂(一五二一年)と記されている。

また同家代々霊位記録には、忠正院善能榮修居士、元禄十三年庚辰五月十九日寂(一七〇〇年)源五郎の祖父なり、と付記がある。この付記を肯定すると宮城家と黒田源五郎家(当主節三氏)の間に縁戚関係が考えられる。

右の事項から記名礎石を調べてゆく時当地方の慣例から、長屋門新築の際宮城家から黒田家に(家見)として祝いの品に添えて礎石も同時に贈られたものと察せられる。助五郎は伝左エ門の父として地名平川の代りに知名度が高かったか或は健在であったので記念として添書きされたと思われる。

両家縁組について当時の家格を探ぐつて見ると、寛文十一年(一六七一年)下平川玄年御免状(四ツ分帳)の表紙には源五郎、新左衛門が保記されて、内容に新左エ門、五三六石、源五郎三八一石、助左エ門二八三石、善左衛門三〇〇石、と四ツ分け(四庄屋)されている。尤もこの石高は下平川村の内本多公領分のみで他の旗本分三〇〇石餘は源五郎の差配下にあったと思はれる。その後源五郎がその三〇〇石知行の室賀伊豫守御側役人に出仕した戸塚家記録からの推定である。旁に述べると長屋門の格式から見ても黒田家の代官職は自分を

含めて四庄屋のみならず下平川村々外に及ぶ複数旗本の知行地に亘つても代官職を与り差配していたものの如くである。

一方伝左エ門家も長屋門を構えていたと謂われるが或る時代これを解き重要文書は他家に托したと言ひ伝えられて来た。今度前四ツ分帳の他「享保七歳(一七二二年)子丑巳、諸新田水帳」下平川村庄屋助五郎の文書も黒田家から発見されその言ひ伝えも立証された。

更に両家共昔から不動尊の信仰が伺はれ、宮城家は慶長(一五九六年)以来赤面不動明王の石像を祀りその祠は宮大工の作で棟札も現存している。黒田家長屋門には長屋通り楣表面に金峯山領布のみ不動明王護摩祈禱札が夥しく貼りねられて居り今度も同護摩札の保存が考えられている。

元禄四年(一六九一年)の輪中堤防訴訟の判決、峯田、下平川堤論の絵図面には、下平川村内で石ハラ(石原)新左エ門(宮城家)と下むら(下組)大郎左エ門(黒田家)との二戸のみが茅葺家が描かれて他は単に「イムラ」と部落の所在が示されているのみである。

前に戻つて「享保七歳(一七二二年)子丑巳諸新田水帳」には中に源五郎、助五郎、伝左エ門の名が各所に散見される。且つ伝左エ門の直筆と思われる新田譲賣渡手形の加筆訂正を加えた下書きがその袋折りの間に挟んだま、発見され庄屋証人伝左エ門の自筆と思われると同時に明和二年(一七六五年)と誌したことは貴重な発見であった。

宮城家記録に「英輝院傑叟道後居士明和大己丑年四月七日寂(一七六九年)七十三歳本多越中守に相勤めと書かれており、伝左エ門の父となつている(註)黒田家、宮城家共に同じ人名を数人が使用(襲名)していることが判る、川上大工喜八郎の家は先祖喜左衛門以来の大工職で山下姓で皆棟梁を勤め過去帳では

先代 法眼順正沙彌 元禄(年号不詳)

- 二代 棟順梁上座 享保二年（一七一七年）
- 三代 規叟道正上座 明和九年（一七七二年）
- 四代 寒翁宣天喜男 昭和四年（一七六七年）
- 五代 棟桂玄梁上座 享和二年（一八〇二年）

右の中で長屋門の建築に当つたのは三代目棟梁山下喜左エ門と思はれ、喜八郎は父棟梁の下で長屋門或は善勝寺本堂に腕を振るつた好青年であろう。夕匠の血を享け乍ら妻も娶らず壮志を抱いたまゝ、若くして世を去つた模様であり、遺された喜八郎の文字からは惻惻として鑿の音が聞えて来る想いである。

早く棟札が発見されて一切が解明出来る日の近からんことを念じて筆を格く

七絶 偶 成 菊 城 生

「寿を 奏する者は 伝左衛門

記名の礎石 永へに 紛れ無し

文化の 遺産 邦家の 寶

修復の 工成る 長屋門」

「瑞風 吹き起りて 乾坤に満ち

茅棟 元に復す 長屋門

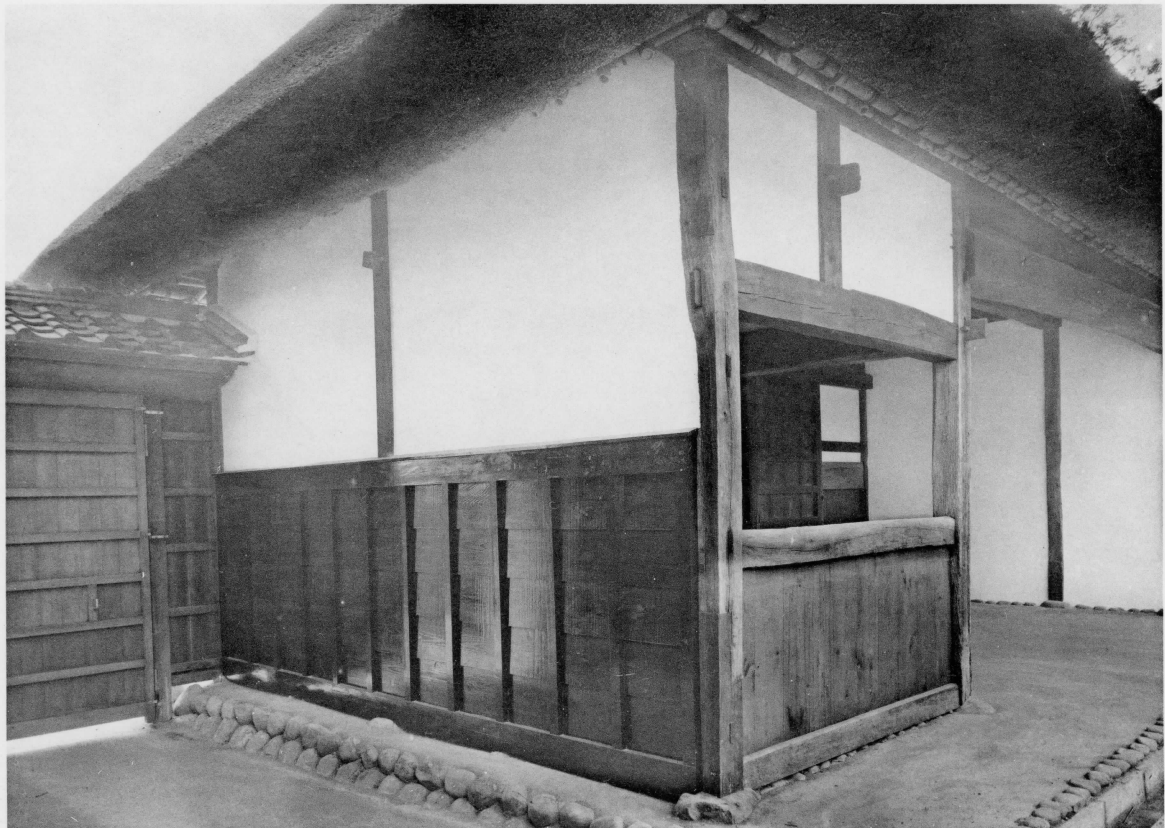
喜入の 署名 仍 此に在り

今晨の 慶祝 芳魂に報ぜん」





2 竣工 正面



3 竣工 背東側面



4 竣工 背面



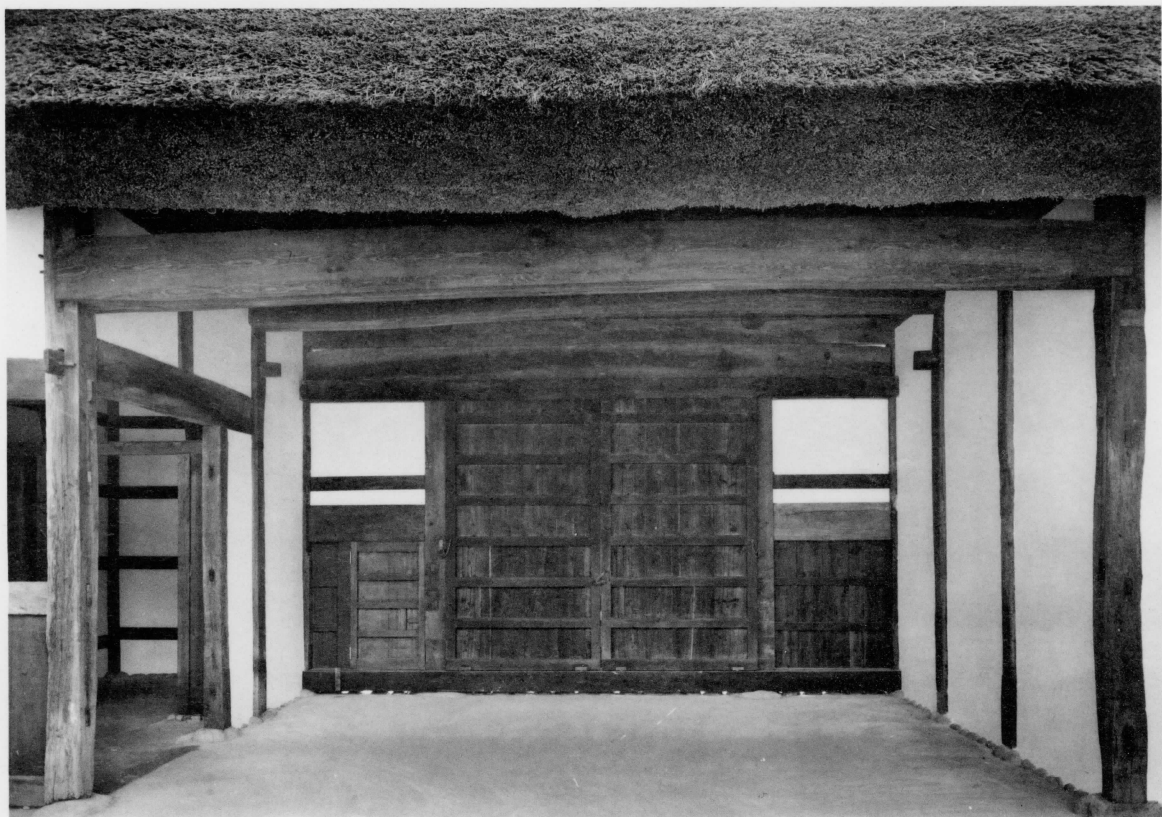
5 竣工 西側面



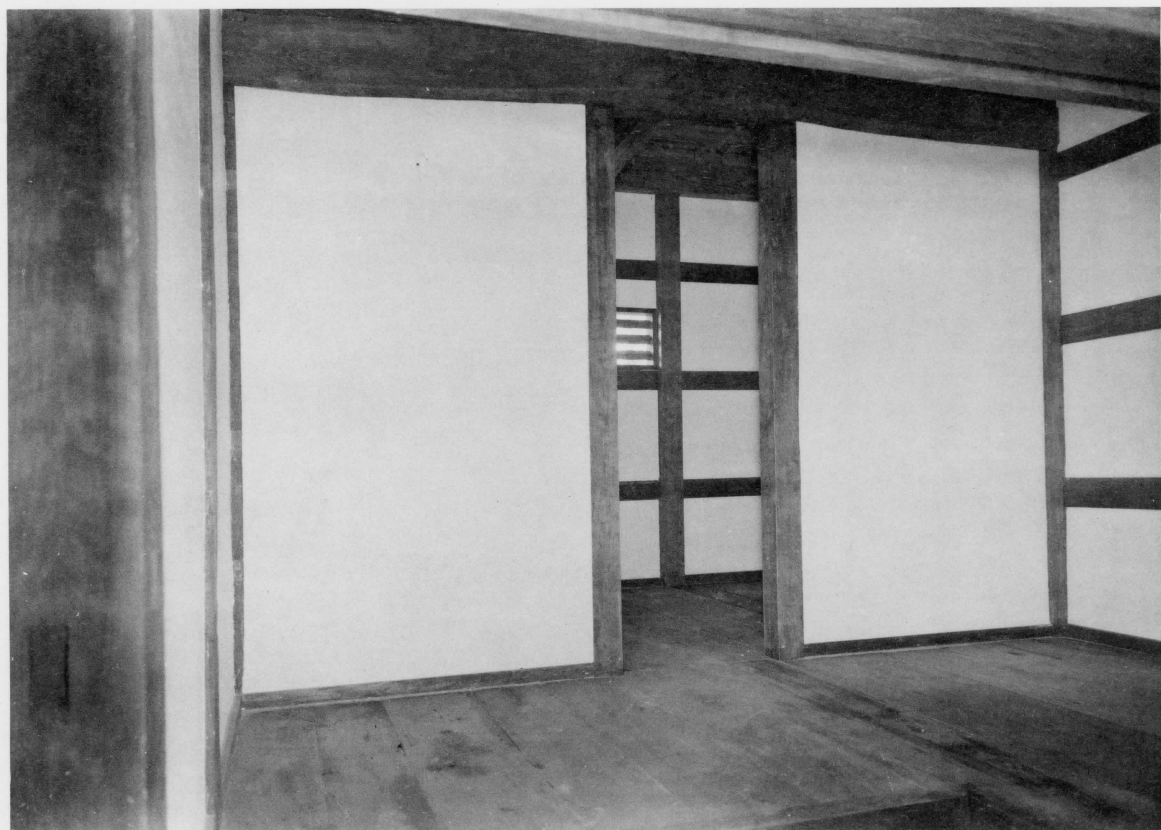
6 竣工 門番部屋



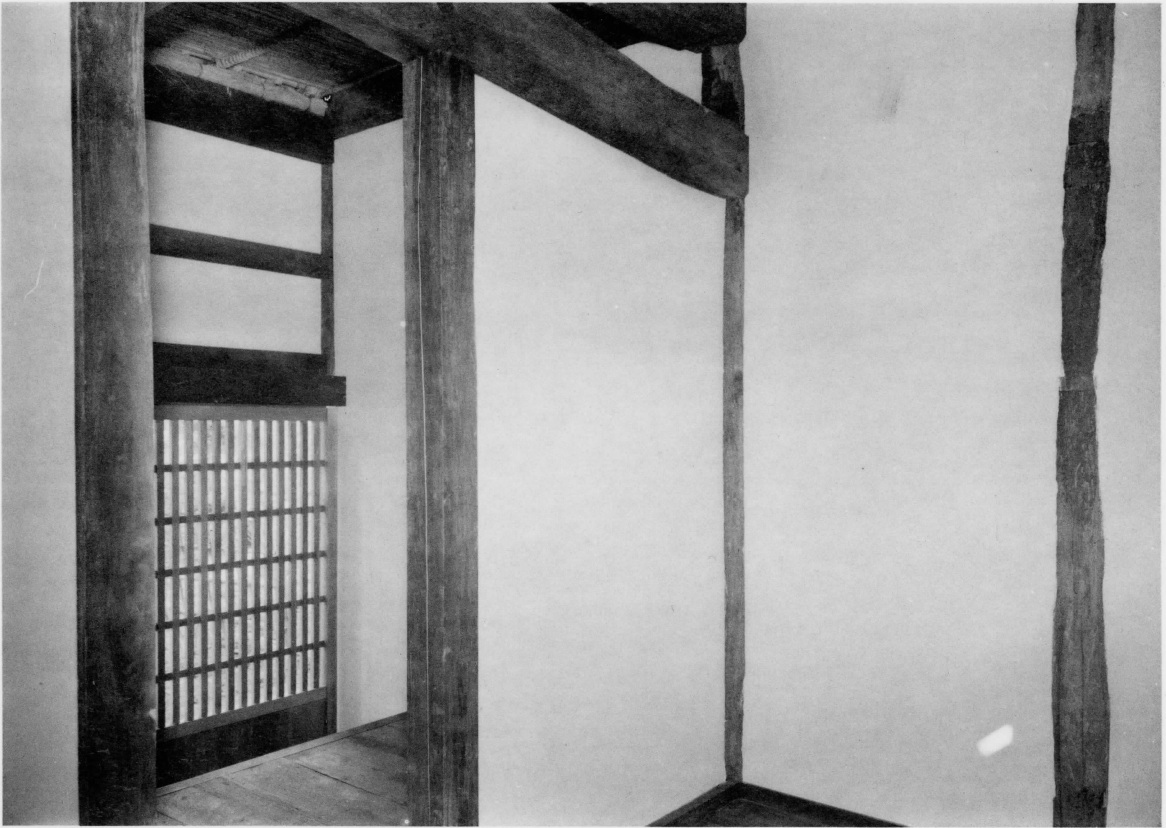
7 竣工 長屋通り正面



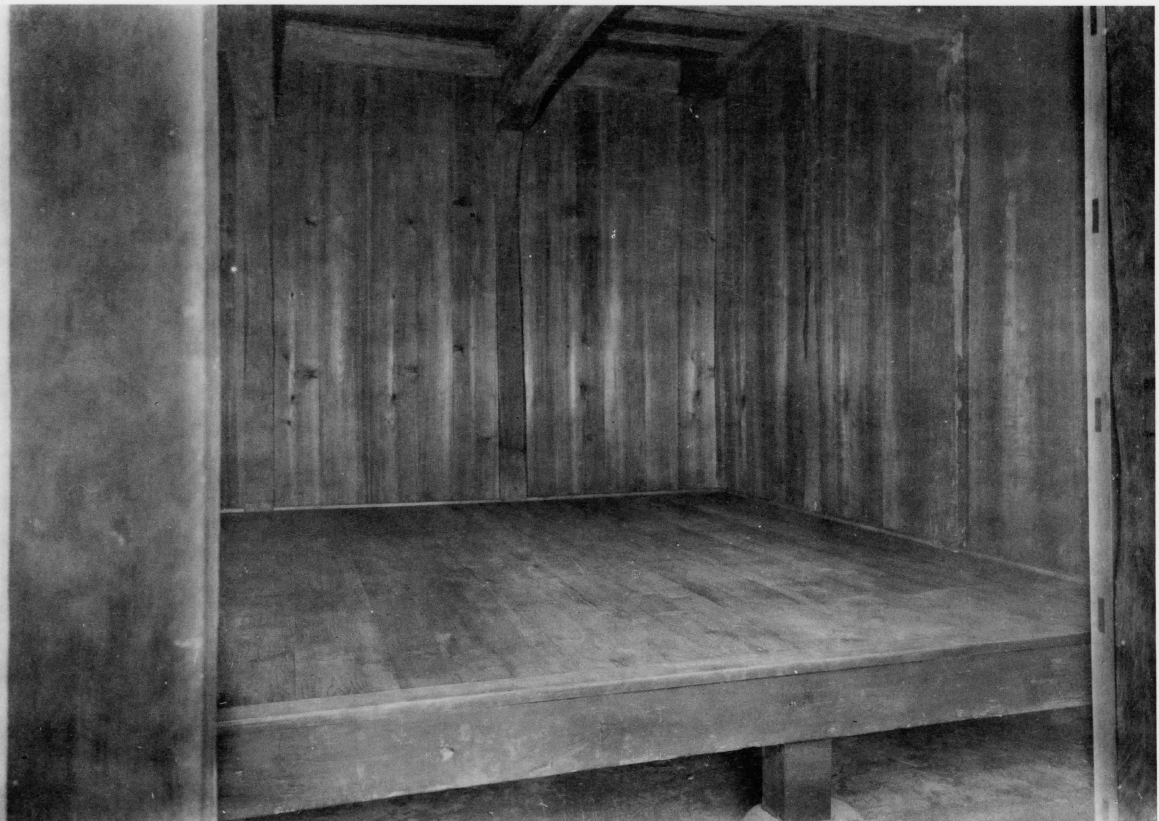
8 竣工 長屋通り背面



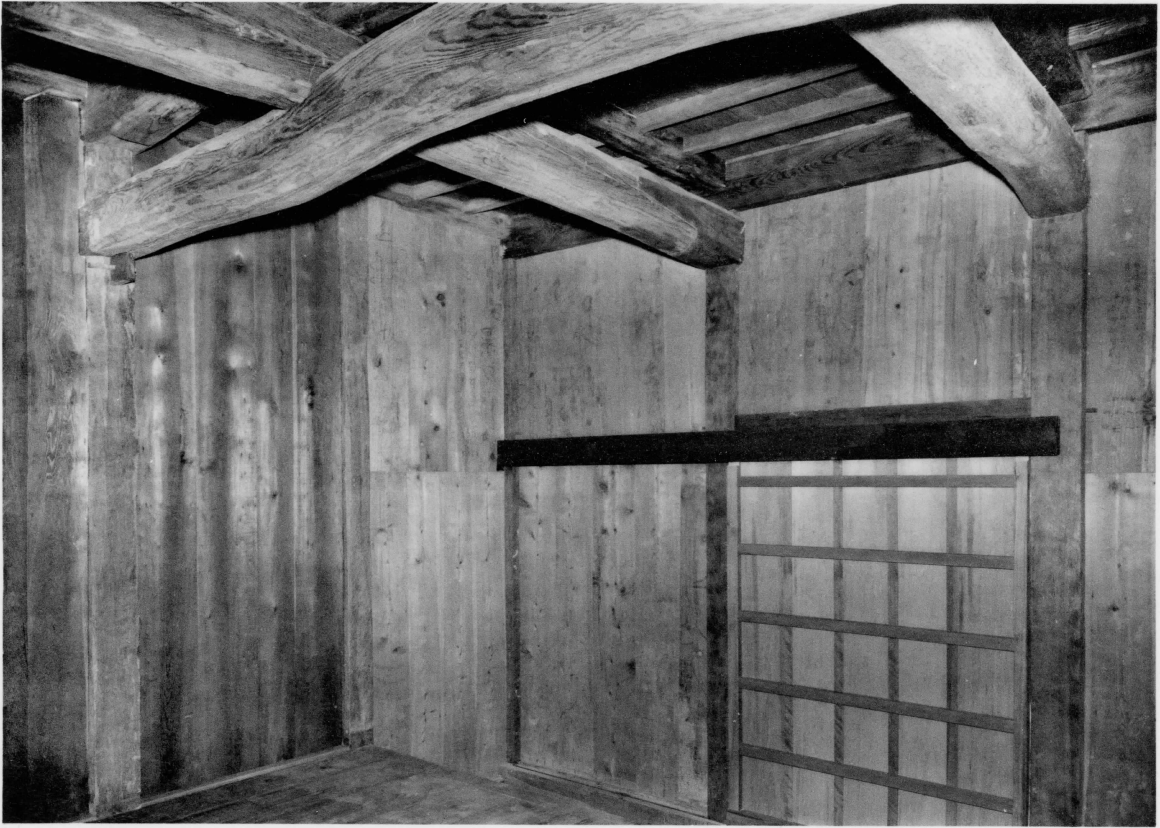
9 竣工 下郎部屋南面



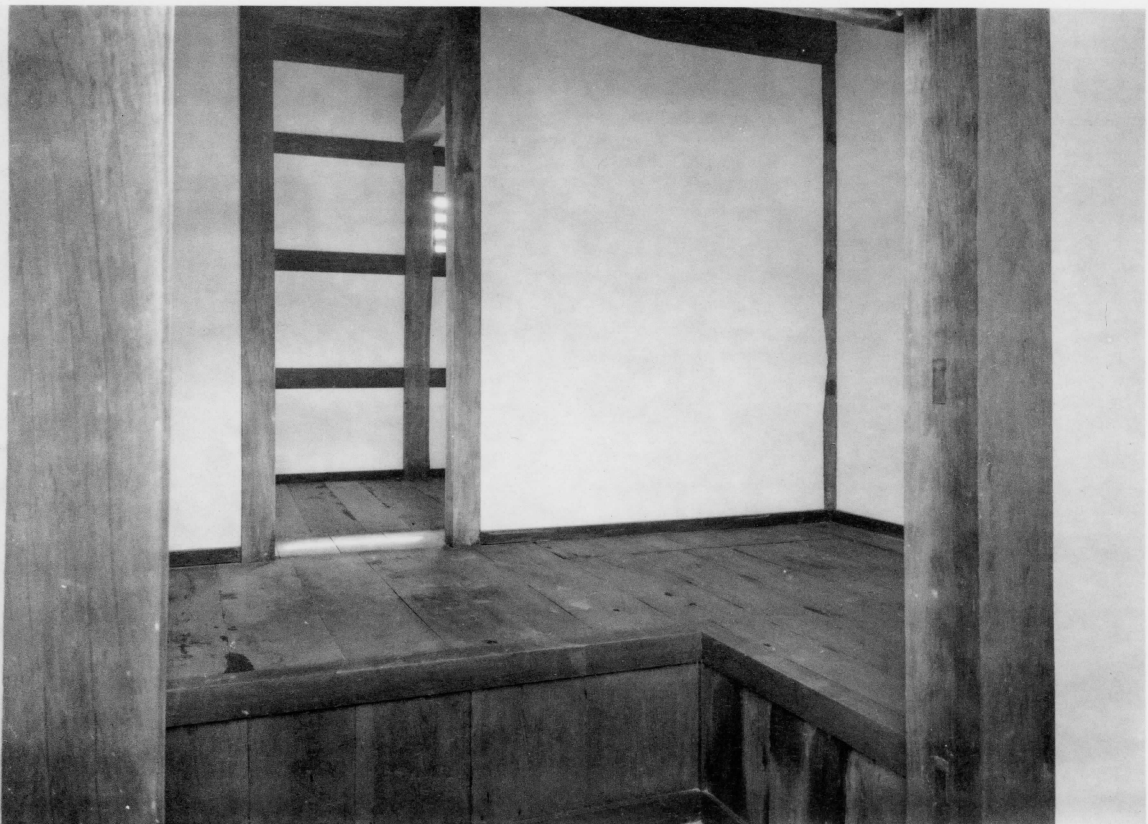
10 竣工 下郎部屋北面



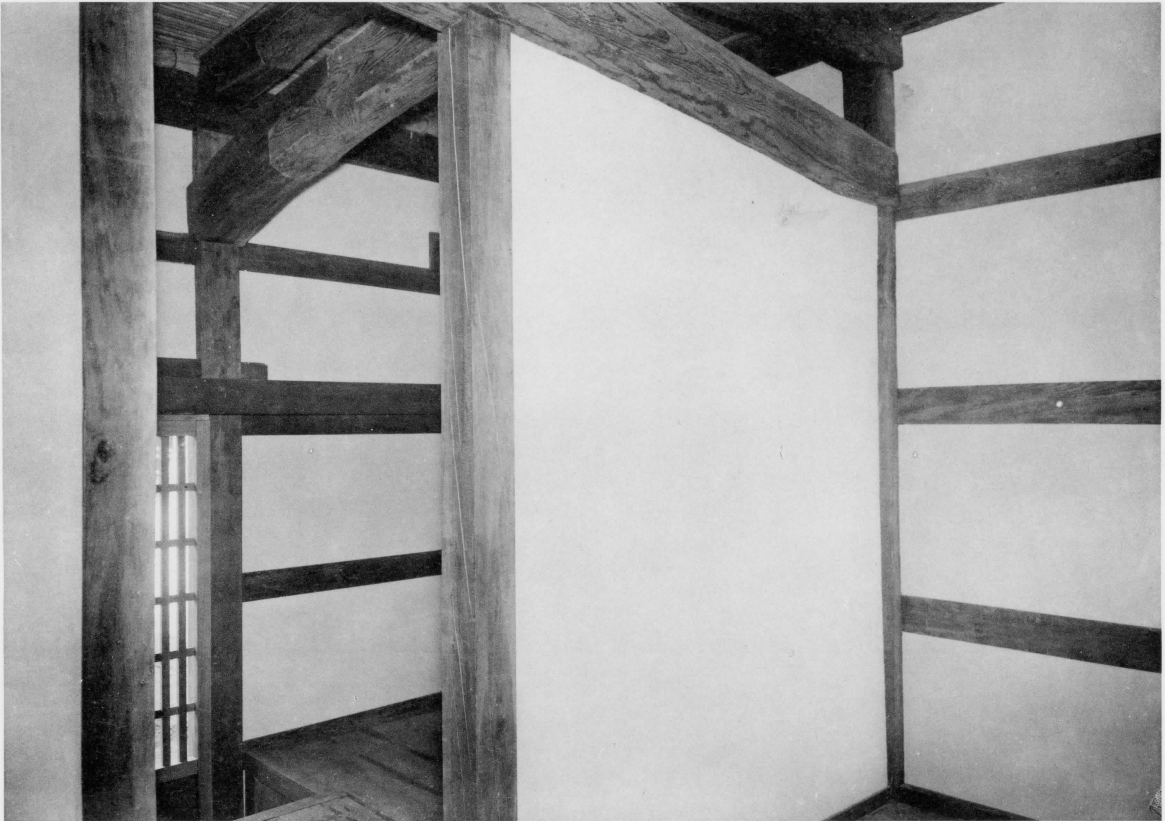
11 竣工 前倉南面



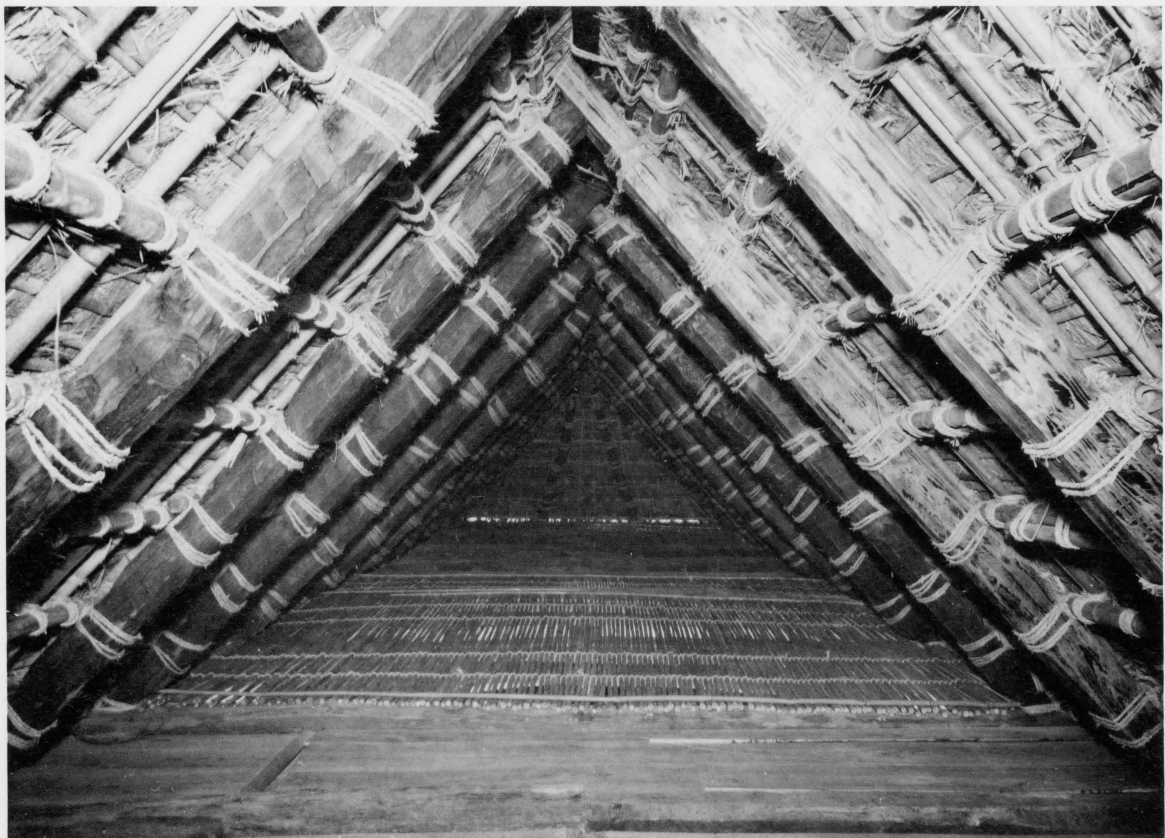
12 竣工 前倉北面



13 竣工 男部屋南面



14 竣工 男部屋北面



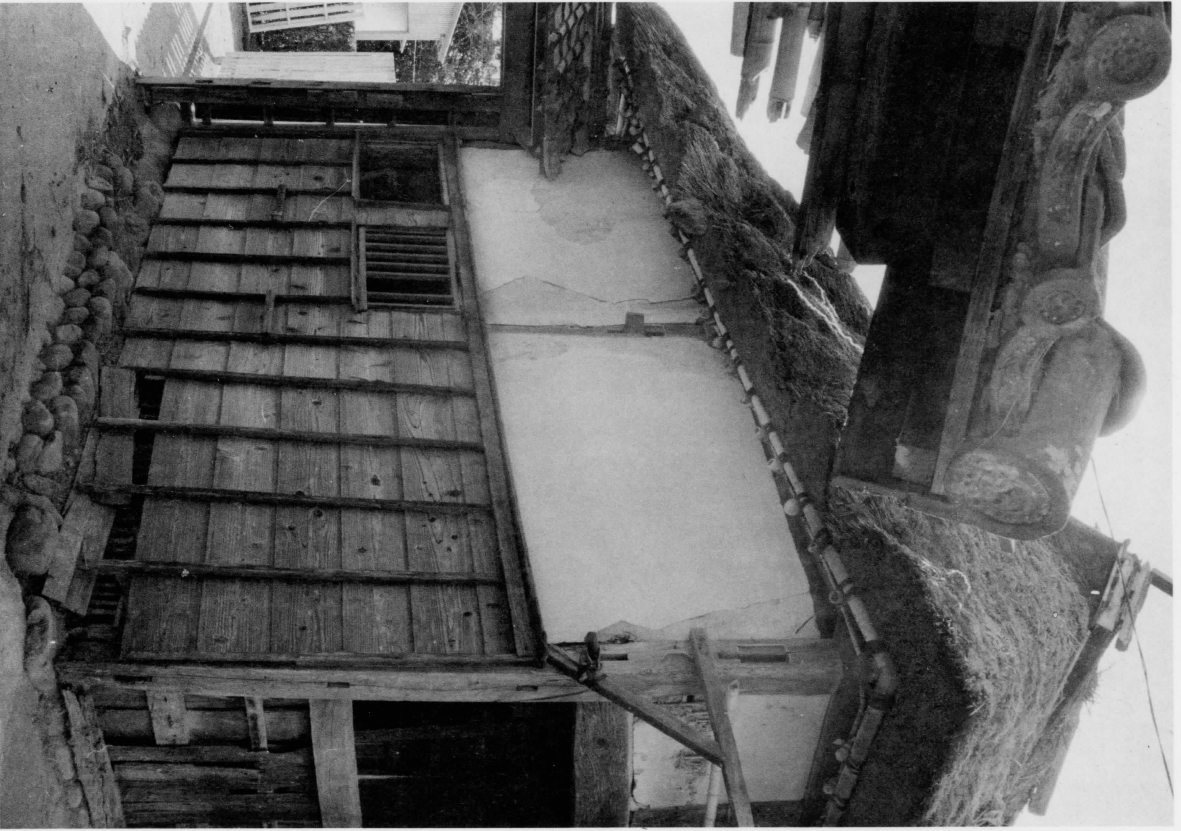
15 竣工 小屋裏



16 修理前 正 面



17 修理前 背 面



18 修理前 東側面



19 修理前 西妻側



20 修理前 門番部屋間仕切



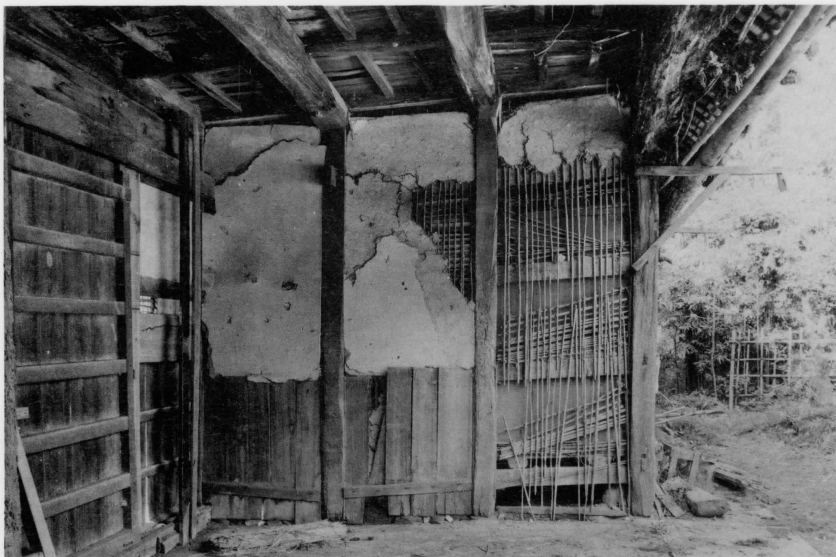
21 修理前 長屋通り



22
破損状況
背面通り



23
破損状況
背面通り



24
破損状況
長屋通り西側



25
破損状況
背面屋根



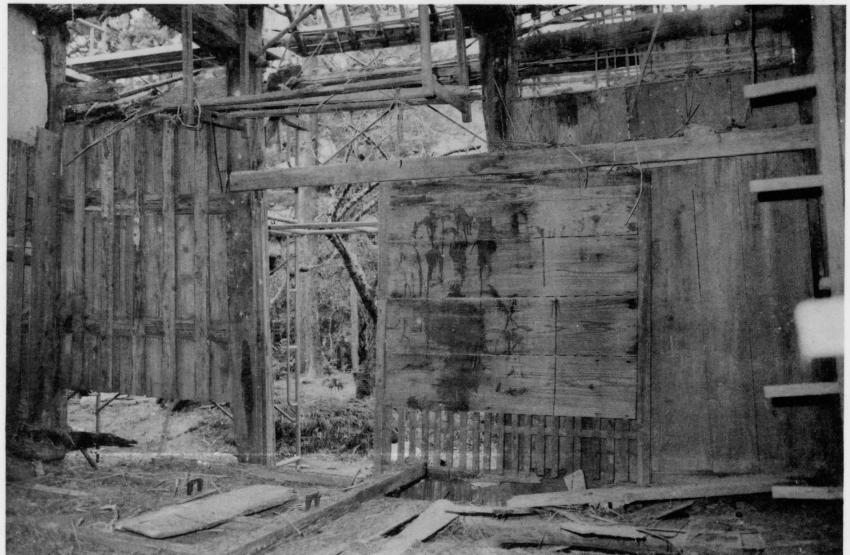
26
破損状況
東南隅の屋根



27
破損状況
背面屋根



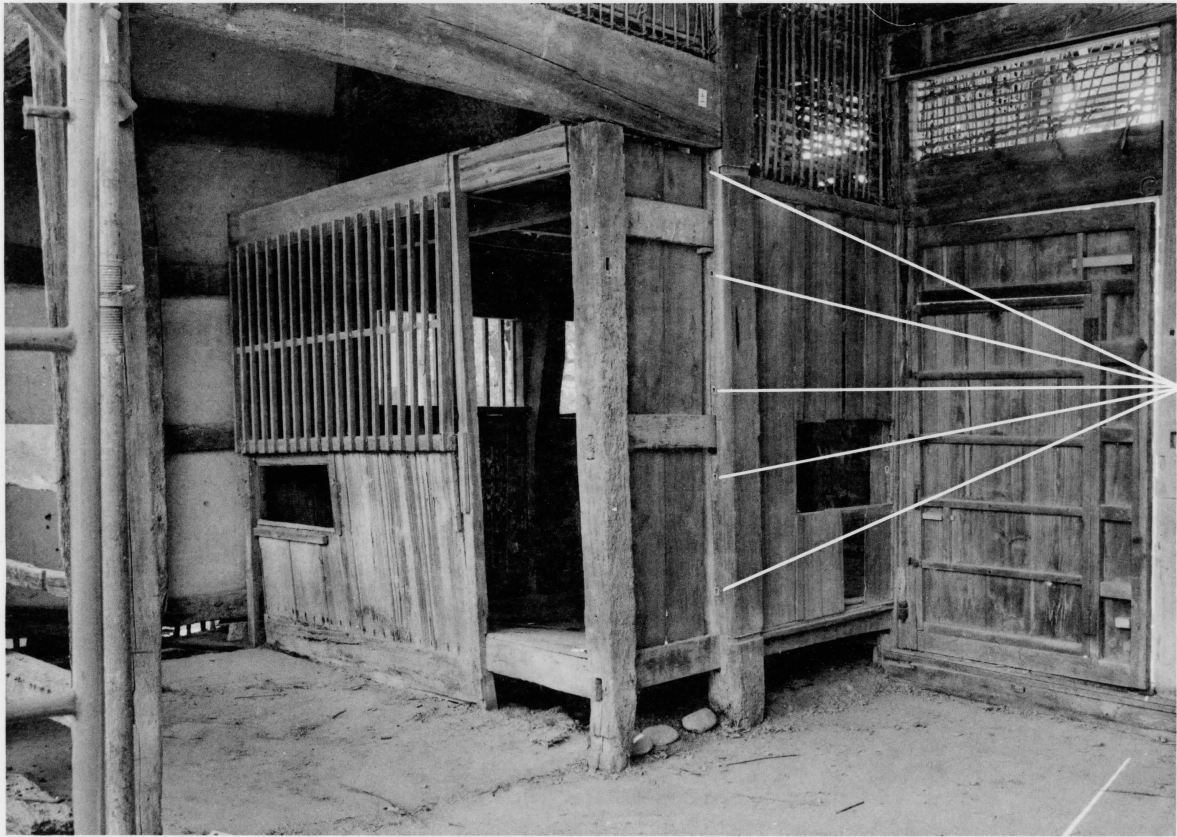
28 破損状況
男部屋(西端)



29 破損状況
下郎部屋



30 破損状況
長屋通り天井



真壁小舞穴

31 現状変更要旨一の(-) 修理前間仕切

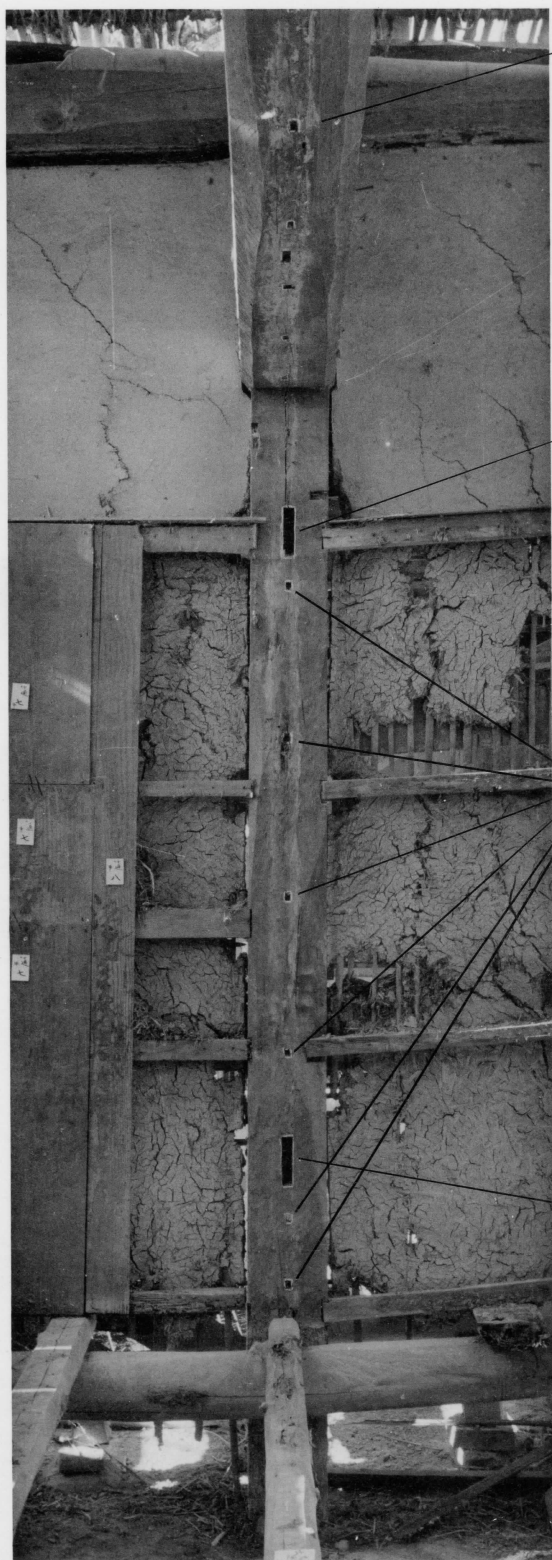
天井根太に転用されている棟通りの旧框



貫が切断されている
小舞穴

32 全 上

- 33(一) 現状変更要旨一の(二)
 当初は棟通りで二室に間仕切られていた
 (柱、梁に間仕切の土真壁痕跡がある)



(10の2)柱

梁下端に小舞穴、土壁跡

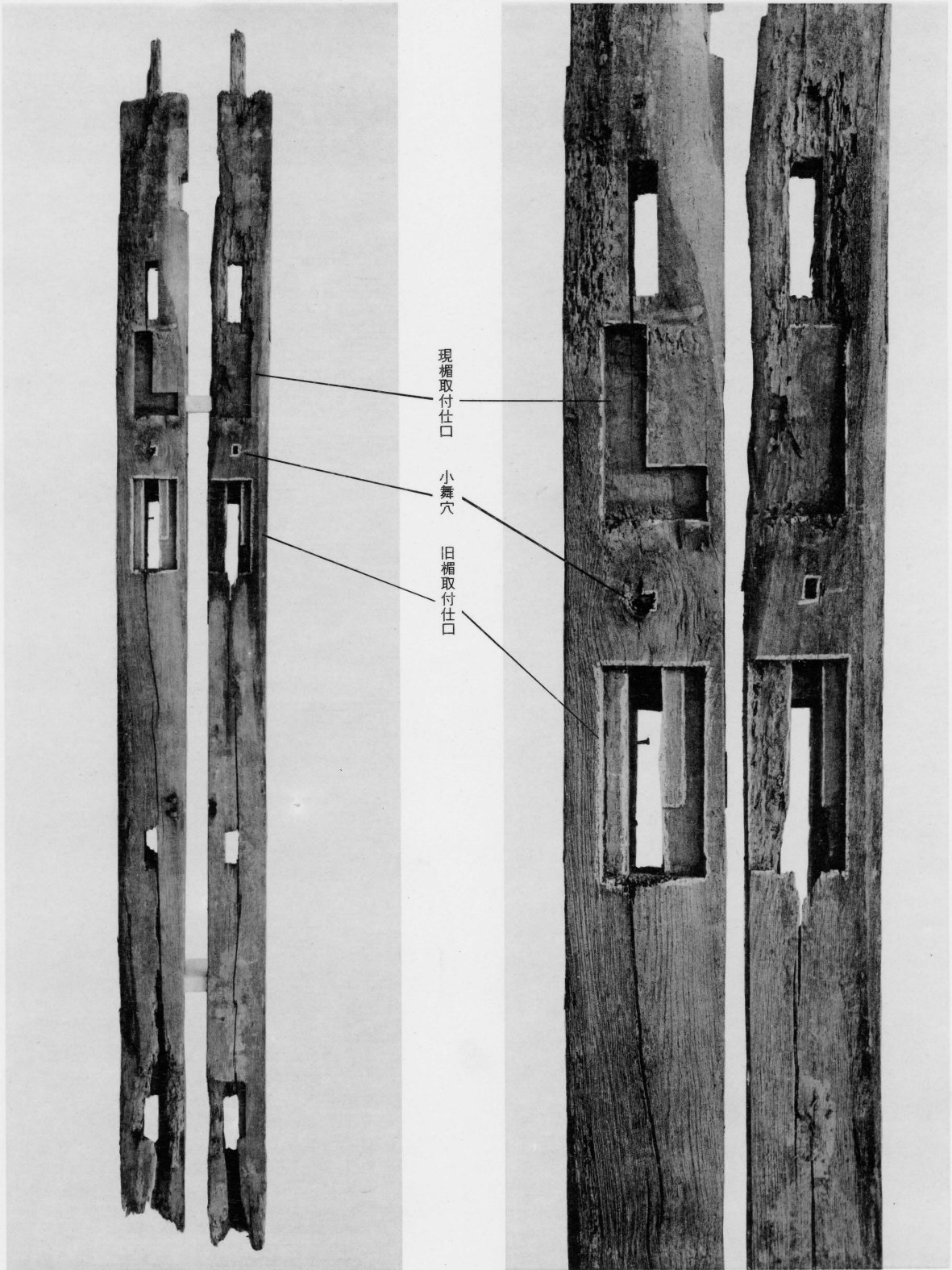
貫穴

小舞穴

貫穴



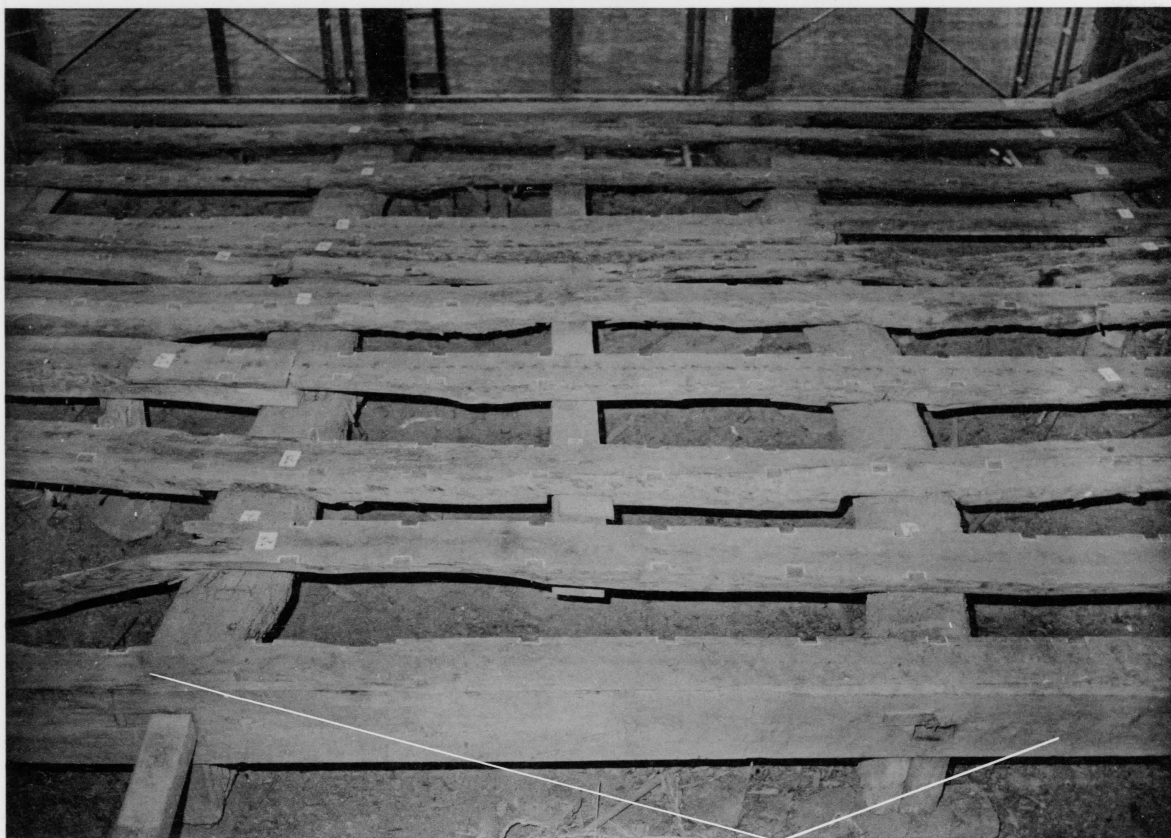
(7の2)柱



(14の4)柱
東面

(13-4)柱
西面

根太上り框上端に床目板張りの目板決り跡がある



35 現状変更要旨一の(三)

旧上り框（現状は上端を床板厚分欠取り旧土間部分まで床板張りとなっていた。

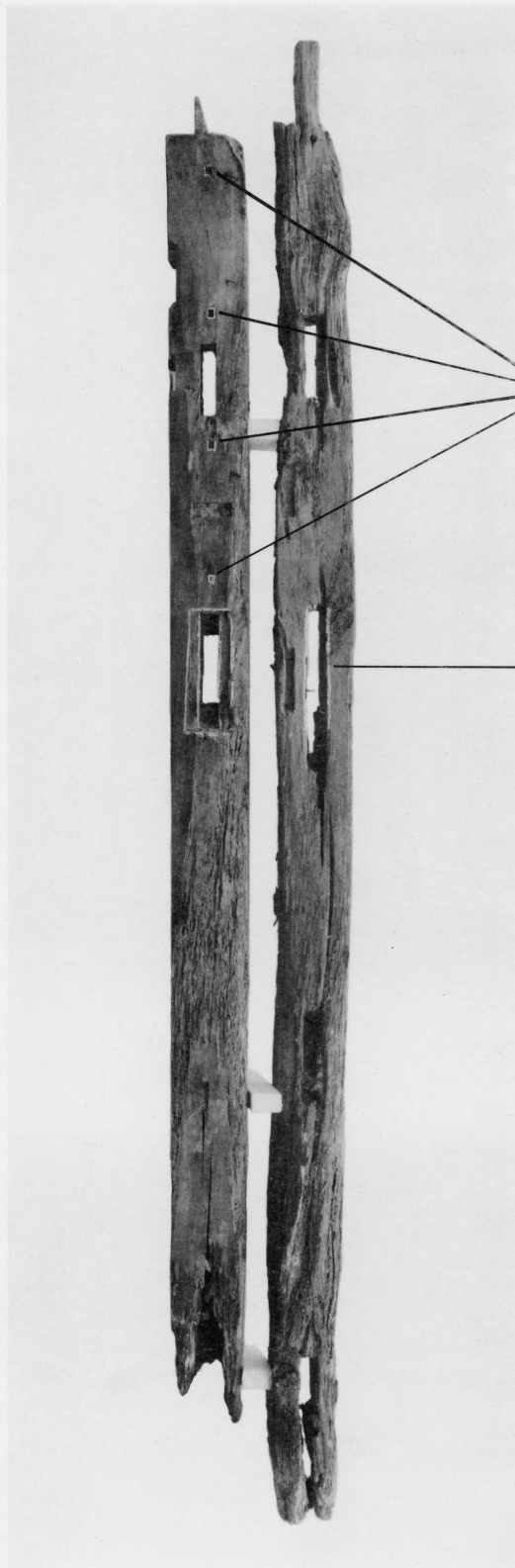


(一〇ノ二)柱に残る貫穴、小舞穴

36 現状変更要旨一の(二)

根太上端に残る旧間仕切柱の板断片

貫穴、小舞穴

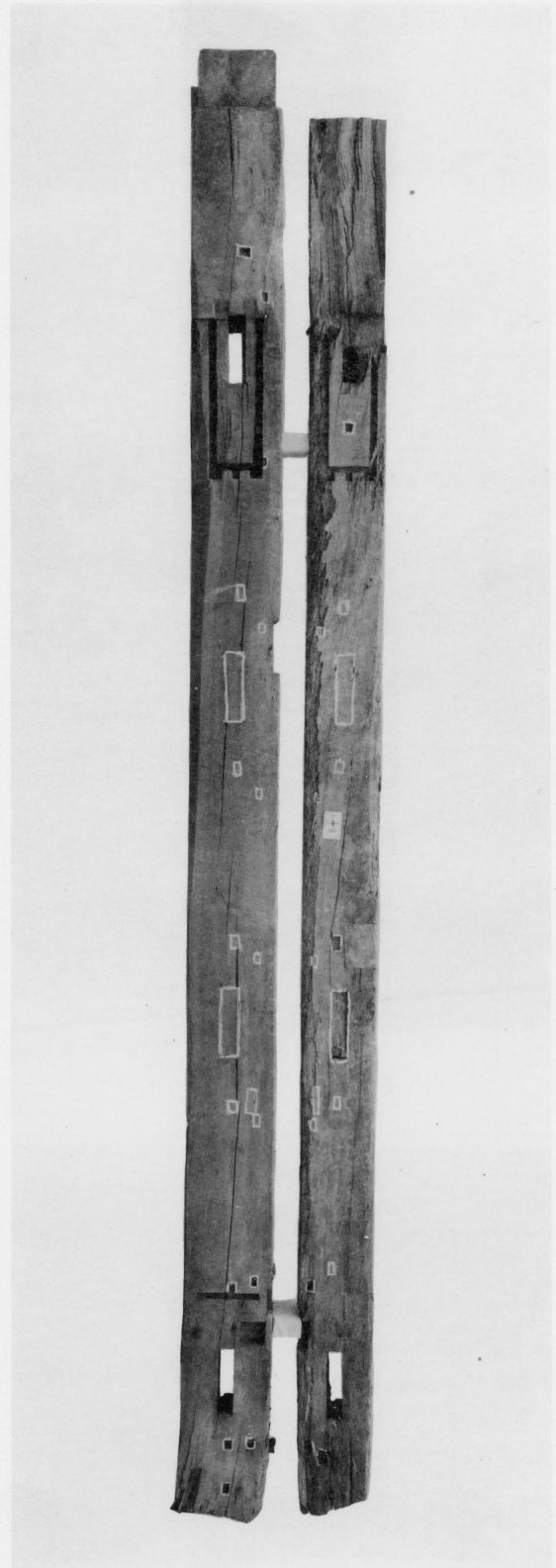


小舞穴

楯取付仕口跡

(14の4)柱
東面

(13の4)柱
西面



(15)柱
北面

(15の4)柱
南面

38(一) 現状変更要旨四

小舞穴 貫穴 楯取付仕口跡

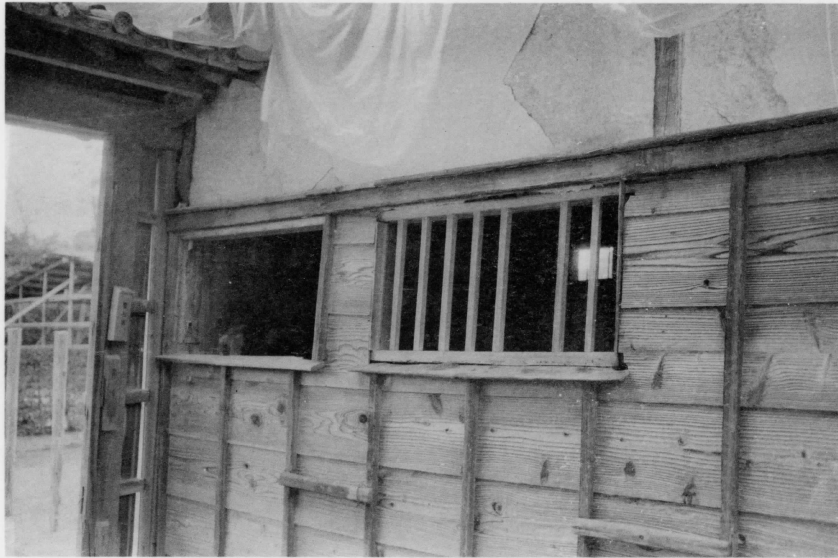


旧(さる) 柄穴跡

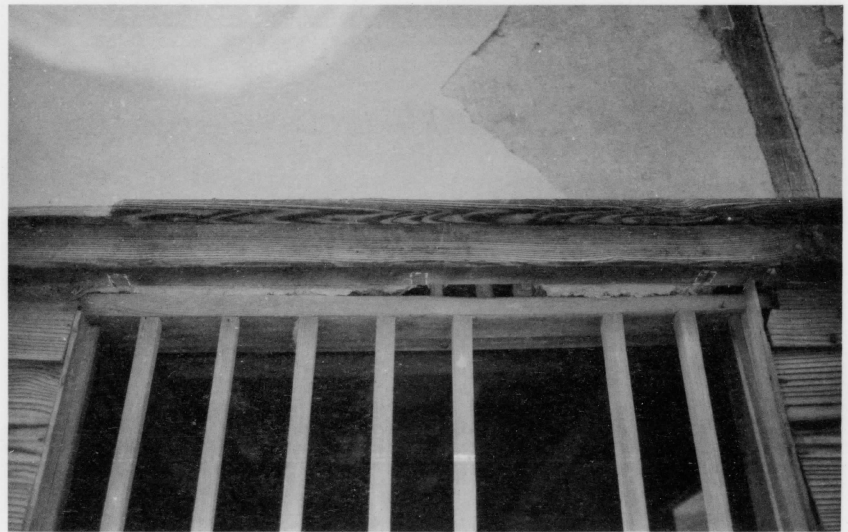
楯取付仕口跡



板壁の板溝及び胴縁穴



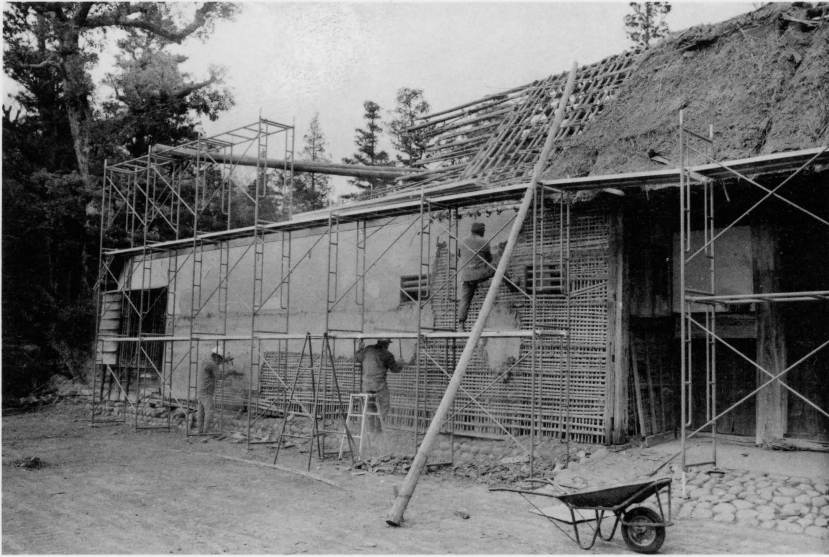
39 現状変更要旨一別表
門番部屋南より第一、二間の
後補の格子窓



40 同 上
南より第二間
簾の子下見板張の上胴縁下端に
簾の子切断面が残っている

41 同 上
南より第一間簾の子下見板張の上胴縁下端に
簾の子切断面が残っている





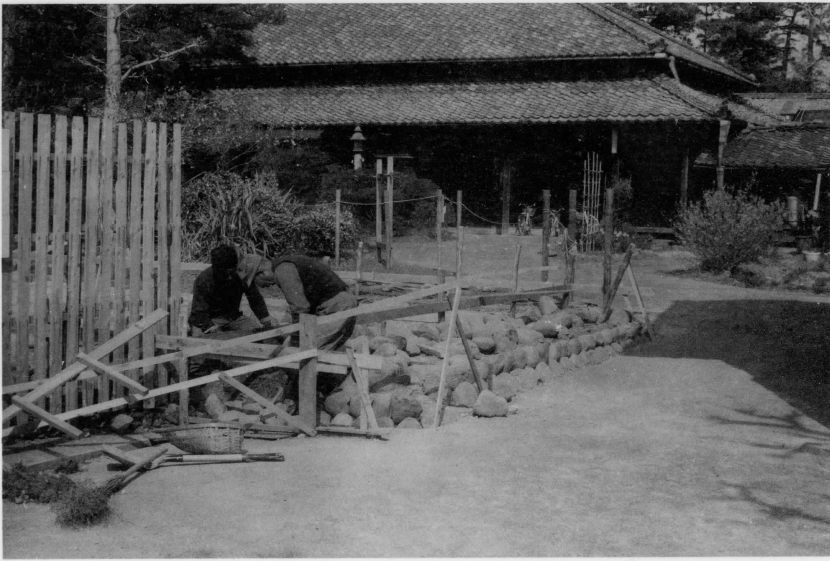
42
解体
(正面西側)



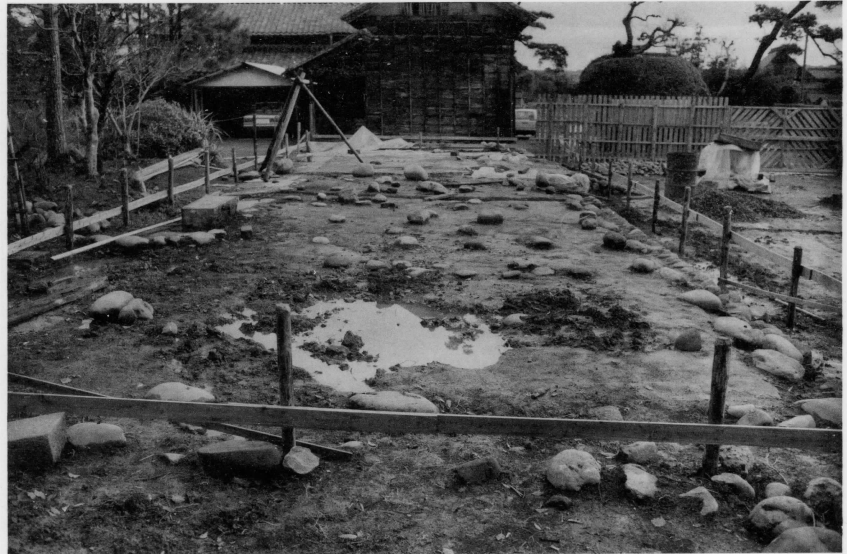
43
解体
(小屋)



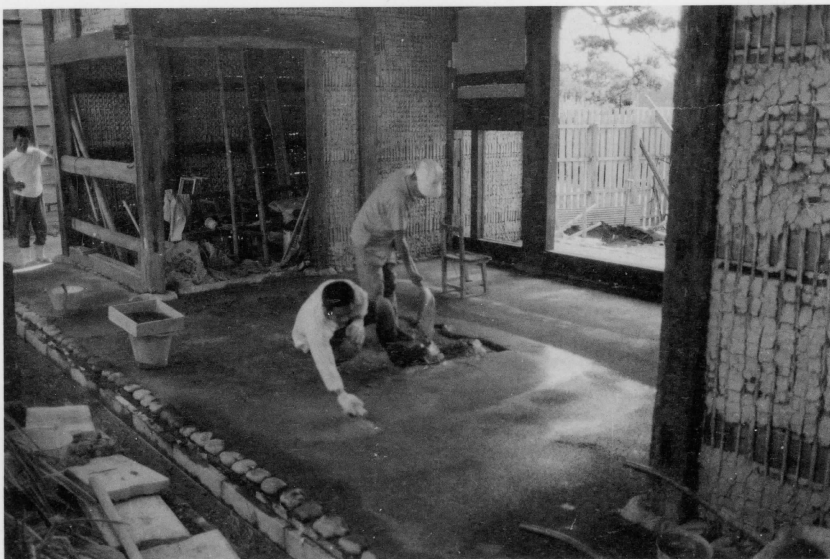
44
解体
(軸部)



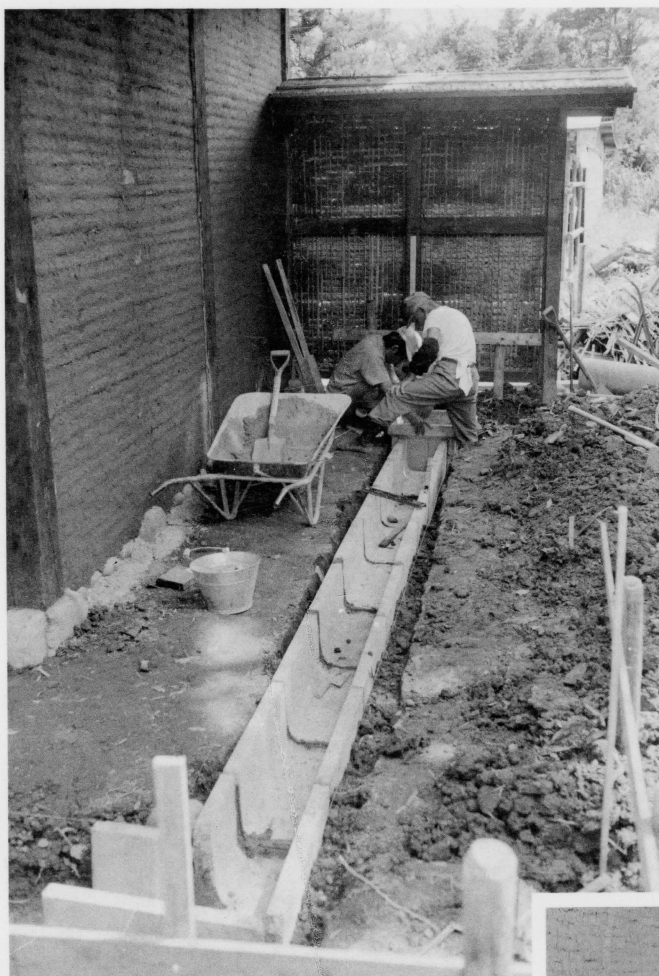
45 解体 (柱礎石据付)



46 基礎 (礎石据付完了)



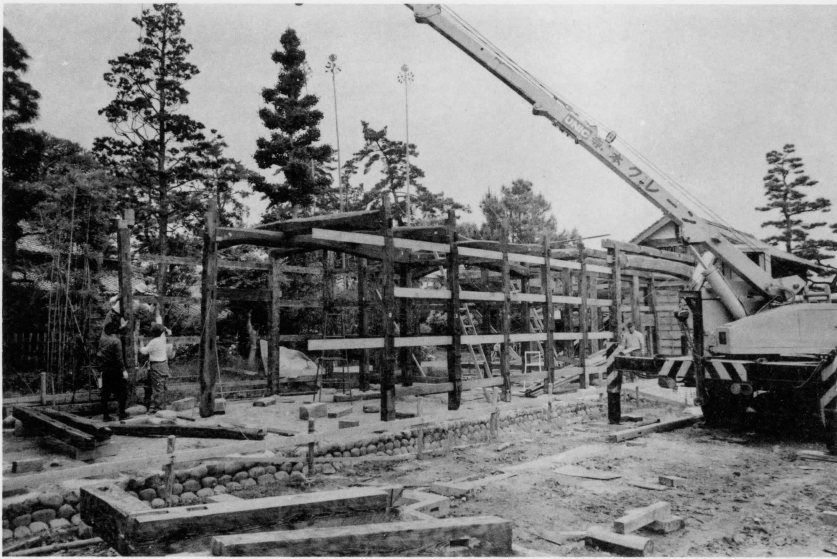
47 基礎 (長屋通りコンクリート叩)



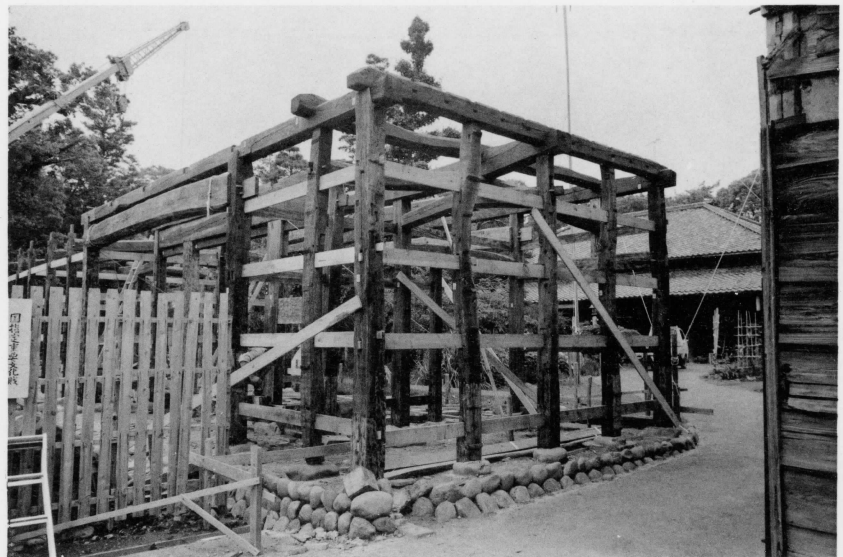
48 基礎（背面U字溝排水）



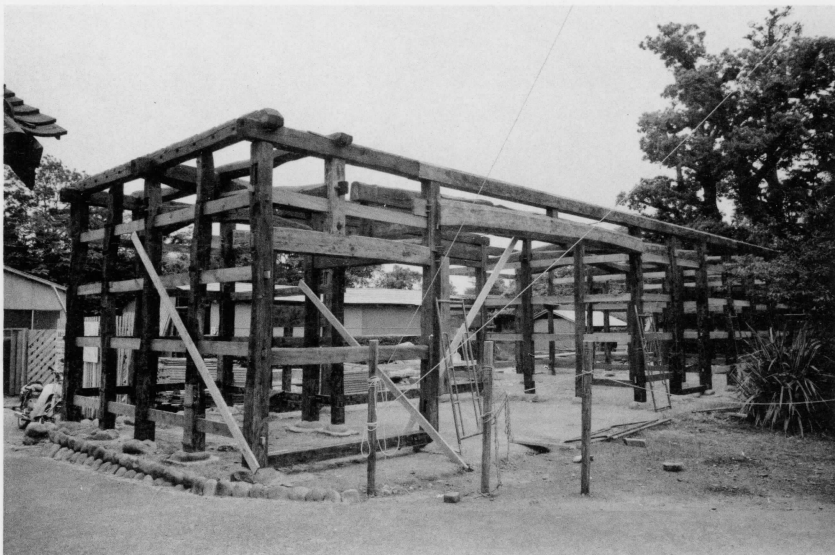
49 基礎（正面エスロンパイプ排水）



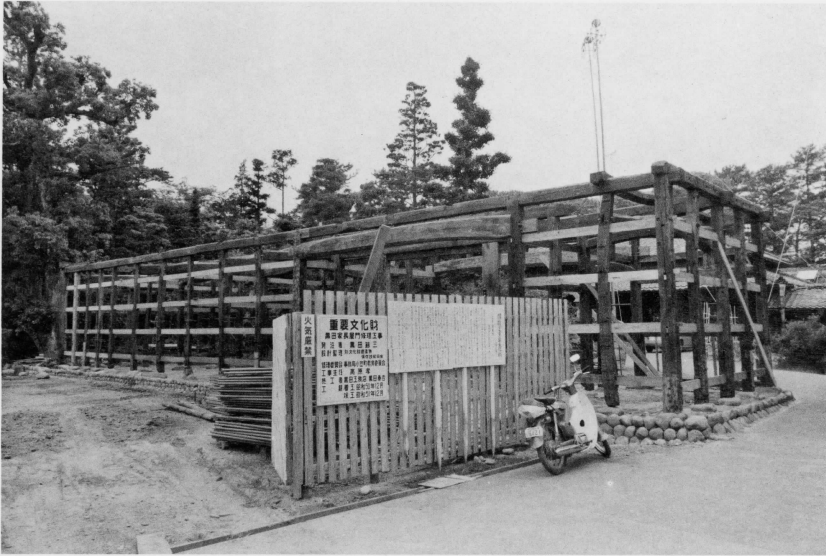
50
軸
組
(一)



51
軸
組
(二)

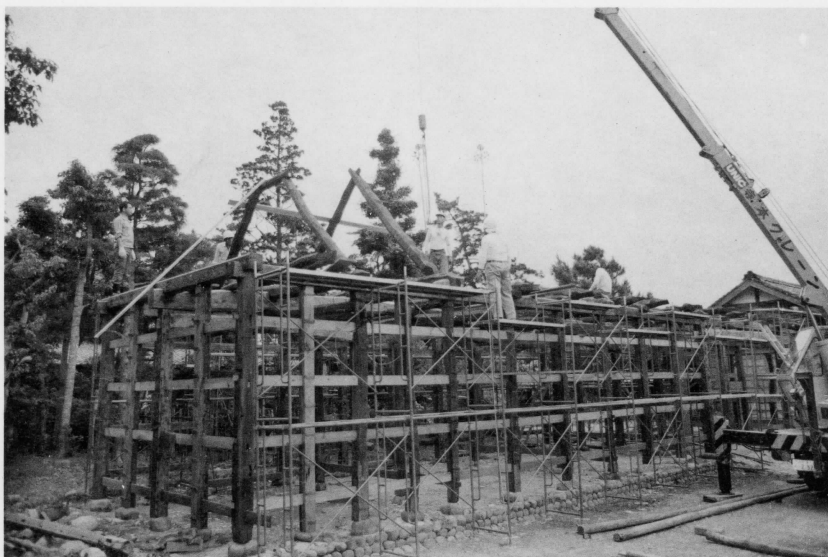
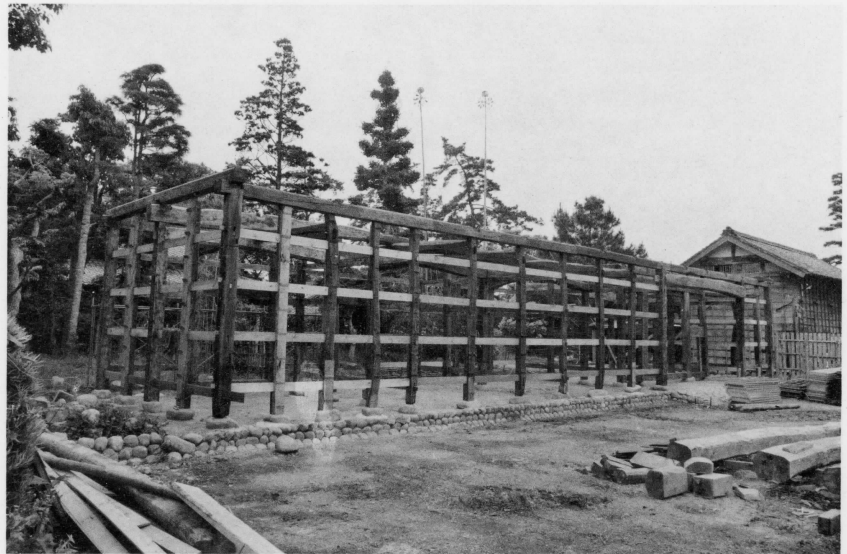


52
軸
組
(三)

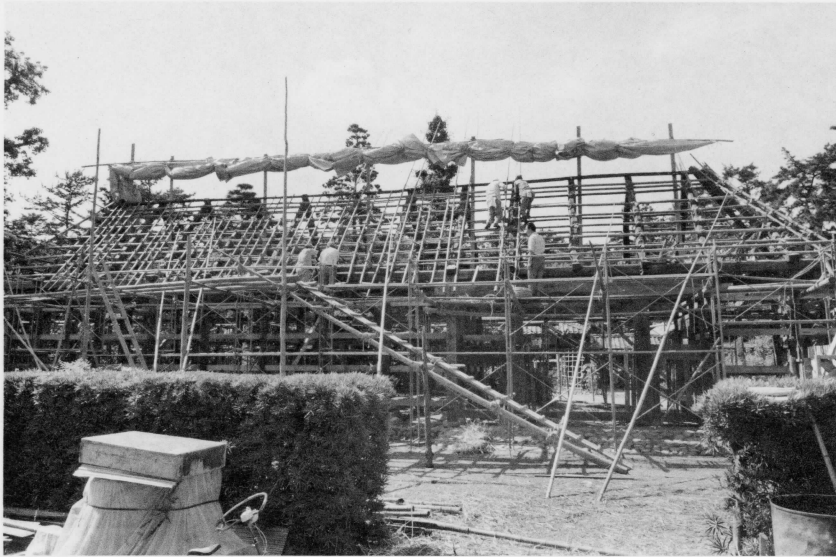


53
軸
組
(四)

54
軸
組
(五)



55
軸
組
(六)



56
屋根
(野地拵え)

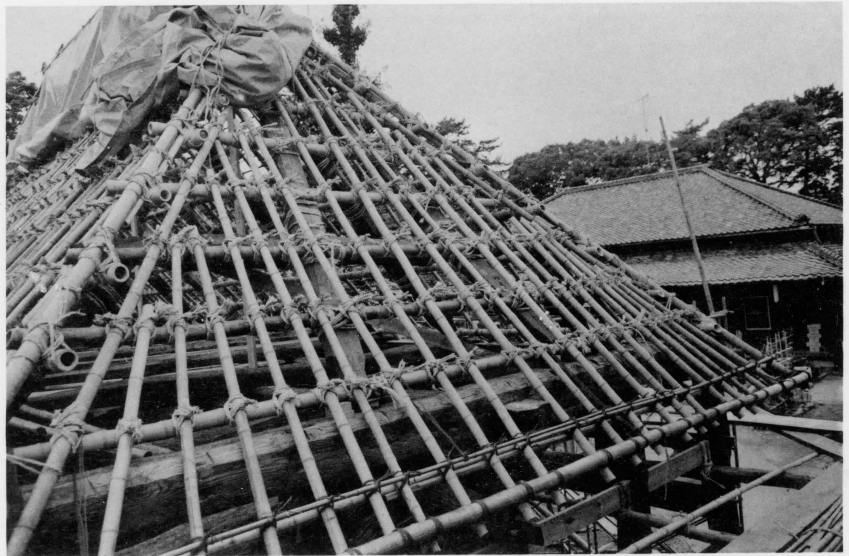
57
屋根
(野地拵え)



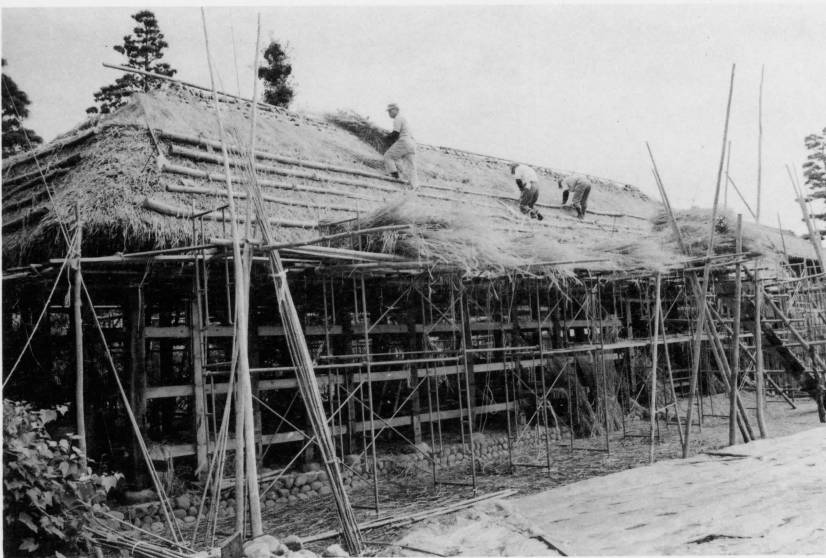
58
屋根
(野地拵え)



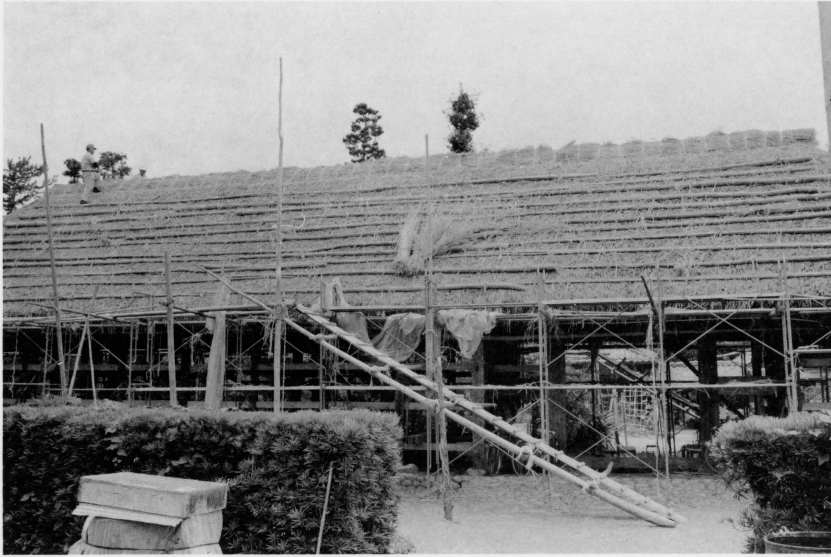
59
屋
根
(野地拵え)



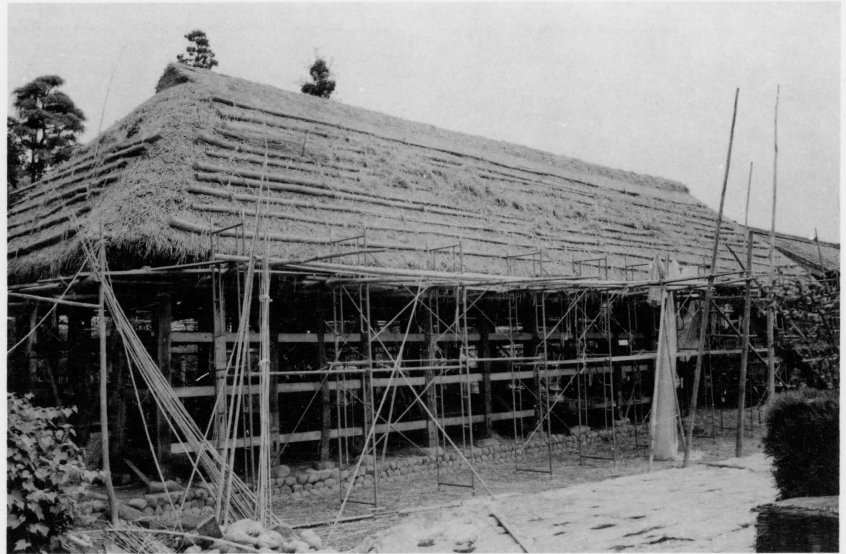
60
屋
根
(野地完了)



61
屋
根
(平葺)



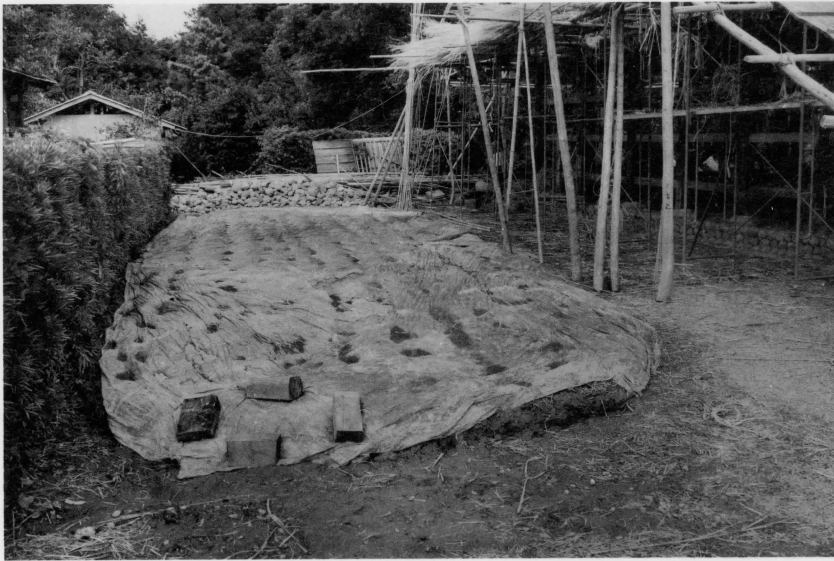
62 屋根(平葺完了)



63 屋根(棟積完了)



64 屋根(完了)



65 壁工事 (壁土練込)



66 壁工事 (小舞掻き)



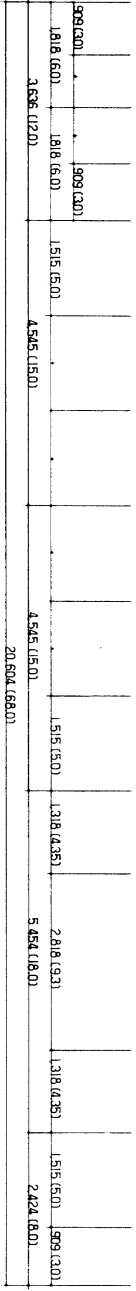
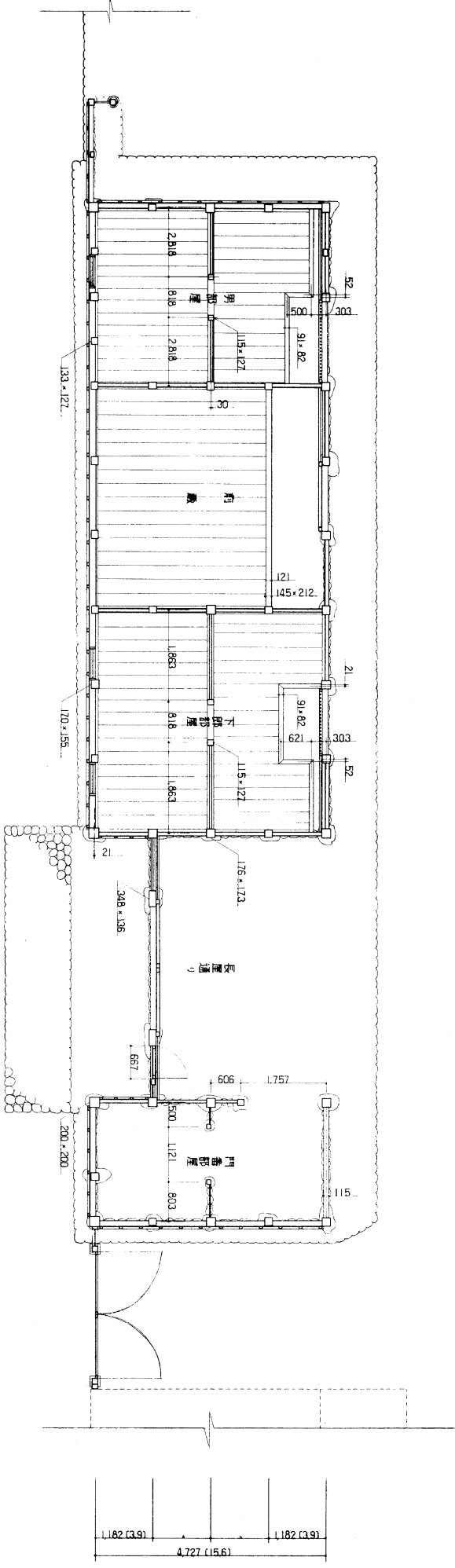
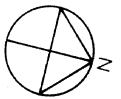
67 壁工事 (荒壁塗)



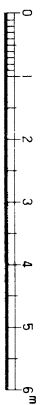
89 壁工事 (貫伏せ)



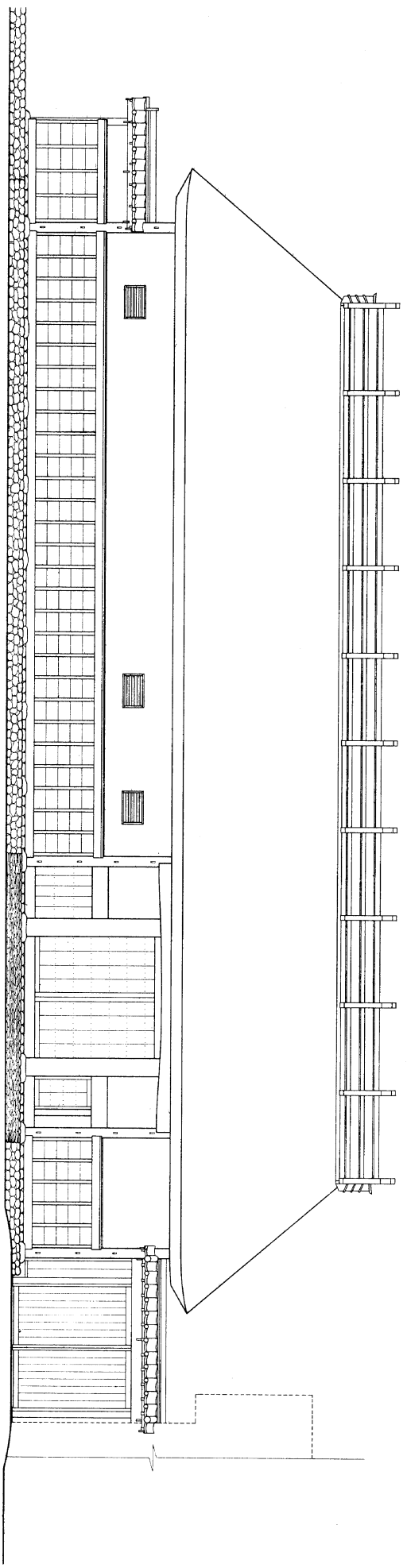
69 壁工事 (中塗り)



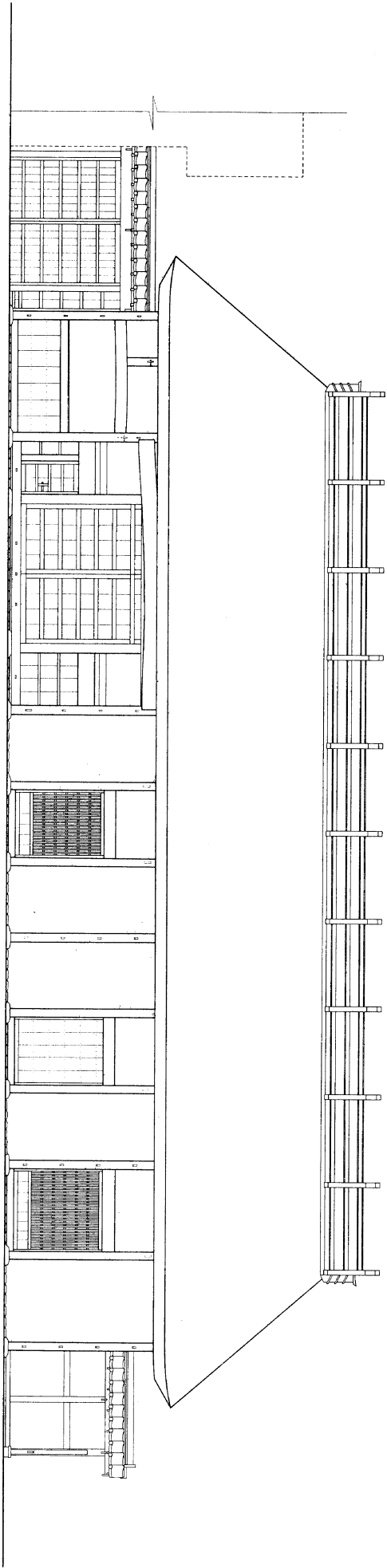
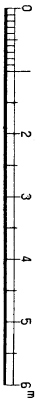
1 竣工平面図

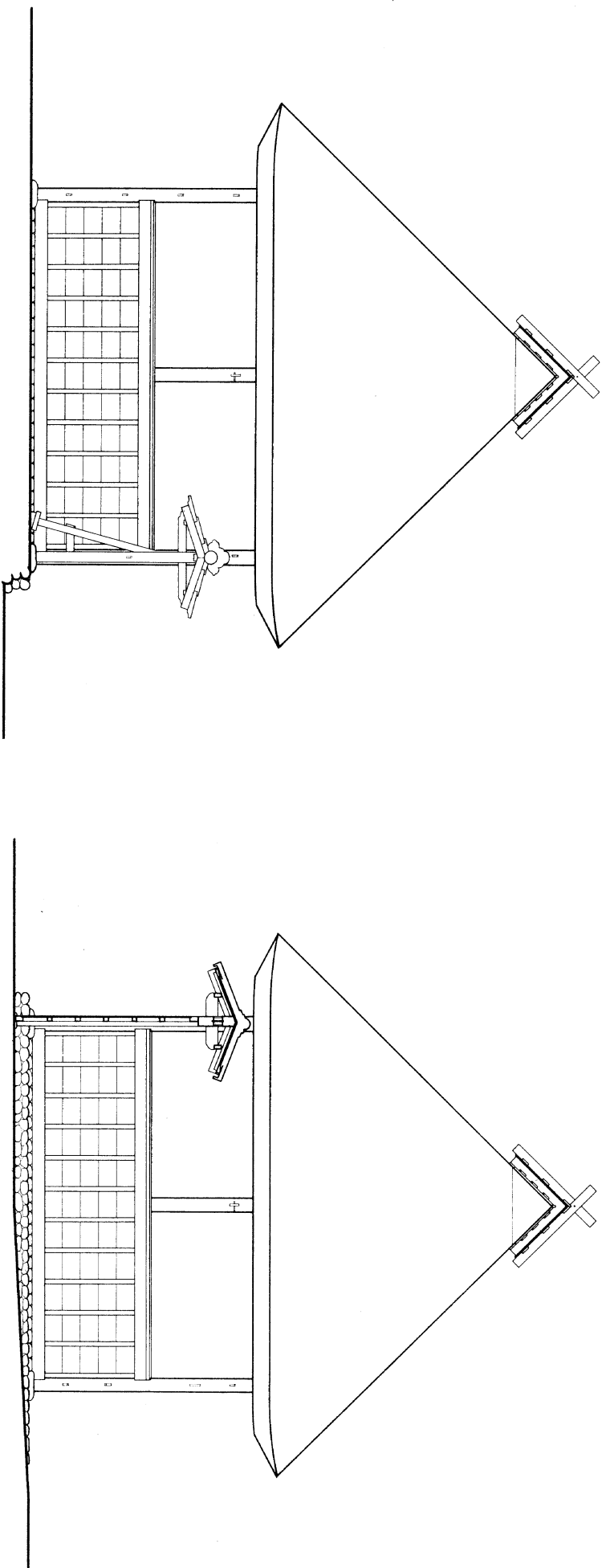


2 竣工正面图

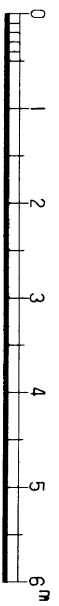


3 坡工背面图

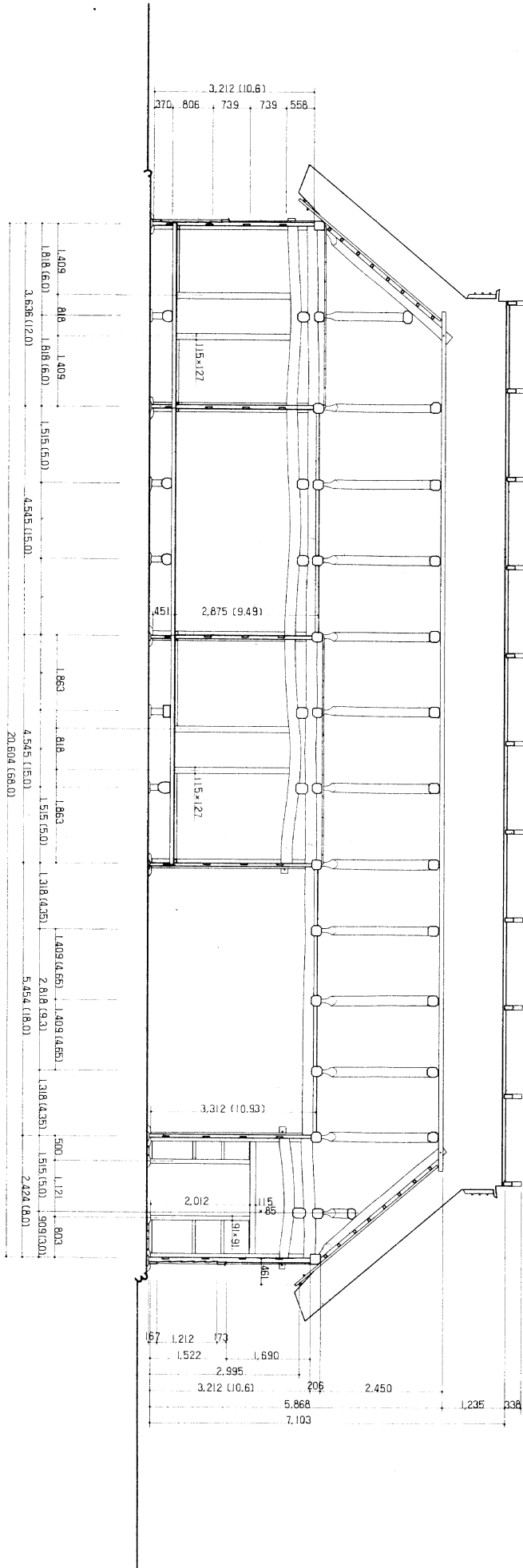




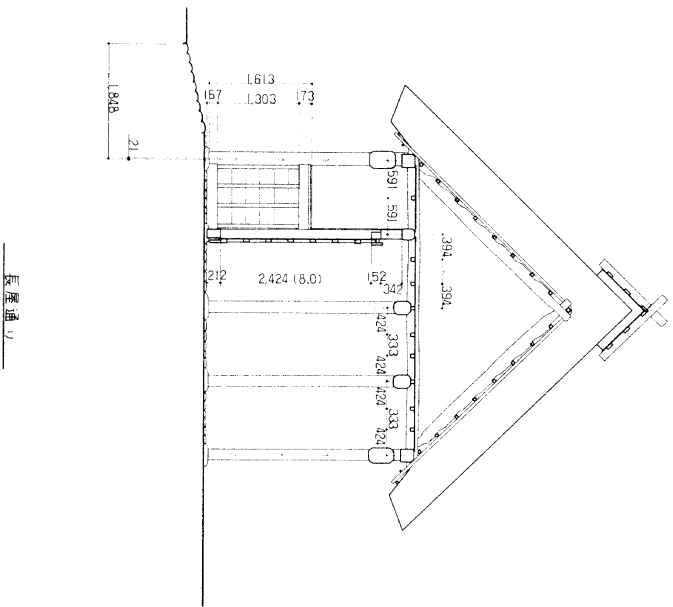
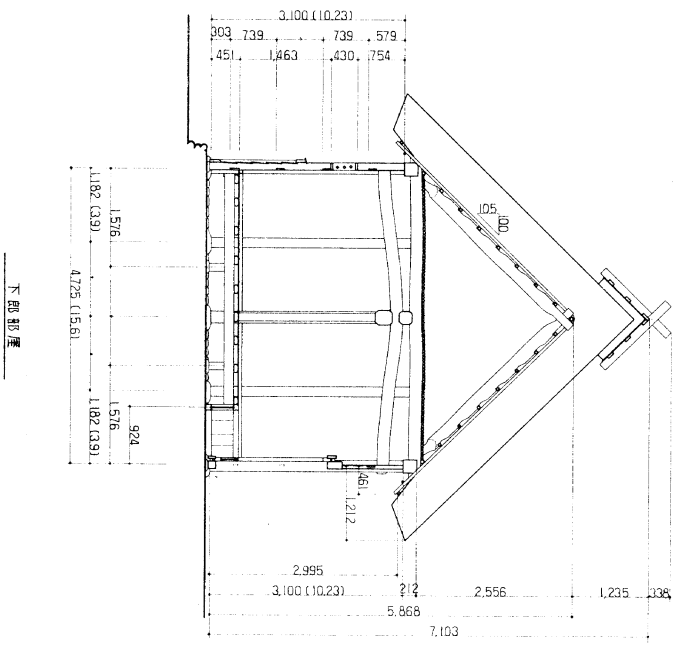
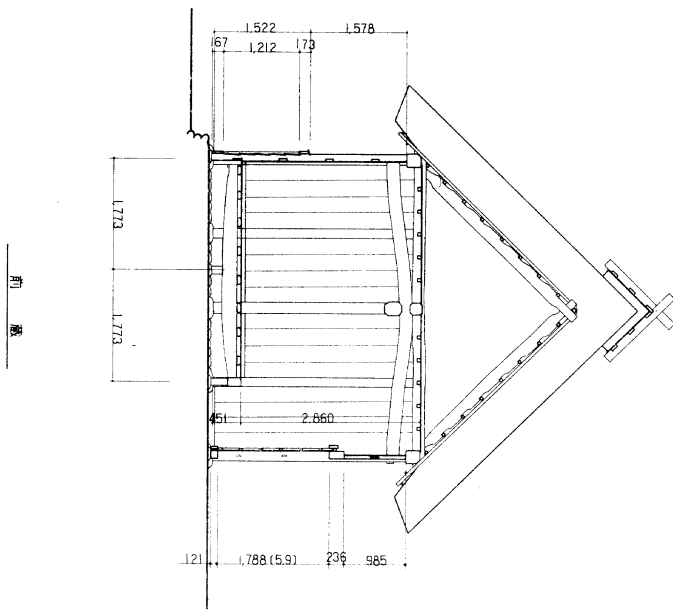
4 竣工側面図



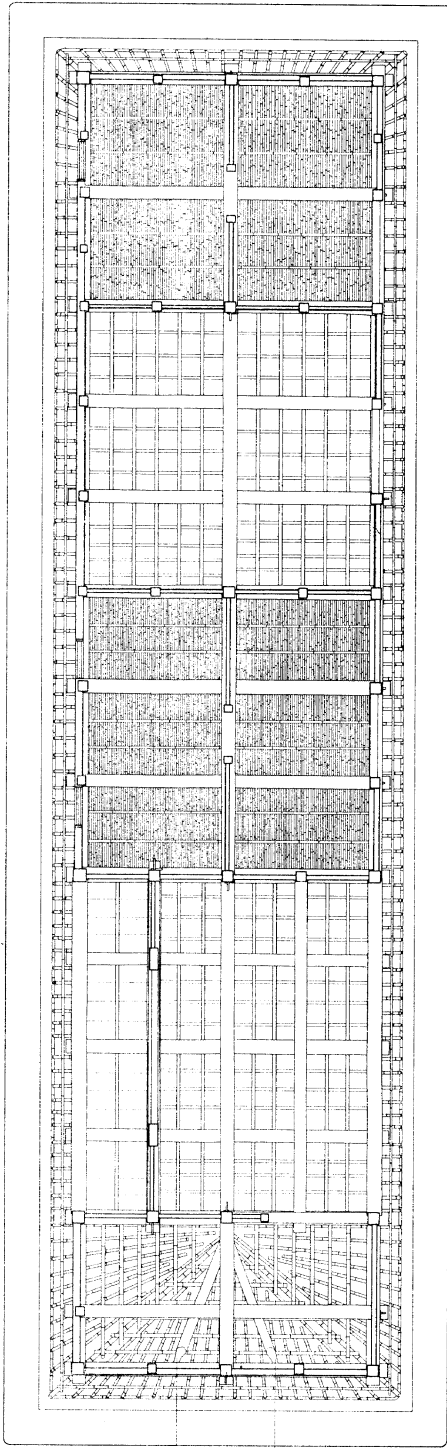
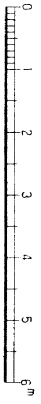
5 竣工 桁行断面図



6 竣工 梁行断面図



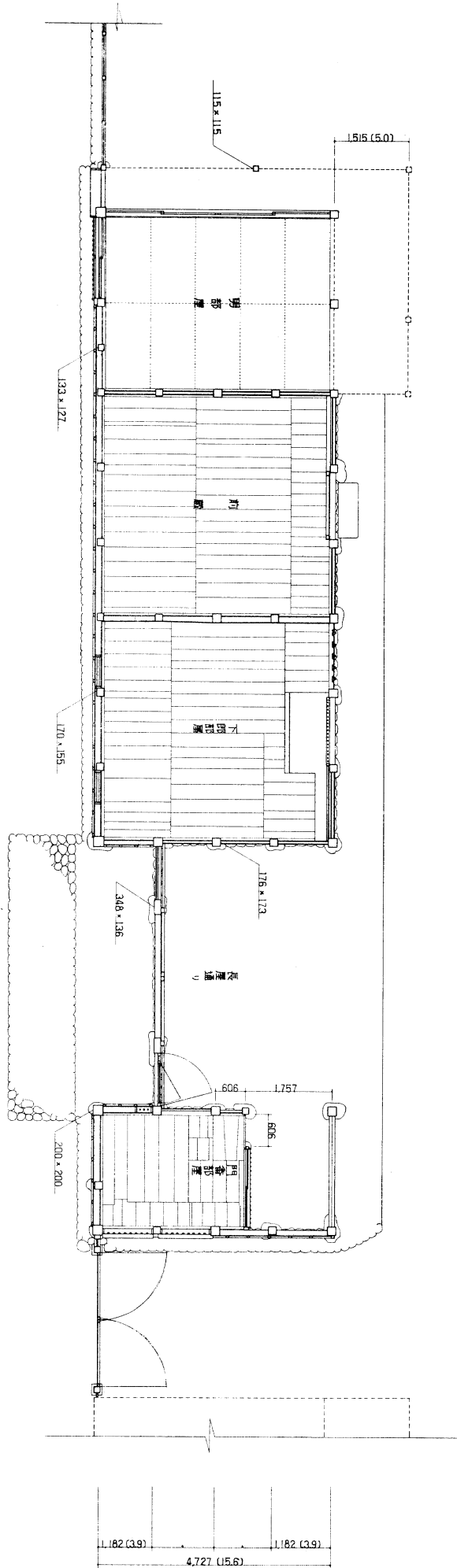
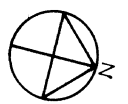
7 竣工見上図



1.576

1.576

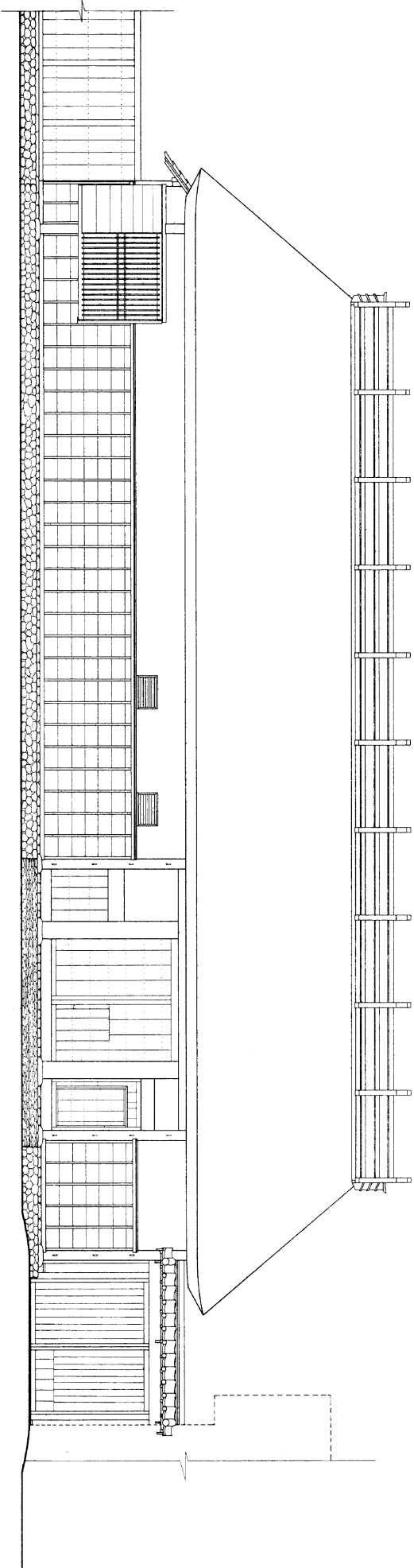
4.728 (15.6)



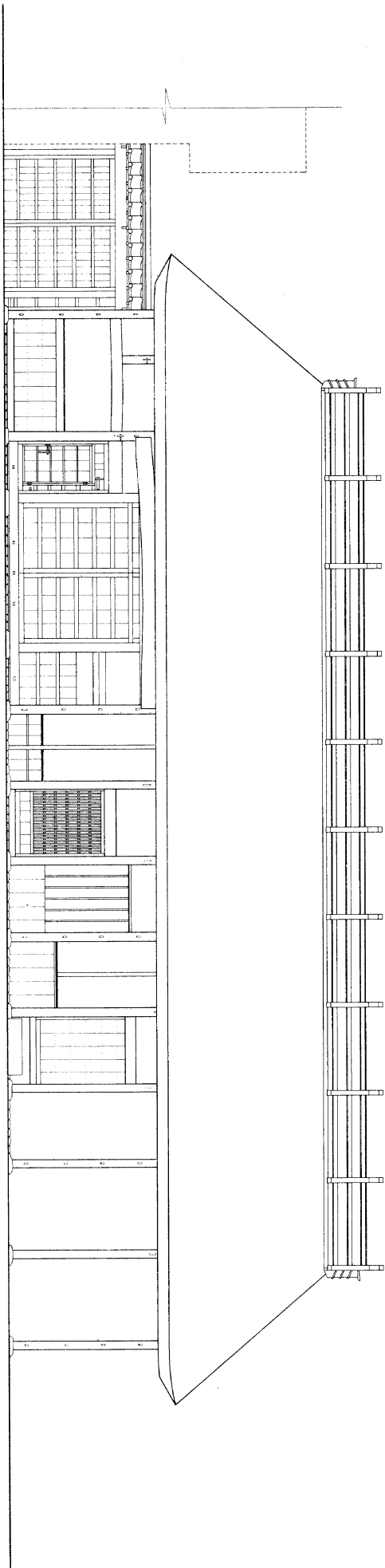
10 修理前 平面 図

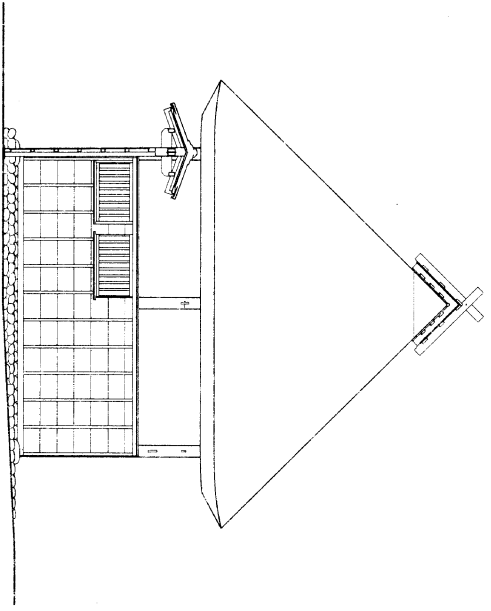


11 修理前 正面 图

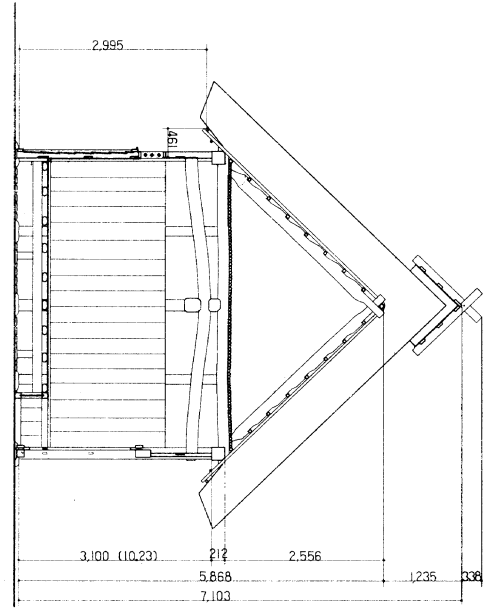


12 修理前 背面 図

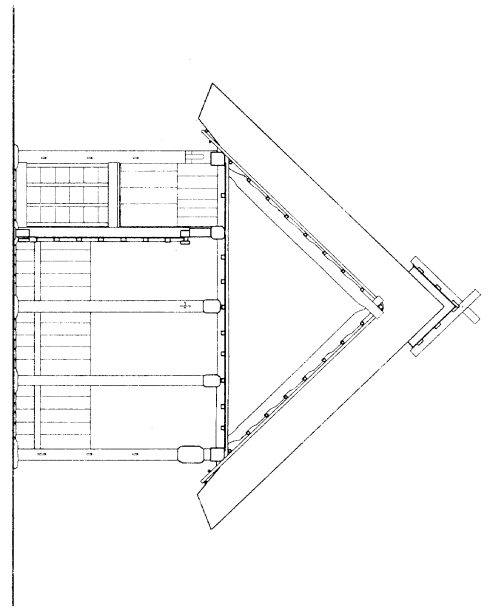




—— 侧立面图



—— 下部剖面图

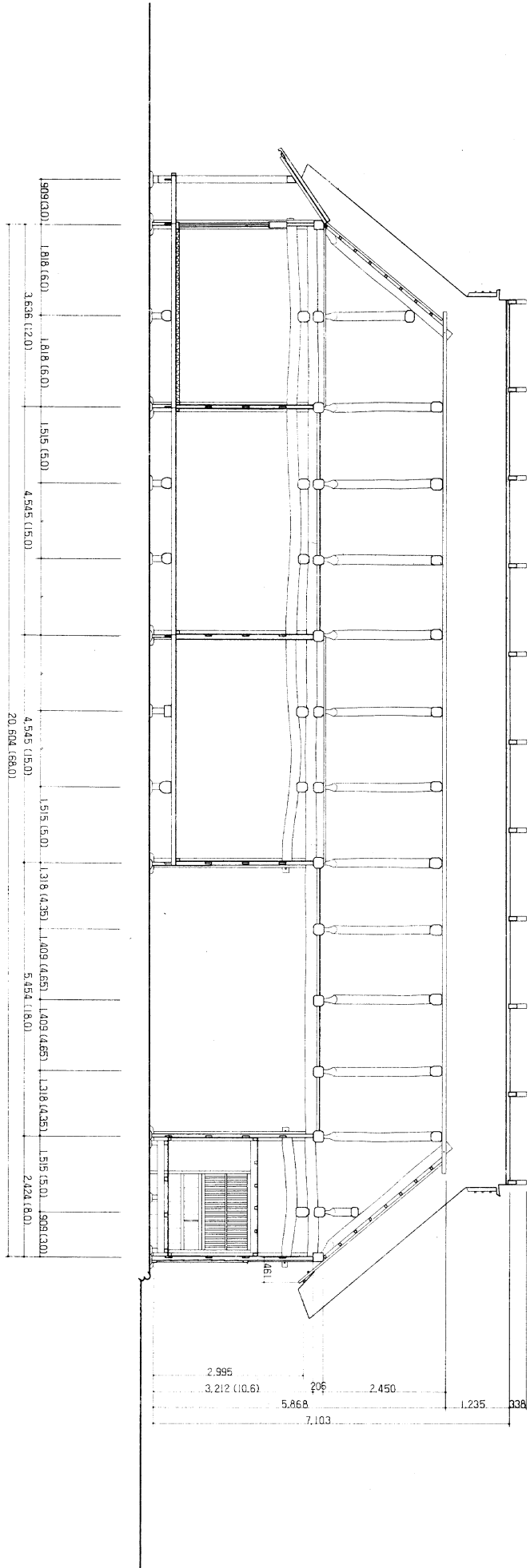


—— 长屋剖面图

13 修理前 侧面图、梁间断面图



14 修理前 桁行断面図



昭和五十一年十二月

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書

編集 財団法人 文化財建造物保存技術協会

発行 重要文化財黒田家住宅長屋門修理委員会

印刷

有限会社

真陽社

京都市下京区油小路仏光寺上ル

TEL〇七五(三五一)六〇三四